

令和2年第2回定例会

鋸南町議会会議録

令和2年3月4日 開会

令和2年3月13日 閉会

鋸南町議会

令和2年第2回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
議案第2号	一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第9号）について
議案第10号	令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第11号	令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
議案第12号	令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
議案第13号	令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について
議案第14号	令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第15号	令和2年度鋸南町一般会計予算について
議案第16号	令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第17号	令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第18号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第19号	令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第20号	令和2年度鋸南町水道事業会計予算について

令和2年第2回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号(3月4日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	2
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	14
渡邊 信廣 議員	14
笹生 正己 議員	30
鈴木 辰也 議員	45
笹生あすか 議員	61
竹田 和明 議員	71
散会の宣言	81

第2号（3月5日）

議事日程	82
本日の会議に付した事件	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	83
本会議に職務のため出席した者の職氏名	83
開議の宣言	84
議事日程の報告	84
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第15号の上程、説明	114
議案第16号の上程、説明	124
議案第17号の上程、説明	127
議案第18号の上程、説明	129
議案第19号の上程、説明	133
議案第20号の上程、説明	136
散会の宣言	139

第3号（3月13日）

議事日程	140
本日の会議に付した事件	140
出席議員	140
欠席議員	140
地方自治法第121条の第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	140
本会議に職務のため出席した者の職氏名	141
開議の宣言	142
議事日程の報告	142
議案第15号の委員長報告、討論、採決	142
議案第16号、17号、18号の委員長報告	148
議案第16号の討論、採決	149
議案第17号の討論、採決	150
議案第18号の討論、採決	151
議案第19号、20号の委員長報告	152
議案第19号の討論、採決	153
議案第20号の討論、採決	154
閉会の宣言	155

鋸南町告示第9号

令和2年第2回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月28日

鋸南町長 白石 治 和

1. 期 日 令和2年3月4日（水） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和2年第2回鋸南町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年3月4日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 一般質問〔5名〕
① 7番 渡邊 信廣 議員
② 11番 笹生 正己 議員
③ 9番 鈴木 辰也 議員
④ 1番 笹生あすか 議員
⑤ 3番 竹田 和明 議員

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 笹生あすか 議員 | 2番 早川正也 議員 |
| 3番 竹田和明 議員 | 4番 大塚昇 議員 |
| 5番 青木悦子 議員 | 6番 笹生久男 議員 |
| 7番 渡邊信廣 議員 | 8番 小藤田一幸 議員 |
| 9番 鈴木辰也 議員 | 11番 笹生正己 議員 |
| 12番 平島孝一郎 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 白石 治和	副町長 内田 正司
教育長 富永 安男	総務企画課長 平野 幸男
税務住民課長 加藤 芳博	保健福祉課長 杉田 和信
地域振興課長 飯田 浩	建設水道課長 平嶋 隆

教育課長 福原規生
総務管理室長 安田隆博

会計管理者 寺本幸弘
監査委員 柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長 笹生矩義

書

記 安

藤

睦

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第2回鋸南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配付漏れなしと認めます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青木悦子）

日程第1「会議録署名議員の指名」をいたします。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

3番 竹田 和明議員、9番 鈴木辰也議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（青木悦子）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月25日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さん、おはようございます。

マスクをして発表してみます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月25日、午前10時から議会運営委員会を開き、令和2年第2回鋸南町議会定例会の会期及び日程等について協議いたしましたので、ご報告いたします。

今定例会の会期は、本日から13日までの10日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案1件、町長提出議案20件が提出されております。

本日はこの後、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、5名の一般質問を行い、本日は散会したいと思います。

明日5日は、午前10時から会議を開き、発議案第1号から議案第14号まで、順次上程のうえ、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第15号から議案第20号までの令和2年度各当初予算関係については、順次上程のうえ、当局からの説明を受けるだけとします。

なお、当初予算の審査につきましては、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会では協議されておりますことを、併せてご報告いたします。

6日から12日までの7日間は、議案調査のため休会といたします。

13日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第15号から議案第20号までについて、質疑、討論を行っていただき、採決を願いたいと思います。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、渡邊信廣議員、鈴木辰也議員、竹田和明議員、笹生あすか議員、そして私、笹生正己の5名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内といたします。

また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないといたします。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただいまの、議会運営委員長から報告ですが、今定例会の会期は本日から13日までの10日間とし、一般質問については、通告のあった議員が5名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で回数は定めないとのことです。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から13日までの10日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（青木悦子）

日程第3「諸般の報告」をいたします。

議長としての報告事項を申し上げます。

2月18日、千葉県町村議会議長会第3回定例会が開催され、役員の改選が議題となり、私が同会の監事に選任されましたので、報告します。

また、今定例会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

◎提案理由の説明並びに諸般の報告

○町長（白石治和）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回鋸南町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に、町長として、ご提案申し上げます議案は、専決処分の承認1件、条例の一部改正7件、令和元年度の各会計補正予算案及び令和2年度の各会計当初予算案で20議案でございます。

議案の概略をご説明する前に、新年度に向けての、所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況は、内閣府が2月に公表した月例経済報告によりますと、現状は「緩やかに回復している」と判断、先行きについても「緩やかな回復が続くことが期待される」とする一方で、「新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に十分注意する必要がある」との

見解を示しております。

また、令和2年度の国の地方財政対策では、人づくり改革の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和元年度を7,246億円、率にして1.2%上回る、63兆4,318億円を確保したとしています。

しかしながら、地方の景気回復は遅れ、人口減少と少子高齢化の影響から、町税は減収傾向にあり、町の財政は依然として厳しい状況が続くものと見込んでおります。

さらに、昨年、未曾有の被害をもたらした台風15号災害に対しては、被災者の皆さんが1日も早く復興を成し遂げ、安心した暮らしに戻れるよう、町の最重要課題と位置付け、全力で取り組んで参る所存でありますが、復旧・復興に係る経費は、本町の平年の予算規模を上回る40億円余りとなり、財政調整基金の減少や町税の減収、将来的な財政負担も増大することが懸念されるところであります。

さて、本町では、「総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、諸計画に基づき、まちづくりを進めて参りました。

令和2年度は10年を期間とした総合計画の最終年であり、これまで進めてきたまちづくりを引き続き推進して参ります。

併せて、台風災害からの復旧・復興を加速化させるとともに、年々激甚化する災害に対する防災対策の充実を図って参る所存でございます。

そして、全国各地から寄せられたご支援やマスコミ報道によって、広く認知された「千葉県鋸南町」を、豊かな自然と温暖な気候で暮らし、子育てしやすい通勤圏の町として、多様な人材が集まる町、すなわち関係人口が増加するまちづくりを創造して参ります。

まず、地方創生の拠点として整備した都市交流施設道の駅保田小学校は、5年目を迎えまして、多くの方々にご来場をいただき、南房総地域のランドマークとなりました。

また、長年、醸成して参りました花木によるまちづくりも、佐久間ダムをはじめとして、大勢の方々にご来訪いただき、「花の町きよなん」として県内外にアピールできる観光資源となって参りました。

一方、過疎地域が抱える共通の課題である人口減少対策では、学校等の給食や保育料等の無償化、子育て広場の運営など、子育てをサポートする仕組みも構築しつつあります。

これまで、町として取り組んで参りました施策を、さらに実効性のあるものとしていくため、令和2年度では、旧保田小学校プールや旧鋸南幼稚園、周辺用地の購入を計画いたしました。施設の利便性と機能強化を積極的に推進して、地域経済への波及効果を目指します。

また、人口減少、少子高齢化対策では、次期総合計画及び総合戦略において、高速道路網の進展による優位性を活かした通勤圏化の推進や、自然豊かな地域における居住空間の創出、きめ細やかな子育て支援など、町の特性を活かした対策について検討、具現化を図り、経済的な波及により、持続可能なまちづくりを目指して参ります。

それでは、令和2年度予算編成について申し上げます。

本町の財政見通しは、歳入の約4割を占める地方交付税が、国の令和2年度地方財政計画により、前年度比2.5%と、伸びる見込みとなっている一方で、町税は台風災害等の影響から減収となることが見込まれ、一般財源の不足額を財政調整基金の取り崩しによって補填せざるを得ない状況でございます。

経常経費を押し上げている要因の一つである公債費については、依然として一般財源に占める割合が高い状況ではございますが、平成19年度から取り組んで参りました公債費の負担適正化対策が実を結び、平成30年度決算での実質公債比率は、0.3ポイント改善され、13.7%となりました。

また、財政調整基金は、厳しい財政規律のもとで、平成30年度末までに12億8千万円を保有し、ようやく財政の安定化に向けた基盤を構築することができましたが、ご承知のように、昨年の台風災害による緊急的な財政出動により、令和2年度当初予算後の基金残高は6億3千万円余りと、半減する事態となっております。

今後は、超高齢化時代を迎えての社会保障関係経費の増加、あるいはインフラや各公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策等への多額の費用が見込まれることから、令和2年度以降の財政運営は厳しい局面を迎えるものと想定されます。

このような状況の中で、総合計画に掲げる3つの政策目標である「活力ある産業づくり」、「輝く人材づくり」、「安心生活づくり」を基本として、住民サービスの低下を招かず、活力あるまちづくりのための施策の展開を図り、深刻な人口減少の抑制に向け、施策を推進する必要がございます。

このため、令和2年度においても、特別職及び管理職の給料削減について継続いたしたく、関連議案を提出させていただきました。

今後とも、被災者の方々の復旧復興と、安心安全なまちづくりの実現、財政の健全化に向けて、職員と一丸となって、精一杯の努力をいたす所存であります。

議員各位のご理解と町民の皆様のご協力をお願いする次第でございます。

それでは、今定例会にご提案いたします議案の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります、「令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、2月10日に専決処分いたしましたので、議会のご承認をお願いするものでございます。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、給与の独自削減については、課長及び室長等管理職手当支給対象職員にあっては100分の1の減額の措置を、令和3年3月31日まで、お願いするものでございます。

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

でございますが、平成17年度から町長30%・副町長及び教育長は20%それぞれ給料を削減し現在に至っております。本年3月31日までの時限条例でありますので、現在の財政状況から令和2年度も継続して、削減する改正をお願いするものであります。

議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、この条例では、特別職の給料の他、期末手当の支給について規定されておりますが、附則で規定されている期末手当の算定の特例の期間を1年間延長するものでございまして、町長等の給料月額の特例に関する条例の規定にかかわらず、減額前の額で算定をお願いするものであります。

議案第5号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、非常勤特別職の対象から外れた行政委員に対して支給する費用について、報酬から事務費に改正をしようとするものであります。

議案第6号「鋸南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、本年4月1日から制度が開始となる会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨を規定するための改正でございます。

議案第7号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎賦課限度額等の引き上げ及び保険料の減額に係る算定基準の改正をお願いするものでございます。

議案第8号「鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、千葉県の重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、本条例に規定する重度心身障害者に、精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加するための改正でございます。

議案第9号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第9号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ14億4,198万4千円を減額し、補正後の総額を83億8,514万3千円にしようとするものでございます。

災害関連事業を中心として、22事業、37億5,253万1千円を令和2年度へ繰り越しして執行するため、新たに繰越明許費の設定をお願いするとともに、5事業につきまして、設定額の変更をお願いするものでございます。

また、事務用再生紙等購入費など3項目について、契約のための事前手続きを行うため、債務負担行為補正をお願いするものであります。

その他、各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。なお、財政調整基金関係では、運用益分42万9千円を積み立てし、3月補正における余剰分2億7,025万円を繰入金から減額し、令和元年度末の財政調整基金の残高は8億3,042万9千円となる見込みでございます。

議案第10号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」でございますが、歳入歳出それぞれ7,847万円を追加し、補正後の総額を12億3,63

9万7千円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳出では、一般被保険者の療養給付費を医療費の給付動向を勘案し、5,256万円の増額、財政調整基金積立金は前年度繰越金の2分の1及び運用益分、合わせて2,799万9千円の補正をお願いするものであります。

議案第11号「令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ437万2千円を減額し、補正後の総額を1億3,036万8千円にしようとするものでございます。

決算見込みを踏まえまして、歳入歳出の過不足分の調整をお願いするもので、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定及び保険料等の見込み額による補正をお願いするものであります。

議案第12号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」でございます。歳入歳出それぞれ138万3千円を減額し、補正後の総額を14億1,163万7千円にしようとするもので、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整をお願いするものであります。

議案第13号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について」でございます。国保会計補助金の交付等に伴いまして、収益的収入では56万1千円を追加し、補正後の総額を7,957万8千円とし、収益的支出では165万1千円を追加し、補正後の総額を1億724万6千円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出では、事業費の確定により、それぞれ60万円を減額し、補正後の総額を1,531万5千円にしようとするものでございます。

議案第14号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」でございます。収益的収入では、給水収益等402万5千円を減額し、補正後の総額を5億1,098万1千円とし、収益的支出では99万9千円を追加し、補正後の総額を4億8,527万7千円にしようとするものでございます。

資本的支出では、事業費確定によりまして493万2千円を減額し、補正後の総額を2億1,436万1千円にしようとするものでございます。

議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算」についてであります。歳入歳出予算の総額を39億9,654万2千円と定めたところでございます。

前年度当初予算に比べますと、2.5%、9,746万9千円の増額となりました。

はじめに、歳出の主な事業を申し上げますと、総務費では、総合計画策定事業、総合戦略策定事業、都市交流施設周辺整備事業、地域力再生支援事業、固定資産土地評価要領作成業務委託、千葉県知事選挙費。

民生費では、地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務委託、介護保険事業計画策定委託、障害福祉計画策定業務委託、子ども医療費助成事業、保育所給食費補助事業、学童保育事業、幼稚園一時預かり事業。

衛生費では、健康増進・食育増進・自殺対策・データヘルス計画策定業務委託、災害廃棄物処理計画策定業務委託、広域廃棄物処理施設整備事業。

農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託、中山間地域等直接支払事業、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、勝山漁港・農山漁村地域整備交付金事業、保田漁港・水産物供給基盤機能保全事業。

商工費では、移住支援事業。

土木費では、住宅取得奨励金交付事業、リフォーム補助事業、道路長寿命化修繕事業。

消防費では、デジタル戸別受信機アンテナ設置事業。

教育費では、学校給食費補助事業、小学校校内LAN環境整備事業、中学校校内LAN環境整備事業、B&G海洋センター改修事業。

次に、各会計への繰出金につきましては、国民健康保険特別会計等、3つの特別会計には2億9,782万4千円、企業会計へは、病院事業会計に8,698万円、水道事業会計に1億63万6千円を計上いたしました。

次に、一部事務組合・広域連合への負担金関係につきましては、安房郡市広域市町村圏事務組合負担金2億1,848万円、後期高齢者医療広域連合負担金1億3,155万2千円、鋸南地区環境衛生組合分担金1億5,400万5千円。

人件費関係では、議会議員及び特別職の報酬、給与費及び共済費は前年度と比較し、13.2%、1,491万4千円の減、9,828万円を計上いたしました。また、一般職の給与費及び共済費の合計は、前年度と比較して、0.1%、59万7千円の減、6億1,503万8千円を計上いたしました。

この他、本年4月からの制度導入により、従来の臨時職員から移行した会計年度任用職員の給与費及び共済費の合計1億3,938万9千円を計上いたしました。

次に、歳入であります。町税は6億3,683万9千円で、11.4%、8,205万6千円の減額を見込みました。

次に、地方交付税であります。普通交付税16億7,500万円、特別交付税1億4千万円の合計18億1,500万円を見込み、前年度比8千万円の増額で計上いたしました。

また、臨時財政対策債は8,772万4千円を計上し、地方交付税との合計は19億272万4千円となり、前年度から7,672万4千円の増額となったところであります。

繰越金は、1億円を計上し予算調整の結果、不足する一般財源は、財政調整基金から1億9,089万7千円を繰り入れすることといたしました。

当初予算後の財政調整基金の残高は、6億3,953万3千円となる見込みでございます。

議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」でございますが、歳入歳出予算の総額は11億9,708万8千円で、前年度比3.4%、3,939万円の増額となりました。主たる歳出では、保険給付費は8億7,921万2千円で、前年度比3.

7%の増、国民健康保険事業費納付金は2億5,672万1千円で、前年度比0.9%の減となりました。主たる歳入では、保険料は前年度比0.4%減の1億8,437万4千円、県からの交付金は前年度比4.6%増の9億27万円を予定いたしました。

議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」でございますが、歳入歳出予算の総額は1億4,300万7千円で、前年度比6.1%、826万7千円の増額となりました。主たる歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,511万1千円で、歳出総額の94.5%を占めるものであります。主たる歳入では、後期高齢者医療保険料は前年度比10.2%増の9,994万3千円、一般会計繰入金3,752万5千円を予定したところであります。

議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」でございますが、歳入歳出予算の総額は、13億315万円で、前年度比4.3%、5,404万4千円の増額となりました。主たる歳出では、保険給付費、前年度比3.4%増の12億2,325万6千円で、歳出総額の93.9%を占めるものでございます。主たる歳入では、第1号被保険者の保険料で、前年度比0.7%減の2億4,779万6千円、町からの繰入金は、保険給付費及び地域支援事業、事務費に充当するもので、1億7,417万1千円を予定いたしました。

議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」でございますが、収益的支出は、企業債償還利息116万9千円、減価償却費2,715万4千円、指定管理者交付金7,264万円及び町が負担すべき経費を合計して、1億450万4千円を予定いたしました。収益的収入では、一般会計負担金77万7千円、一般会計補助金7,293万3千円、財団からの負担金100万円及び文書料264万円等を合計し、8,029万5千円を予定いたしました。次に、資本的支出では、建設改良費としてエレベーター補修工事費850万円及び企業債償還元金1,327万円を予定し、資本的収入では、企業債850万円及び一般会計出資金1,327万円を予定いたしました。

議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」であります。収益的収入は、前年度比1.6%減の5億586万2千円を予定いたしました。収益的収入のうち、給水収益は2億6,591万5千円、一般会計補助金は、前年度比24万円減の1億63万6千円、県総合対策事業補助金は9,600万円を予定いたしました。収益的支出では、前年度比1.0%減の4億6,954万7千円を予定いたしました。支出には、南房総広域水道の受水費1億5,013万7千円が含まれております。資本的収入では、配水施設改良事業及び浄水施設改修事業に係る企業債5,590万円を予定し、資本的支出では、建設改良費7,857万2千円及び企業債償還元金1億3,816万5千円、合計で2億1,673万7千円を予定いたしました。

令和2年度の一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた町の予算総額は、歳出・支出ベースで、前年度比1億9,922万2千円の増、74億5,234万5千円となるものでご

ざいます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、鋸南町表彰条例による表彰について申し上げます。

去る、2月10日に表彰審議会が開かれ、功労表彰として、戸倉英子様、川名ユキ様、善行表彰として、(故)福原和誠様、町田恵一様の4名が、令和元年度鋸南町表彰を授与されます。誠にめでたうございます。

なお、例年この議場において、執り行われている表彰式は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、止む無く中止とさせていただき、直接ご本人にお届けする予定でございます。

次に、出産祝品の贈呈についてご報告申し上げます。

昨年3月から本年2月までに16名のお子様が生誕されました。2月27日、ご希望のありました方々のご自宅を訪問させていただき、お祝いに、桜の苗木をお届けいたしました。お子様の健やかなご成長と、ご家族のご多幸をお祈り申し上げます。

次に、花観光について申し上げます。

はじめに、花まつりの第一章である「水仙まつり」は、12月7日（土曜日）から2月2日（日曜日）まで開催されました。本年は、例年よりも3週間から4週間ほど遅い開花となり、発芽期における台風や秋から冬にかけて雨が多かったことの影響か、全体的な花つきもやや悪く、満開と呼べる時期が1月の後半となりました。2月2日までの期間中の入込としては、昨年を4万1千人下回る、4万7千人と大幅な減少となりましたが、期間終了以降も大勢の観光客で賑わいました。なお、この水仙まつりの期間中には、毎年恒例の江月水仙ひろば及び佐久間ダム公園で、地域の方々のご協力をいただきながらイベントを実施し、ご来場されましたお客様にお楽しみいただきました。

第二章となります「頼朝桜まつり」は2月15日（土曜日）から3月8日（日曜日）まで開催しております。本年の頼朝桜は、1月20日に開花宣言し、例年よりも早い開花となりました。残念ながら、保田川沿いの桜は、昨年の台風により、倒木など大きな被害を受けてしまいましたが、佐久間ダム周辺では、開花の遅れた水仙とのコラボによる桜の散策を楽しむ多くのお客様で賑わい、笑顔の花も咲かせております。期間中には、保田駅を発着場所として、保田川沿いの頼朝桜をめぐる、JRの駅からハイキング、鋸南頼朝桜と春の里山をめぐるハイキングも開催しております。

また、3月7日（土曜日）に開催を予定しておりました「保田川竹灯籠まつり」は新型コロナウイルス感染防止の観点から、止む無く中止となりました。

花まつりの最終章となります「桜まつり」は、3月14日（土曜日）から4月12日（日曜日）までを期間として開催を予定しておりますが、4月5日の「にぎわいイベント」を含め、開催については、今後の新型コロナウイルスをめぐる状況を見極めて、実行委員会とも

協議し、判断して参りたいと考えております。

以上で、諸般の報告を終わります。

よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（青木悦子）

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

なしと認めます。

以上で、諸般の報告を終了いたします。

ここで、午前10時55分まで休憩をします。

…………… 休憩・午前10時45分 ……………
…………… 再開・午前10時55分 ……………

◎一般質問

◎7番 渡邊信廣

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、一般質問一覧表のとおり5名から通告がなされております。

はじめに、7番 渡邊信廣議員の質問を許します。

7番 渡邊信廣議員。

〔ベルが鳴る〕

○7番（渡邊信廣）

私からは1件、次期総合計画策定に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

当町では、昨年未曾有の台風災害に見舞われ、被害による人口減少もさることながら、町民の皆様は現在も復旧に向け大変苦勞されております。

町では国県の支援をはじめ多くの方からの義援金他、町が保有する財政調整基金を取り崩し、一般会計総額では過去最大の約9.8億円を予算化し、災害関連では3.5億円の予算により、災害の復興復旧に向け取り組んでおります。

これは1.3億円余りの財政調整基金があったからこそ予算化出来たと言っても過言ではないなと思っているところであります。

しかし、このような事態はこれからも想定されることであります。計画的かつ健全な行財政運営は最重要課題であると、このように思っております。

なお、次期総合計画につきましては、今年度及び来年度で計画策定を行うことになっておりますが、総合計画は町づくりの基本であります。

そこで4点質問をさせていただきます。

- ①町の描く将来構想案について
- ②人口減少や少子高齢化に対する取り組みについて
- ③行財政改革の取り組みについて
- ④町民の拠り所である鋸南町の健全化に向けた取り組みについて

以上、4点を質問し、1回目の答弁を求めたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

7番 渡邊信廣議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁いたします。

「次期総合計画策定に向けた取り組みについて」お答えをさせていただきます。

ご質問の1点目、「町の描く将来構想案について」でございますが、現在の総合計画は、まちの将来像とそれを実現するための基本政策を示した基本構想、その基本構想に掲げた「政策」を具現化する「施策」を体系的に示した基本計画、この基本計画に掲げた「施策」を推進するための「事業」を具体的に示した実施計画の3つの計画で構成されている訳であります。

平成23年2月に、地方分権・地域主権改革が進む中で、住民と行政が協働で創意・工夫し、「確かな地域力」を高めていく必要性が格段に増していたことから、平成23年度から令和2年度までの10年計画を策定し、町の最上位計画として位置付けをされております。

また、この基本構想をもとに、平成27年度までの基本計画を検証した上で平成28年度からの5年間のまちづくりの方向を示す後期基本計画を平成28年3月に策定し、現在に至っております。

基本構想に定めた3つの基本理念「里山を彩る」、「里海に根ざす」、「里愛で結びつく」のもと、計画の施策に取り組み、将来像である「みんなでつくる 三ツ星のふるさと鋸南」を実現できるように努力して参りました。

令和2年度末で現計画期間が満了することから、現在、後期基本計画の項目に掲げた、目指す姿、数値目標など、効果検証作業を進め、現状と課題の洗い出しを行っております。

す。

後期基本計画の5年間においても、昨年の災害の様に想定外の事象が起こっており、10年前の基本構想策定時とは、経済状況や本町を取り巻く情勢は大きな変化を生じていると思われます。

現在の基本構想をコンセプトとしつつ、本町の現状や課題を基に、各分野から推薦をいただいた懇話会委員の皆様から意見をいただきまして、町の将来像や基本構想について決定し、それを実現するための施策を基本計画に盛り込んで、将来構想案を作ります。

計画策定にあたって、町として特に重要視すべき点を5つ掲げ、今後の作業を進めて参ります。

1点目は、町の特性を活かし、持続的な発展を図る計画であること。

2点目は、わかりやすく実効性のある計画であること。

3点目は、成果による適切な進行管理が行える計画であること。

4点目は、社会経済情勢等の変化に対応できる計画であること。

5点目は、町の総合戦略との整合を図りつつ、個別分野計画と連携を図る計画であること。

これらを念頭に、各分野にわたり、その方針や具体的な施策を定めていくこととなりますが、限られた財源によって、集中的に施策を推進していく必要があることから、各分野において、高速道路網の進展や豊かな自然環境など、将来を見据えた特性を活かし、経済的に波及効果の見込める施策を盛り込んでいきたいと考えております。

ご質問の2点目、「人口減少や少子高齢化に対する取り組みについて」でございますが、平成28年度からの後期基本計画策定段階において、様々な課題がございましたが、その中でも人口減少や少子高齢化は、重要課題であったと認識しております。

この重要課題への対策として、平成27年度に、人口の現状分析を行い、将来展望を示す「鋸南町人口ビジョン」及び「鋸南町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

人口分析で、本町の人口推移は、生産年齢人口が減少を続ける一方、高齢人口は増加を続けており、全体では長期的に減少傾向が続いております。

この現象は、東京を中心とした首都圏への人口の一極集中により、本町だけではなく、全国的な問題となっております。

この課題解決に向けまして、「人のつながりと健康のまちづくり」を戦略の理念として、「本町の特性を活かした産業振興と雇用創造」、「新しい人の流れをつくる」、「地域が連携するまちづくり」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の4つの基本目標をもとに重点施策の展開を図って参りました。

基本目標の達成度を測る指標として、各基本目標の中に数値目標値や重要業績評価の

目標数値が示されております。この目標数値を達成されれば、効果があったと判断され、議員も委員として参加していただいております、まち・ひと・しごと創生推進会議で評価検証していただいているところではありますが、道の駅の経済効果、年間観光入込客、認知症防止に向けた介護予防活動参加者数など達成しているものもございますが、6次産業分野における事業開始、子育て世代包括支援一括窓口の設置など達成できていないものもございます。

達成したからすぐに課題解決になる訳ではありませんが、達成後も引き続き継続し、また、未達成なものを達成に向けて努力していくことが重要と考えております。

2月19日の議員全員協議会の中でもご説明いたしましたが、この総合戦略は令和2年度まで期間延長し、令和3年度からの新しい戦略がスタートすることとなります。

人口減少対策や少子高齢化対策は、即効性のある施策はなかなかございませんが、総合戦略の評価検証を基に、他市町村の先進事例を取り入れることによりまして課題解決に向け、引き続き取り組んで参ります。

若い世代から求められる条件は、雇用の場の確保と、住環境の整備であると考えております。本町と都心を結ぶ交通アクセスの利便性を高めることにより通勤圏として定着をさせていく、豊かな自然環境の中で、より良い子育てや暮らしを支援するため、安価で環境の良い居住空間を提供していく、財政的な視点を十分に考慮する必要はありますが、このような施策を検討し、盛り込んでいきたいと考えております。

ご質問の3点目、「行財政改革の取り組みについて」でございますが、後期基本計画の安心生活づくりの中に、協働のまちづくりと行財政改革の推進という項目がございます。めざす姿として住民と行政の協働による個性的な取り組みが財源確保につながるとともに、歳出削減による効率的な行財政運営が推進されるとされており、その達成度を測る数値目標も、指定管理者制度の導入施設数、経常収支比率、地方債残高、実質公債費比率、将来負担比率など具体的な数値が示されております。

財政面では、大変重要な数値でございますが、概ね達成しているものがほとんどでございます。これは、個々の取り組みとして行財政改革を進めてきた成果だと考えられます。引き続き、自主財源の確保や歳出削減に向けて努力して参りますが、現在の国の行財政改革方針は、5年前とは大きく変わってきており、議員が行革のご質問をされた際も、何度かご説明させていただいておりますが、民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、BRPの手法やICTを活用した業務の見直し、自治体情報システムのクラウド化の拡大など、業務改革を推進し、スマート自治体等への取り組みに力を入れておりますので、町の規模にあった取り組みを進めて参ります。

また、全国的に、人口構造の変化に伴いましてインフラの利用者や管理の担い手が減少し、高度経済成長期に人口増加に伴い集中的に整備してきた学校や道路等のインフラの老朽化が進み、更新等の必要性が高まっております。

今後、長寿命化や更新時期・費用の平準化、集約・複合化を進めなければ、地方公共団体の維持管理、更新費が莫大なものとなり、将来世代の負担の増加が懸念されており、生活を支えるサービスの低下を招く恐れがございます。

そのような事態を避けるためにも、道路橋梁改修事業や水産物供給基盤機能保全事業など、他市町村に先駆けて取り組んでおりますが、鋸南中学校や中央公民館、本庁舎など老朽化が進んでいる施設についても計画的に修繕を行い、長寿命化を図っていくことが、歳出の抑制につながり、大きな行財政改革となって参ります。

ただ今、一例として、公共施設等の修繕に関する課題を申し上げましたが、この課題解決に向けては、公会計制度の導入によって毎年更新を行っている固定資産台帳や、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を図るために策定した「公共施設等総合管理計画」によって、財政負担の軽減や平準化を進めて参ります。

さらに、経常経費の多くを占める人件費に関しては、定員管理計画や給与実態調査に基づきまして職員等の定員や給料水準の適正化に努めております。

加えて、長年、財政悪化の要因ともなっていた公債費についても、公債費負担の適正化を目指し、財政健全化比率に基づき抑制に努めております。

このように、昨今は各分野の課題解決に向け、個別計画によって、手法などを定め、その効果促進とともに財政負担の軽減なども図っていることから、総括的に行財政改革に取り組む必要性は薄れております。

全体的な方針につきましては、新たな総合計画の中で定めて参りますが、行財政改革の個別、具体的な取り組み手法については、個別計画の策定或いは見直しによって定め、推進を図って参ります。

いずれにしましても、行政における住民サービスが多様化していく一方で、施設の維持修繕や災害に対する備えなど、将来的な財政需要が山積する中で、町財政は一層厳しさを益すことが懸念されます。

今後は、国の動向を注視しつつ、他の自治体の成功事例を参考にして、昔に良く行われました住民や利用者だけに負担を求めるような方法では無く、住民と行政どちらも利益のあるよう取り組んで参りたいと思います。

ご質問の4点目、「町民の拠り所である鋸南病院の健全化に向けた取り組みについて」でございますが、鋸南病院は、昨年1月末に2名の正職看護師が自己退職したことに伴い、3階療養病棟における施設基準が保てなくなり、現在まで当該療養病床が休床となっております。町といたしましては、指定管理者として委託しております鋸南きさらぎ会に対して、基本協定書に掲げる32床の一般病床、34床の療養病床の稼働をお願いしたいと思っておりますが、依然として看護師の確保が厳しい状況でございます。

介護事業所や介護施設の増加に伴い、当該事業所等へ看護師が雇用されている実態も

影響していると考えられます。

鋸南きさらぎ会では、看護師の確保対策として、新聞等への募集広告の掲載、人材派遣会社への依頼を行っているところでありますが、町としては、将来を鑑み、高校等へ訪問し、奨学金制度を活用した人材の確保を図る取り組みも鋸南きさらぎ会に対して、要請しているところでありますが、引き続き、看護師の確保に対して鋸南きさらぎ会に協力できることがありましたら、協力して参ります。病院の健全化を図るうえで、様々な事項に取り組みを行わなければなりません、特に注視しなければならない点は、2年毎に改正される診療報酬でございます。

国は、年々増加する医療給付費に対し、医療費の抑制を図るうえで、様々な診療報酬の改正を行っております。兼ねてから、早期退院による在宅での療養が推進されており、先の診療報酬改定においては、特に在宅で生活できるように入院時の機能回復に重点をおいた医療体制の確立が図られたところでございます。

また、在宅における介護制度の充足により、現在休床しております病院における療養病床の存続が危ぶまれてきており、病院の統廃合やダウンサイジングなど地域で医療の在り方を検討するように医療関係者を集めた会議も開催されているところでございます。

このような医療制度の変化を見据えたうえで、今後の医療提供のあり方を鋸南きさらぎ会と検討し、経営的に安定が図られる病院となるよう努めて参りたいと考えております。

以上で、渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員、再質問はありますか。

○7番（渡邊信廣）

まず、町の描く将来構想案についてでございますが、今後のスケジュールについてですが、当初の町から示されたスケジュールの中では、パブリックコメントは大体9月から10月、そして答申は11月の予定だったと思っておりますが、台風を受けましたよね。そういう中で、遅れとかそういうものはなく、順調に進んでいるのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

策定の方のスケジュールでございますが、現在、住民アンケート、職員アンケート等の取りまとめを行っております。また併せて庁内各課、それから関係団体へのヒアリング等も行いまして、現状の把握、また課題の抽出等を行っているところでございます。

ただ今、ご質問の中で、台風による遅れということでございますが、計画策定への懸

話会でございますが、当初2月、3月に1度ずつということで予定しておりましたが、こちらについては、1箇月ほどずれ込みまして、3月2日に第1回会議を行っております。

この会議につきまして、8月までに計7回の予定をしております、これについては、月に1度ということでございますが、計画通り開催をしていきたいと思っております。そして、全体のスケジュールにつきましても、できる限り工程を集約していきまして、当初の予定を守るように進めていきたいというようなことが現状でございます。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員、再質問はありますか。

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

順調にということで、懇話会も進んでいるようですし、これから後手に回らないように実施をしていただければと思います。

懇話会の話ができましたけれど、懇話会のメンバーという方々はどんなメンバーなのか。そして、何人位で懇話会のメンバーというのは組織されているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

懇話会のメンバーでございますが、各界、産業関係分野から有識者9名、それから一般公募2名、合わせて11名で構成をしております。

各界につきましては、それぞれ観光、農林、水産商工、その他教育関係も含めまして各団体等をお願いをして推薦をさせていただいた有識者の方でございます。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

その件については、分かりました。そういう方の中で、良く揉んでいただくことが重要なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、町長の所信表明の中にもありましたけれども、新たな発想と揺るぎない信念のもと独創の新時代をスローガンに他の地域に先駆けた取り組みを行うということでございました。一部報告の中にもありましたけれども、人口の減少対策では述べていらっしゃいました。

また、諸般の報告の中でも一部述べていらっしゃいましたけれども、具体的な内容について、今日ここで町長から、これから総合計画を立てるについて、具体的に説明をい

ただければありがたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木悦子）

白石町長。

○町長（白石治和）

これから総合計画を作るうえで、私が先走って色んなことをお話して良いかどうか、それは分かりません。分かりませんが、考えていることは、今回の災害等でかなり政府の高官がおいでになった状況がございまして、その中で、簡単に話をさせてもらったのは、房総半島、確かに我々の地域は、先っぽでありまして、なかなか首都圏にならないと、少しでも首都圏になれるような地域を目指して行ければというような話はさせていただきました。具体的には、色々その中で会話をさせていただきながら色んな話をさせていただきましたが、ほとんどの方が折角良い場所ですから、そういうことになることはよろしいのではないですか、そういう考え方はあってしかるべきではないですか、というようなお考えもいただいておりますが、いずれにしても、少しでも地域を興していくと言いますかね、地域を興していくというような考え方を、一つには、今まで行政というのは、確かに社会福祉教育ですとか、色んなところに投資をして参りました。結果的にやっぱり今の時代になってきますと、それがすぐにそれぞれ地域の住民の皆さんの所得につながっているんでしょうけれども、つながっているんでしょうけれども、なかなかここに居ていただいて、ここに生活をしていただいて、若い人達がここに住んでいただくというところまではいかないというのが現状でありますから、その現状をどうにかして、少しでも所得が、個々の所得が上がると言いますか、少しでも個々の所得が上がるような、そしてまたその所得によって、この地域で生活できるような、そのような地域づくりを目指していければなど、そんなことを思っていますので、先ほども財政の話の中で、色々述べさせていただきましたが、その辺を加味しながら投資をする必要があるだろうとそういうようなことも思っていますので、そういうような総合計画が出来上がれば良いかなと、そう思っております。

○議長（青木悦子）

渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

今の町長の中で具体的な話はちょっと出ませんでしたけれども、総称して所得につながる、生活ができるようにということですから、それについては、これから非常に大事だと思っておりますので、これからの質問の中でも、その辺も具体的な話をお聞きできればと思っております。

次に、人口減少や少子高齢化対策に対する取り組みについてでございますけれども、人口減少については、全国的な問題であり、簡単に解決できる問題ではないと思っております。この鋸南町というのは、温暖で景観の素晴らしい都心に近いエリアであります。

また、竹岡までの高速道路の4車線化についても、3月6日に開通すると聞いておりますけれども、そういう中で、ピンチをチャンスに変えるというようなことが非常に必要だと思っております。

先ほど、町長の答弁の通り、若い世代の求めているものは主に雇用の場、そして住環境の整備だと、このように思います。今回の町長の答弁や、去年の所信表明の時に言ってらっしゃることが、通勤バスの具現化というようなこと、そして住宅用地の整備を検討するというようなことでありました。今日の答弁の中では、今回は交通アクセスの利便性というような言葉で町長は答弁をしてらっしゃいましたけれども、こういう問題というのは、本当に私も重要なことだと思っておりますし、町長の考え方に同感します。そういう中で、さらにこれを町長の考えていらっしゃる構想について、今の通勤バスの具現だとか、あるいは住環境の整備というようなことを総合計画はありますけれども、これはやっぱり町長として、やっぱりそういうものは今後の総合計画に反映するということが非常に重要なことだと思っております。他に先駆けるということも当然大事なことだと思っておりますので、その辺について具体的にお聞きできればと思います。

○議長（青木悦子）

白石治和町長。

○町長（白石治和）

具体的にというお話でございますが、確かに構想だけは頭の中で具体的にはあるということになっております。具体的になっているんですけども、結局財源の伴う話でありますから、財政力と勘案しながらそれをやっていかなければならない訳でありますから、具体的にという話をすれば、例えば鋸南町がバスを3台所有しますと、白ナンバーで毎日毎日ですよ、木更津まで送迎してしまうと、木更津からは自分の費用で千葉方面、横浜方面、東京方面、どちらでも選択をしてくださいという話はある訳じゃないですか。それは、住民であれば無償で送迎しますということは、これは変な話じゃないと思うんです。今、鴨川のホテルも、それから房総半島のゴルフ場なんかも自分自身で、自分のところで送迎していますから、恐らく白ナンバーであれば、自家用車ですから、送迎は可能じゃないのかなというようなことは想定していますが、これはまだ深堀をしていませんから、そしてまた財政的にもどの位かかるということもまだ無い訳でありますから、それは架空の思いとして、今持っておりますので、そういうことができれば良いかなと思っておりますし、まだまだいっぱいあるんですよ。渡邊議員と一緒にありましてね、次から次へと色んなことがやってあれば良いなというようなことがある訳です。

住宅にしても、例えば漁民アパート今、使っていますけれども、あれはやっぱり建て替えをすると、建て替えをして、1つには、屋上を津波の避難タワーにしたいということもある訳ですよ。これはやっぱりお金のかかる話ですから、もう1点は、今年、今年度は特に保田小学校の幼稚園の周辺の用地購入を予算化させていただきましたが、確か

に保田小学校は70万人来ると、70万人ではなかなか私は、もうちょっとパイを広げることができるんじゃないかなと、で幼稚園の利活用をさせてもらって、あと30万人集めることができれば、100万人の関係人口になる訳ですから、それも1つ具体化をさせていただければなと思っています。あそこには、幼稚園の施設でありますから、結果的に今、鋸南町の中では、若いお母さん達が公園がないというような話がございますので、そういう声も踏まえて、1つ事業をやる時には、色んな効果があるような選択をしていきたいと、やっぱり保田小学校をああいった形で整備する時に、色んなご意見があった訳じゃないですか。結果的にあれを残して、あれを使うことによって、1つには南房総エリアの拠点と言いますか、そういう全国的に注目を浴びるような形になった訳でありますから、そういうような施策をやって、そういうような計画を作るということが重要なことだと思うんですね。そういうこともあるし、これは余分な話でありますけれども、勝山の港通り商店街辺りを、あそこの表側を、例えば東北道の羽生のパーキングエリアのような景観を造った場合に、あそこで海産物を販売できるような商店街づくりをした場合に、大型バスの駐車場を求めてやれば、ひょっとしたら観光の拠点になるのではなかろうかなと、色んなことがあるんですよ。次から次へと色んなことを考えているんですけども、やっぱり財政的なところを考えながらやっていかなければいけませんから、我々の町は、海の資源を持って、そして漁港が勝山と保田と2つあって、そしてさらに鋸山があって、佐久間ダムがあって、ある意味では、佐久間ダムなんかは、良い事例だと思うんです。地元の人達が関わって、それをやると。地元の人達も管理をしてくれるというのが、やっぱり重要なことだと思うんです。そういうようなことを踏まえながら、1つ事業をやる時に複合的に効果があるようなことを目指していければと思っていますし、さらには人口が減少していく中で、どうしても町独自の施設の減築化と言いますか、町独自の施設の減築化をしていきながら持っている資源を活用できるようなことが、これから模索をしていかなければいけないのかな、とそんなことも実は思っていますので、色々構想ございますので、これから色んな場面でお話をさせてさせていただければと思っていますので、よろしくお願いたしたいと思っています。

以上であります。

○議長（青木悦子）

渡邊議員、再質問ありますか。

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

町長の積極的な意見を聞いて、ちょっと安心しています。確かに財源が伴わなければ具現化するというのは、なかなか難しい話ですけども、やはりこれから地域を活性化するうえで普通ではだめだと思いますので、その辺については、新たな発想を確実に財源とも含めて、民の発想でこれから進めていただくことを要望したいと思います。

それでは、町長の考え方も分かりましたので、次に進みたいと思います。

特に今の中で、私も考えていることは、君津からの電車の本数というのは非常に多いですね。ですから、公益的にこれから、先ほど言った竹岡までの高速の4車線化もできる、安房全体が少子化には苦しんでいる訳ですね。そういう意味では、公益的にこれから君津の駅まで、朝晩だけでも良いかもしれませんけれども、そういう通勤バスみたいなものを検討していくことも時代の流れの中では必要なのかなと、そんなことも考えていますし、鋸南町の場合には、未利用地、町有地も結構あったりとかします。公有水面の埋め立て地もそうでしょう。その辺も活用して今、若手が非常に少ないし、生産人口も既に4千人を割ってしまっている訳ですね。65歳以上の人間3,600、清生産人口も3,600、子どもを産める親達も600人位しかいない。産まれてくる子供はたったの20人。そういう危機的な状況の中では、町長の言われるような、そういう発想をこれから大事にして、これから他の町とは違った形での取り組みをしていくというのは非常に大事だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、内房の空き家というのは非常に人気が高いそうです。台風被害によって、状況は一変していると思いますけれども、空き家バンクの取り組み状況について、これは、空き家というのは、鋸南町の場合は730戸、実際には800戸程度あるのではないかなと。非常にもったいないですね。ただ、今回の災害でどうなっているか分かりませんが、これからは空き家に対する取り組みというのは、鋸南町は積極的進むべきだと思っています。特に保田小学校という核があって、そこなんかでは宿泊もできるというようなことある中で、鋸南町に滞在して、鋸南町の状況を見ることもできる中で空き家ですから、その辺を有効活用していければ良いなと思っていますけれども、今の取り組み状況というのをお聞きできればと思います。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

今、お話のありました空き家の関係、現在、町の方では空家バンクというものを設置しまして、活動を続けております。そちらの空家バンクの登録状況でございますが、制度の開始から今年の2月末までの累計で、これまで登録された物件は19件ございました。うち所有者の事情等により、取り消しとなった物件が3件ほどございます。そしてそれらの空き家について、利用したいよという方の登録が25名おります。そのうちの9名が成約ということで、空き家の方の活用をいただいている状況がございます。ただ現在、登録されている物件は、今現在では7件ということで、ホームページ上には4件しか載っていない状況がありますけれども、昨今の台風の関係によりまして、壊れたりなんかしまして、ちょっと登録を、一旦ホームページ上から削除しているというような物件も3件ほどございます。

今後についても、所有者がそれらを直して再登録をするといったようなことも聞いておりますので、今後もさらなる空き家の登録、利用推進に向けて努力して参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

少し前より進んだように思っています。そういう中で、実際に空家バンクに対して、色々な話し合いが重要だと思っています。色々な方々が絡んでの組織を作って、空家バンクに対しての取り組みをしていると思いますけれども、現在、どんなメンバーでこの空家バンクに対しての取り組みを行っているのか。その辺と、もう一つは、実際にはその登録件数は少ないのだけれども、730とか色々言われている中で、実際に使える物件、それが現実的にどの位あるのか。その辺が分かれば教えてもらえればと思います。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

空家バンクの関係者での集まりというものは、特段はございません。現在、2件の登録されております不動産屋さんの方と協力をして、進めていくところではありますけれども、推進の方法としましては、町から発出されます各種の案内文、税の通知であったり、国保の通知であったり、そういったものに空き物件をお持ちの方は登録をしたらいかがかというようなことで啓発の文書の方を同封させていただいております。

そして、使えるものということでございますけれども、数字的なもの手元にはないのですが、いずれにしても個人の所有物でありますので、なかなか今までのお話を聞いておりますと、貸しても良いんだけど、まだ中に荷物がある、仏壇がある、色々な引っかかる場所というのですかね、そういったものが皆さんおありのようで、なかなか登録に至れないと。それらを早急に片付けてすぐにでも登録したいんですよということで2年も経ってしまっているような物件もございますので、今後もその辺について、何らかの対応ができないのかということも検討して参りたいと考えています。

○議長（青木悦子）

渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

確かに課長の言われる通りで、物件はあるけれども、実際に家財が片付けてないと、これはどこでも、そういう問題でなかなか空き家の活用ができないというのが実際のことだと思っていますので、これはさらに突っ込んで、実際にお手伝いができるかどうかまでは、今後の問題として、そこまでやって、これからの定住促進を図るということのを大事なことだと思っていますし、実際には、3人集まれば文殊の知恵ということもある中

で、確かに不動産屋さんというのは、賃貸借という自分の身入りが少ないんですよ、ですからなかなか協力してもらえないというのが現実の話。しかし、中には鋸南町のこれからの定住人口を増やしていくのを理解していただけるような不動産業者もいらっしゃると思うんですよ。ですから、色んな意味で、そういう不動産業者は専門ですから、そういう方は色んな情報を持っていらっしゃる。そういう方プラス行政委員の中にも、これから積極的に取り組んでいただけるような方もいらっしゃるかもしれない。それから外部から来た方々というのは、やはり自分達の仲間を作っていきたいというようなこともある中で、例えば南房総市さんも色んなところをやっているんですよ。山名ハウスだとか、天然村だとか、色んなことで外部の人が来て、空き家とは違った形での、おせっ会もそうですけれども、色んな取り組みをしている。したがって、鋸南町も先ほど言ったように、非常に景観的には、非常に素晴らしい所だし、他の町よりも私は良い所だと思っていますので、今後、積極的に取り組んでいただいて、定住人口を増やしていただきたいと思っていますので、これからはまず、組織を作って、色んな角度から見ていただくことをお願いしたいと思います。

続いてですけれども、移住を具体的にするには、空き家を活用したと言うか、そういう鋸南町の地の利と言いましたけれども、里山・里海を活かしたお試し居住というのですかね、1週間程度カリキュラムを作って、海の釣りだとか、山での農作業だとか、色んなものを体験することで田舎暮らしをしたいという人が結構いるのだそうです。したがって、そういう鋸南町には保田小学校で宿泊施設を持っている。さらに1週間程度無料で、鋸南町の中でどこかに貸家を造って、お試し居住ができるようなスペースを作って、それで今後の受け入れ態勢にするというのは、非常に効果があるのではないかなと思っていますけれども、その辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

確かに議員おっしゃるようにお試し居住、非常に良いのではないかと考えておりますけれども、近隣では南房総市さんが、トライアルステイということで、市の持つております物件、それらと市の方で委託している業者が賃貸をした物件、そういったものを使って、お試し居住というようなことを進めているというふうにも伺っております。とにかく、お試し居住をやるについては、物件がないと何とも言えないという部分もありますので、今後は、物件を探して、そういったものが、そういった目的で貸していただけるのかとか、そういった色々な調整の方も必要かと思っております。町で独自に物件を持っておればすぐにでもできるのかもしれないのですが、様々な要件がありますので、そういったものを含めて、物件の探し方、そういったものを不動産屋さんの方とも協議しながら進めて参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

この件については、是非そうやって鋸南町でお試し居住ができれば、非常にこれから空き家の活用というのも非常に重要になってきます。それによって耕作放棄地だとか、色んなことにも変わってきますので、少しでも入居していただけるようなことは、そういう第一歩という部分では、お試し居住も非常に大事だと思いますので、是非その辺については、これから取り組みをお願いしたいと思います。

続いてよろしいですか。南房総市では、空家バンクに登録されている空き家に隣接する農地についてですけれども、1 a から購入、あるいは賃貸が可能だということをございますけれども、それをやることによって南房総市の場合にもかなり登録件数も増えてきているようですけれども、鋸南町について、農業委員会の関係になりますけれども、その辺についてどうなっているのか、教えていただければと思います。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

空き家に付属する農地、いわゆる農地付きの空き家ということについては、国土交通省の方からも平成30年3月に手引きが示されたところでありまして、具体的には、農地の取得にあたっては、農業委員会の許可が必要となりますが、近年、地方における空き家の利活用や地方への移住促進、新規就農促進等の観点から、自治体が運営する、鋸南町も運営しておりますけれども、空家バンクと農業委員会の手続きを連動させて、そのバンクに登録された空き家に付随する農地について、下限面積の要件を1 a、100㎡程度まで引き下げようという取り組みがみられているところであります。この近隣の状況で言いますと、近隣市では南房総市農業委員会が平成31年2月から1 a に引き下げ、館山市農業委員会が平成31年4月から同じく1 a に引き下げたところであります。鋸南町農業委員会でも昨年8月から10月にかけてこれらのことについて、審議の方はされております。この下限面積については、農業委員会の中では1㎡に引き下げの方針が決定をしたというところをございます。台風被害の影響もありまして、手続きにおける事務の調整の方がまだ進んでおりません。今後、これらを進めて公表して、令和2年度のいずれから進めて参れるように努力して参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

こういう事業を取り入れていくと、農地法の改正というのも、農地法そのものは26年にできた法律ですから、そういう中では、こういうものをどんどん取り入れることで、

弊害もあるかもしれませんが、あくまでも3条の適応ですから、そういう部分で空き家を少しでも減らすということは、非常に有効なことだと思いますので、これからは是非、よろしく願い申し上げたいと思います。

時間も少なくなってきたので、次に移りたいと思います。

行財政改革についての取り組みでございますけれども、これからはどんどん人口が減少していく、生産人口も減っていく、そういう中で税収がどんどん落ち込んでいく、しかし、これから財政需要の中では、必要経費というか経常経費が膨らんでくる中で、ふるさと納税の取り組みについてでございますけれども、近隣市の場合には新聞等の情報だけですけれども、2億から3億、こういうふるさと納税での収益を上げておりますけれども、鋸南町は残念ですけれども、30年度の決算では1,600万でしたっけ。そういうような金額になっている。雇用創造協議会で2億4千位の投資をして、協議会を作ってきたんだけれども、実際にはふるさと納税については非常に少ない。これからふるさと納税への品目を増やして、収益を上げていくというのは町にとって非常に財源確保のうえでも、非常に重要なことだと思っておりますが、その辺の今後の取り組みについて考えていらっしゃる事があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

ふるさと納税につきましては、現在63品目、事業者では26事業者の方に返礼品としてご参加いただいております。それぞれ事業者の方が趣向を凝らして物産品、あるいは宿泊、体験などについて返礼のメニューを加えております。

お送りした品物、また実際に体験された方については、大変好評を得ておりますので、こちらについては、引き続き充実を図っていきたくと思っております。ただ現状、町の今までの経緯を見ますと、どうしても1次産業主体、また1次産業にしたいというようなことで、なかなか町内で加工をして特産品を作るといったことについて、進んでいないのが状況でございます。そういった中から、町内外の製造業の方に、町の1次産品を加工していただいて、それを特産品にしていくような取り組み、今までは生産者の方が加工をしたものを産品としてというようなこと考えていたのですが、なかなか生産者の今の現状をみますと、そこまで取り組むということが難しい現状もありますので、そういった製造業の方と連携を図りながら特産品の開発に努め、そして返礼品の充実を図っていきたくというようなことでございます。

○議長（青木悦子）

渡邊議員。

○7番（渡邊信廣）

時間が無くなってきたので飛ばして。行革の中でこれだけは言っておかなければいけ

ないことがあるのですが、行革の推進については、ある程度やってしまったというように、個々の計画の中でやっていくということですが、これから鋸南町の場合には、漁民アパートの老朽化ですとか、老朽化の後の解体、あるいは先ほど町長の答弁の中にあっただように施設の大きな改修等がこれからかさんで来るわけですよ。そういう中では、行革というような取り組みというのは、非常に大事だと思っていますし、今、我々が見ていると色んな話し合いという部分が非常に少ないように思っています。そういう意味では、職員の意識改革も含めた、これから行革に対する取り組みというのは、非常に重要だと思っています。特にこないだも全協で話をしたように、本当に今、2つの観光協会が必要なのか、今は既に時代の流れの中で、道の駅だとかそちらにシフトしてきていますよね。そういう現実を捉えた中での今後の取り組みというのは、非常に重要だと思うんですよね。そういう意味を含めては、自分のところはなかなか責められない、しかし、皆が集まって、ここはこうしたら良いのではないか、ああしたら良いのではないかということは、これからも非常に重要なことだと思っていますので、是非これはお願いしたいと思います。これは要望で終わります。

そして、今度は病院関係になりますけれども、実際にお聞きしておきたいことは、鋸南町の中では高齢化比率も高く、実際の療養型病床というのは望む人が非常に多いです。しかし、先ほどの町長の答弁の中で、療養型については、危ういというような話でしたけれども、これは看護師が確保できれば、今後も再開できるのかどうなのか。これは町民が本当に望んでいることなんです。国がどう言おうと鋸南町の環境とか生活状況を見れば必要なものとして、私はこれから重要だと思っていますし、これは町を少しでも、今のような補助金ではなくて、町の町民が必要とするならばそこに補填をするような補助金なら致し方ないと思いますけれども、看護師の確保ができれば可能なのかどうか、それを1点聞きたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

町長から答弁がございました通り3階の療養病床を閉床しなければならないことになりました。閉床にあたり病院経営、やはりそのまま職員を確保しておりますと維持の方が賄えないこととなりますので、閉床に伴いまして臨時職員の看護師さんを1名、それと准看護師3名及び看護助手4名、計8名の解雇を願ったところでございます。一応そのようなことから、正職員の正看が2名退職されていますので、看護師3名、准看3名、少なくとも看護職が6名以上確保できなければ再開することができないと

〔ベルが鳴る〕

ということになりますので、6名以上の確保を願って療養病床は再開できると思われま。以上です。

○議長（青木悦子）

以上で7番 渡邊信廣議員の質問を終了します。

ここで午後1時30分までを休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 午前 1 1 時 5 5 分 ……………
…………… 再 開 ・ 午後 1 時 3 0 分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

先ほどの渡邊議員の質問にございました空き家の関係で、利活用可能な件数ということにございましたけれども、平成28年の調査の時点では176件と見込んでおりました。その後の台風による減少については、把握はできておりません。

以上です。

◎一般質問

◎11番 笹生正己

○議長（青木悦子）

それでは、11番 笹生正己議員の質問を許します。

11番 笹生正己議員。

[ベルが鳴る]

○11番（笹生正己）

12月定例会で質問すべき内容も含めた質問で恐縮とは存じますが、1件6点通告してありますので、質問いたします。

昨年9月台風15号が東京湾を北上し、この地域としては、私より年配の方に聞いても今まで1番風が吹いたとおっしゃるほどの猛烈な風が吹きました。57.4mだったとの県の説明もあり、また折れた木の枝が渦を巻くように上昇したとの目撃情報も聞いております。雨と相まって大きな被害が発生し、令和元年房総半島台風と台風の名前が付いたのは43年ぶりだそうです。

町内では、復旧した家屋がだいぶ見られるようになったとは言え、まだ多くの住宅並

びに物置等にはブルーシートが被せてある状況です。大粒の雨が降るとシートにあたった雨音、風が吹けばシートのバタつく音等物理的要因や、いつ修理ができるのか、修理にかかるお金がどの位なのか、屋根屋さん、大工さんなかなか来てくれない。いつになるだろうか、そういう考え悩む心理的要因から、寝られない日がかかなりあると言う方々が未だにおいでになります。落ち着いてきたとは言え、不平・不満そして何より不安を抱えて生活している人達の声も含めて質問させていただきます。

最初に、千葉県では台風の被害の報告について、自治体から深刻な状況、すなわちまとめきれなかったのではないかと勘違いしたのか、知事は自宅に帰ったとの報道がありました。どの点について謝罪したのか分かりませんが、初動体制について謝ったと聞きました。この町の危機管理体制について、どのような問題があったのか伺います。

次に、法とか条例とか色々決まりは分かるのですが、被災者、高齢者や障がい者、特にですね、に対して親身になった対応ができたと思っているかどうか。

次に、罹災証明書の調査は「簡易」とのことですが、提出する場合と早くしなければならぬという理由は分かります。でも、多くの家屋の調査を聞くと、あまりにも簡略過ぎなかったかと私は疑問に思っています。その点もお答えいただきたいと思います。

私は、町外なのですが、ある海岸で多量の瓦がある場所がありました。ガレキの処理に19億以上、多額の費用を要しましたが、処分業者が適正に処理したことは確認したかどうか。

続いて、シート張りやカビの除菌等のボランティアは、今も行っています。住民の願いはブルーシートが外れることだと思っておりますけれども、町としてはどのように考えているのか伺います。

最後に、地球の環境の変化か今後も猛烈な台風の直撃が考えられます。地震、津波の可能性も増している中、この災害を教訓にしなければいけません。体制や訓練についての考えを伺います。

質問は以上ですので、簡潔に答弁願います。

○議長（青木悦子）

11番 笹生正己議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

[町長 白石治和 登壇]

○町長（白石治和）

笹生正己議員の一般質問に答弁いたします。

「被災から復旧まで」についてお答えいたします。

ご質問の1点目、「知事が謝ったと聞いたが、町の初動体制についてどのように思うか」についてでございますが、台風15号は、昨年9月9日、午前2時頃、房総半島に最も近づき、暴風による甚大な被害をもたらしました。

町では、暴風警報が発表される前の9月8日正午、風水害における職員の配備体制基準に基づき、第2配備体制として、あらかじめ指定した職員を参集させました。

その後、防災行政無線や防災安心メールによって、各種警報発表に合わせて、情報伝達と注意喚起を行いました。気象庁からの情報では、夜間に大雨警報発表が予想されたことから、あらかじめ指定している職員に対し、避難所開設の準備を指示し、8日の午後4時45分、避難所の開設し、避難者の受入れを行ったところであります。

台風19号にあっても、同様の対策を講じたところであり、夜間等における危険を伴う避難や避難者の受入拒否をすることなく、適切な避難誘導により、人的被害は免れました。

近年の災害は激甚化しており、今後も、被害が想定を超えることを念頭に、空振りを恐れることなく、適切な判断を講ずるよう心掛けて参りたいと思っております。

被災後、個別の事象に関し、具体的に申し上げます。

県内で約64万件の停電が発生し、本町も町内全域が停電となり、庁舎周辺の電力が復旧したのは、被災翌日の9月10日夜9時55分頃でありました。

それまでの間、対策本部においては、庁舎非常用電源により、本部機能を維持しておりました。加えて、停電による基地局等の機能停止の影響で、固定電話や携帯電話も不通となり、外部との通信手段は、衛星携帯電話のみとなった訳であります。

このような状況下において、被害の情報収集に関しては、いち早く、人海戦術に切り替え、町内を職員が巡回し情報収集を行い、さらに各区にご協力いただき、地域における独自調査によって、災害の全容把握に努めたところでございます。

また、住民への情報伝達手段としては、防災行政無線、車両広報、防災安心メール、災害掲示板の設置などの手段を使い、情報伝達に努めたところでございます。途中、中継局のバッテリーから手動発電機への切り替え、一部、屋外子局の復旧への対処も要しましたが、車両広報と併用しながら町民への情報伝達は途切れることなくできたと考えております。

インターネット回線が開通した後は、町ホームページ、防災安心メールによる避難情報、支援情報などの災害関連情報をお知らせいたしました。

災害支援物資の供給も県のみならず、いち早く独自の災害協定の自治体に打診し、被災後2日目から配布が開始されており、その調達も国、県、足立区、辰野町等の協力を得て、近隣自治体に比べ供給体制は充実していたと考えます。

長期停電と災害対策本部が被災した厳しい環境の中、地域やボランティア、関連業者のご協力のもと、職員の創意工夫と状況判断によって、初期対応は適切に行われたものと思っております。

ご質問の2点目、「決まりは解るが、被災者（特に高齢者）に対して親身になった対応が出来たと思うか」についてであります。当初から町民の皆様も被災者、職員自身も

被災者、同じ被災者として寄り添い感を忘れずに町民と接するよう災害対策本部でも共有しておりました。

特に、今回の災害は住家被害に集中したこともあり、その住宅の応急修理等の申請手続きには苦慮したところであります。

住宅の応急修理等の申請手続きは、高齢者にとっては複雑な事務作業で、一人一人に寄り添いながら、ある程度の時間を必要とする対応になるであろうと想定し、その対応について、まず窓口効率化を検討しました。

具体的には、申請受付の専用窓口を開設し、1人40分程度の説明時間を確保し、相談の待ち時間を短縮するために、千葉県と調整し、広島県職員、千葉県職員を支援職員として10名お願いし、相談窓口の拡充を図りました。

また、説明資料に配慮し、制度開始に向けて、町で独自に説明用の資料や、相談チェックシートを作成し、過去の相談日時や記録を残し、再度の来庁の際にも、前回の相談内容を確認できるよう事務処理体制を改善するとともに、週に1度、担当職員内で受付時のクレーム等を共有し、県や近隣自治体との情報交換を行い、記載例や職員対応マニュアル等の見直しも行いました。

窓口での書類記入の補助にも配慮し、高齢者等の書類の作成が難しい方の場合には、窓口で申請書類への記入を補助し、自宅で記入する場合でも記入箇所への印付けなどを行い、被災者に寄り添う配慮に努めて参りました。

今回、国県が示した被災住宅支援は、判定の基準や被災箇所によって制度が複数に分かれており、かつ申請に添付する見積書によって補助対象経費を算定する必要があり、できる限り簡素化、合理化できるよう県に対し要請を行ったところではありますが、被災者の皆様には大変お手数をおかけする結果となっております。

町内の建築業者に対しても、令和元年11月19日に「住宅支援制度に係る建築関係事業者説明会」を開催し、修理業者が作成を要する書類の作成方法や、注意点を説明し、被災者が役場に足を運ぶ機会を軽減するよう配慮いたしました。

また、ブルーシート、土嚢をはじめとする災害物資は、より多くの被災者に対し切れ目なく配布する必要があったため、配布数を限定する必要性に迫られていたことは、ご理解いただきたいと思っております。

混乱の中、物資調達にも苦慮し、初動時の調達ルートは、足立区や協力自治体からの支援に依存するほかありませんでした。

その後、国や県を通じた調達が可能となり、より安定的な配布が可能となりました。加えて、町内の被災情報が全国に拡散したことにより、個人や法人などの民間から食料品、生活物資等の支援が届いたことで、切れ目なく対処できたのではないかと考えております。

全体的な供給量も、他の自治体と比較すると被災者世帯あたりの配布数は多かったの

ではないかと思っております。

ご質問の3点目、「罹災証明の調査は「簡易」というが、あまりにも簡略すぎなかったか」についてであります。災害対策基本法第90条の2において、市町村長は、「当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、遅滞なく、被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない」とされています。

遅滞なくとは、被災後概ね1ヶ月程度が目安とされております。その罹災証明交付までの事務は、通常ですと申請受付、被災家屋調査、罹災証明発行の手順で進めていくことが原則となります。

当時の状況は、台風15号での被害がほぼ全域におよび、被災した家屋等の数が把握できないことから、その調査対象件数の最大値を、固定資産台帳を基に、建物7,400件と推計いたしました。1ヶ月という期日を守るためには、延べ人員1,116名を動員する必要があったことから、申請の有無に係わらず、町内全戸の建物を外観目視により調査することといたしました。

なお、外観により半壊以上と判定したものは、建物内部の調査を実施しております。マンパワーも十分ではない当時の状況から判断すると、通常手順では、被災後概ね1ヶ月程度という期限が守れない可能性も高く、罹災証明の発行事務が遅延することで、その後の被災者生活再建支援や建物保険の請求、税等の免除事務に影響し、結果的に迅速な被災者支援を優先した決断だったと思っております。

令和元年9月20日付けで、内閣府政策統括官付参事官の事務連絡でも住家の被害認定調査の効率化・迅速化に係る留意事項により外観目視等により迅速に判定することが可能であると通達され、他の自治体では、被災者本人が撮影した写真によって判断する自己判定方式の導入も行っております。

また、発行された罹災証明に不服の申請があった場合も、すべての案件を再調査しております。令和2年2月26日現在、再調査実施件数は230件にのぼります。調査にあたっては、チームを組み、複数の調査員の目で確認し、判定を行っております。

ご質問の4点目、「町外の海岸で、多量の瓦がある場所があった。ガレキの処理に多額の費用を要したが、処分業者が適正に処理したことは確認したか」についてでございますが、本町では、台風第15号等で大量に発生した災害廃棄物を処理するため、緊急的にすこやか及び旧佐久間小学校に一時仮置き場を開設し、町民の方々やボランティアの方々に直接持ち込んでいただき、廃棄物を種別ごとに分別した後に各専用施設へ運搬して処理を行ったところであります。

この処理及び運搬につきましては、町内や近隣地域には、可能な施設や運搬業者がおらず、また緊急的な対応も必要な状況から、県と協議し、県が災害時における廃棄物処理に関し協定を締結している一般社団法人千葉県産業資源循環協会と業務委託契約を締結し、仮置き場の管理から廃棄物の運搬、処理を依頼したところでございます。

運搬された廃棄物は中間処理や最終処理がされるごとに発行されるマニフェスト伝票により、今日までに金属類、瓦、コンクリート等の不燃物、畳や布団等の可燃物など、合計4,909tの廃棄物の処理が適正に完了していることを確認しております。

なお、本町においては、地域の方々のご協力もいただいたことによりまして、多量の廃棄物が不法投棄されるといった事案の報告は受けておりません。

ご質問の5点目、「シート張りのボランティアは行っているが、住民の願いはブルーシートが外れることだが」についてありますが、現在、鋸南町社会福祉協議会の復興ボランティアセンターにおいて、災害による「困り事相談受付」を開設して、町民の皆様から災害による相談を受付けております。

ブルーシートや白土嚢の劣化による張り直しや、天井のカビ清掃などをボランティアの皆様にご支援していただいております。

11月1日には、鴨川市里山オフィス内に南部災害支援センターが設置され、NPO法人が運営のもと、安房4市町、富津市、君津市の5市1町で連携し活動も始まりました。

ブルーシートの再展張の場合は、現時点では、鋸南町社会福祉協議会の復興ボランティアセンターで対応可能であります。また、NPO法人の全国災害ボランティア支援団体ネットワーク等が主催となり、県内消防職員、消防団員、建築業者を対象に展張講習なども開催予定であります。

地元で展張できる担い手づくりの新たな取り組みも始まっています。改めて申すまでもなく、被災された皆様が、被災前と同様に安心して暮らせるようになるには、応急的なブルーシートが外れ、復旧修繕が完了することであり、町内の建築業者をはじめ、関係団体の方々には、県外からの業者受け入れなどによって復旧作業の早期完成に向け、日夜努力されております。

町といたしましても、引き続き、国、県、関係団体に対し、被災地に対する支援を要請して参ります。

ご質問の6点目、「地球の環境変化か、今後も猛烈台風の直撃は考えられる。地震・津波の可能性も増しているなか、この災害を教訓としなければならない。体制や訓練についての考えを伺う」についてであります。震度により配備体制が決定する地震の場合と異なり、風水害での対応に関しては、気象情報を的確に分析し、鉄道の計画運休など他の要因も総合的に勘案したうえで、早期により上位の配備体制への移行判断を行うとともに、本部設置を客観的かつ迅速に判断できるよう設置基準の見直しを行う必要があると考えています。

また、災害発生時及び平時の組織体制の見直し、地域防災計画やマニュアルの再点検等を行い、今回のような連続する災害とそれに伴う災害対応の長期化も見据え、防災危機管理部局のみならず、全課をあげての防災組織体制の充実・強化を図る必要があると

考えております。

計画やマニュアルを実効性のあるものとするため、職員向けの訓練や研修についても見直しを行うとともに、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む必要があると考えております。

さらに、自主防災組織の充実、防災訓練への参加など積極的に町民の皆様の参加の機会を作り、この災害の教訓を風化させないよう努力する考えでございます。

以上で、笹生正己議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員、再質問はありますか。

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

私は、被災から復旧までと題し、6点に分けて質問しましたが、他の質問と絡んでいるところもありますので、その点ご理解賜りたいと存じます。

町長の答弁では、被災者に寄り添い、ほとんど実に良くやった、上手くできたというようなことです。ここでお礼を申し上げなければいけないはずなのですが、そうでなかった点を指摘させてもらいます。

これで良かった、良くできたと答えるようでは、後々何もならないから申し上げているつもりですので、ご了解願います。

町民への情報伝達は、途切れることなくできたと答えられました。私は6日前にある写真と動画を見せてもらいました。障害を持った方で手話通訳を介してのことですが、台風の際は誰も来ることがなかったと話していました。こういう方がおいでになります。どう考えますか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

台風15号の時でございますが、こちらの保健福祉課といたしましては、当初町民の方の健康状態も確認するうえで、介護事業者の方、民生委員の方々にお願いして地域を回っていただいたところございまして、自分達におきまして、全戸訪問という形の中で、9月の台風があった後に10月上旬までにかけて、回って確認をさせていただいたところございまして、とりあえずこちらの方としては、回って確認をさせていただいたとの認識をしております。

以上でございます。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

先ほど町長の答弁の中にも、災害対策基本法これに触れておりました。第48条の10、1項、2項です。分かりますよね。略して言うと、「市町村長は当該市町村に居住する要配慮者のうち自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者の氏名や住所等を示した避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない」この名簿はありますよね。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

現在、鋸南町の要支援者名簿については総務企画課の方で保管しております。

これは、同意それぞれの掲載された方について、同意を求めて同意された方については、各関係機関にお渡しをするというようなことでございますが。現在は、その同意をまだ全て取り終わってない状況でございますので、要支援者のみ私共で保管をしている状況でございます。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

この名簿については、言われたことも調べてあって分かっています。

よく変わりますよね、例えば例に挙げては悪いのですが、亡くなる方もいらっしゃいます。新しく引っかかる、引っかかるという言い方もおかしいですけど、方もおいでになります。どのような基準で、どういう感覚で名簿の差し替えというのか、名前がしょっちゅう変わっているはずですか。どういうようにやっているのですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

笹生議員おっしゃる通りで、この名簿の更新が一番私共でどのように管理していくかということが難しい、また困難な事案となっております。現在、昨年の登録の日にちが手元にありませんけれども、ある期日における登録件数でございまして、それから死亡、お亡くなりになった方、それから施設に入所された方、また一方で75歳という年齢要件がございますので、それに到達された方を登録させていくというようなことで、更新作業については、現状は登録された日から更新はされていない状況でございます。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

先ほどの方が、そのすぐかどうかは分かりせん。その直接私が話を聞こうと思っても

手話ができる訳ではないので、分かりませんが、そういう方がいたということ、落ちがあったということで質問させていただきます。

名簿があっても十分活用されなかったのではないかと思います。前の議員の方もよく口にしていましたね、「ほうれんそう」と。報告、連絡、相談の略語です。それも相手に伝わってはじめて連絡なりついたことになります。少なくとも名簿の方々には言いつばなし、それはまずいと思います。確認が大事だと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

先ほど保健福祉課長の方からもご答弁をさせていただきましたが、私共で防災行政無線等を使った一方的な情報伝達ということでございますので、その後の健康状態、あるいは孤立しているかどうか、状況等については、民生委員の方、それから区の役員の方、そして町の方ではパトロールをする、あるいは保健師がということで、全戸について見回りをさせていただきました。その期間が滞っている、長くなっているということについては、これから人的支援も含めて検討をする必要があるかと思います。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

放送、報道ということ、報告ということで広報についても質問させていただきます。

一部放送されなかったこともあったと、私は思っています。とういのは、ここの役場で会議があって裏の玄関から出る時に、ブルーシートを持った知っている方がいました。放送されたから来たということで、私家に帰って近所の人に何人も聞きました。「いやそんな放送聞いたことがない」ということは全部に放送されなかったのかなと思って、それで総務課に、総務企画課略させていただきます。申し上げたところ、うす暗くなって放送がありました。それは良く聞こえました。それで、私も人の家を直すつもりでいましたからブルーシートと土嚢をもらいにいきました。勝山の駅のところからずっと渋滞です。何か事故でもあったのかなと思ったら、ずっと渋滞をしてきたらその踏切のところまで来てはっきり分かりました。ブルーシートをもらいに皆さんおいでになっていました。車が停めるところがない、一度に来たので、最初の放送が届いてなかったところはかなりあったのではないかと思います。どうなのでしょう。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

19号の台風では、町内の30箇所の屋外パンザマストのうち、10箇所が概ね1週間ほど稼働を停止しております。これは台風の影響でバッテリーが供給切れになりました

た。それから断線等による影響でございます。その他アナログの戸別受信機につきましても、当時800世帯ほどですが、送信が不能となっています。不能となっていた場所については、放送が行われていないということでございます。それを補完する形で防災安心メール、それから先ほど町長の方からの答弁もありましたが、車両による広報を併用して適切に情報伝達に努めていたところでございます。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

だいぶ飛ばして質問させていただきます。

備蓄倉庫が破損しましたよね、そういう例がございますよね、非常時、災害時に利用しなければならないのに、その災害で備蓄倉庫が壊れたら何もならないと思うのですが、どうでしょう。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

備蓄倉庫が破損したのは町内6箇所のうち海洋センターの敷地内にある備蓄倉庫1箇所でございます。この海洋センターの備蓄倉庫については、過去の強風でも破損し、場所を変えておった訳ですが、今回の15号の台風によりまして、また被災をしました。お話の通りで実際に皆さんに物資を提供する倉庫が破損したということについては、私共も対応を考えなければならないと思っております。現在は、海洋センターのアリーナの中にあります倉庫を若干改良しまして、そちらに備蓄をさせていただいております。今後のその備蓄倉庫の代替については、現在のアリーナの倉庫に引き続き備蓄するか、またあるいは場所を検討していくことになると思っておりますが、今後の検討課題とさせていただいているところでございます。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

備蓄倉庫が一度壊れて、また移したのだけれど壊れた、それはしょうがないで片付けて良いものかどうか、この次は二度あったら三度目はないと思って対処した方が良いと思います。

2週間と経ってないので、最近の話です。不法投棄はほとんどされなかったということですけど、役場の手前すぐ近くに皆さんご存知ですよ。庭に投棄されたガレキがあるという、スレートなんか入っている明らかに被災したガレキが捨てられています。見に来てくださいと担当部署に伝えると今は行けませんと言われたそうです。その方は青木議長を介して連絡してもらったらすぐ見に来たということのを伺いました。これが、

住民が主人公と言って、寄り添ったというその対応なのですか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

お話のあったところについては、役場のすぐところだったと思うのですが、内容を十分確認した中で伺いたいということのお話の中で、伺ったものでありまして、一定の方からのご報告によって行ったというようなことではないと聞いております。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

1点、1点詰めている時間がないようなので、SNSここで次のような文章が掲示されました。文章を全て読むと10分ほどかかりますので、要約します。

70代の前半の妹と70代後半の後遺障害のために自立歩行が困難な姉と山間部の古民家に暮らしていました。台風と豪雨で家屋の損傷がひどく、雨水が染み入った状態で漏電が怖くて暗い中での生活でした。やむなくお姉さんと避難所暮らしをしておりました。11月末に役所職員から近いうちにこの避難所も閉じるのと告げられ、皆急ぎ転居先を探していました。でも高齢を理由に賃貸契約を断られる現実があり、容易には見つかりませんでした。連日担当職員が訪れ、行く先を早く決めろ、早く決めろと繰り返され、果ては埼玉の息子宅に身を寄せるか母屋に隣接する小さなプレハブの作業小屋で暮らすよう告げられ、もうどうしたら良いか分からなくていっそ死にたいと涙声で電話をかけてきました。12月11日ロビーで腕組みをしていた険しい表情の男性が姉妹に小声で話かけていました。後で理由を聞くと、強張った顔で部外者を今度入れたらここを出て行ってもらうと言われて怯えていました。意味が理解できずに聞き返してみると、部外者とは被災者支援を行うボランティアの私のことでした。避難所で避難生活を送る被災者の支援者が部外者とは論拠も発想も理解できず言葉を失いました。老姉妹を薄暗いロビーの一角に呼び止め、まるで脅すかのような対応ぶりに呆れました。私が関西に戻り、鋸南を留守にしていた12月27日館山市の高齢者施設へ案内通りお姉さんを入所させ、入所に関するオリエンテーションや身の回りの世話を終え、真っ暗な避難所に戻り着いたのは18時頃だったそうです。担当職員からは17時30分に避難所閉鎖をするので、それまでに荷物を持って出てくださいと言われてたそうですが、軽乗用車にとっても積める量の荷物ではないことや、役所が住めという6畳ほどのトイレもない作業小屋は布団1枚さえ広げるスペースもなく避難所にある身の回りのものを収めるにも程遠い改めて途方に暮れたそうです。

これからは原文です。

私は11月から鋸南町で避難者お一人お一人に関わってきましたが、長野や宮城で応

急仮設住宅の建設や入居が進むニュースを見るにつけ、しばし抑え伏せていた私の中の何か弾けて、この現状がこの国で起きていることだと、多くの方に知ってもらわねばならないと決心し、今この文章と向き合っています。

これを聞いてどう思いますか。原文を見るともっと可哀そうだなと思う。普通だったら思います。どう思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

まず、避難所の運営に関しましては、保健福祉課が担当してやっておりました。色々ある訳ですが、まず避難所に来られた方の避難所の閉鎖に関しましては、11月21日の復興本部会議におきまして、あらかた住宅支援に関しての相談等が、体制が整っているということの中で、その旨については、避難者の方には既にできた時点でお伝えをしておいたところで、そこから21日に復興本部会議において、避難所の閉所に関して話はしたところをごさいます。結果的に避難されている方、その時点では5世帯7名の方がいらっしゃったのですが、そちらの方々もあらかた方向性が定まっているということを加味した中で、それでは3週間後に閉所するという形を取らせていただいたところ。3週間後と言いますと12月13日でございます。そちらの方で閉所という旨を11月21日にお話をしたということです。実に色々毎回、連日のように職員が訪れて出て行けという話ですが、そういったことはございません。12月13日の閉所にあたって、12日の前の日に残っていらっしゃった方が2世帯3名おられまして、その他の方について、どのように今後されるかというところの話を聞いた中で、それにあった支援をしていかなければならないと思ひまして、とりあえず13日という線引きはさせていただいたところですが、そのことでこちらの方としては、支援を行うという形で色々方向性を生み出したところでございます。実際、今回そのような話の中でいらっしゃる1世帯2名の方、当然書かれている通り障害の方もいらっしゃる、その中で自宅の方へ、被災した自宅の方にお帰りになられて2人生活というのは、当然無理だという判断はこちらの方もいたしました。それで、1人の方について施設の方へ入所の方をした方が今後の生活においてもよろしいのではないかという話の中で、入所の方の手続きを進めていった訳でございます。確かにもう一人の方におかれましては、被災状況を確認いたしました。確かに6畳のプレハブですが、片づければ生活できるような状況でもありますし、お風呂もトイレも母屋の方で使えるという状況をお聞きしておりましたので、それでその方には、もし施設の方の入所が定まったら、申し訳ないですけど、皆さん色々な方がいらっしゃいますから、そういうところで生活されるというのは不便かもしれませんが、次の仮設住宅の方の手続き等も加味した中で、とりあえずのところはそのようにしていただければということでお話はしてありました。当日27日につ

きましては、閉所する件については、お姉さんが入所された次の日辺りには、退所していただきたいことはお話してあった訳ですが、その時に27日にたまたま施設の入所にあたって夜、確かに夕方辺りに施錠に関しては、その方の携帯電話の方に連絡をした中で、閉所する時間までは、こちらのほうで待っていますし、また荷物についても、そのままある程度持って行かれて、置いて行かれても構いませんのでということの中で、お話をさせていただいたところですが、本人から友達のところ泊まるし、荷物も後日取りに行くという旨の中で施錠をしても構わないという確認を取って閉めさせていただいたというのが経緯でございます。

以上でございます。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

言う方と言われる方とだいぶ見解の相違どころじゃないですね。だいぶ違う点があるように感じました。今のを聞いたら適正な対処をされたのかなと思います。でもボランティアの人がこれだけ勇気を持って書いていることです。私はそれが全部違っているとは思いません。子供の時、殴った方は忘れるけれど、殴られた方一生覚えているということと同じで、言った方と受けた方と取り方が違うんですね。町民の方色々な方がおいでになります。このまま見ると、あまりにも酷い、あまりにも可哀そうだということが書いてありますよね。本当にこれだけ書くには勇気があることだと思います。この半分以上はこの方の方が合っていると思って言いますけれども、出て行け、出て行けではなくて、みなし仮設の準備でこっちへ住んでくださいと言う方が本場で、今それも話したと言うけど、この方はそうやっては受けていないんですね。間にボランティアの方が書いたのですから、全部そのまま伝わっているとは思いませんけれども、本当に死にたいという位責められていたことをこのボランティアは聞いているんですね。できるだけ私は寄り添ってはいなかったと感じています。

時間がなくなって、次に行きます。

ガレキほとんどは分類すると産業廃棄物と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

廃棄物の関係ですが、議員さんもお承知のように業者さんの手によった業により排出されたものについては、産業廃棄物とされまして、また個人の方やこの度の行政が扱ったものは一般廃棄物とされますが、廃棄物の種類とか品目については、産業廃棄物と同様のものになるかと思えます。

以上です。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

元名の採石場跡地、鋸南町の土地です。何を置こうが自由と思いますが、町の土地ですが、これは同時に水道の水源であります。ここに全部写真がありますけれども、あらゆるものが置いてあります。相当な量です。腐った畳、エアコンの室外機、プラスチック製品、家電リサイクルの冷蔵庫等々、これで潤滑油が封入されている冷蔵庫、エアコンの室外機、これは油が漏れる可能性だってある訳ですが、どういうふうに思いますか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

一部仮置き場であります元名の採石場の件ですが、災害が発生した当時、早急な対応が急遽必要になりましたことから、廃棄物の仮置き場が当然必要になったことから、住民の方に持ち込んでいただく仮置き場といたしまして、旧佐久間小学校とすこやかの駐車場を開設しました。その他に地域の方が置いておきました廃棄物が山積みになっておりましたので、その対応といたしまして町有地が必要となることから適地がなく、やむを得ず採石場跡地も一時仮置き場ということで開設したという状況であります。当然町有地であれば、何を置いても構わないということではございませんが、やむなくそのような状況であります。また、ご指摘のとおりまだ置いてあるのですが、置いてあるものについては。

〔「すみません。余分なことを言っていたらいいから、そこまで結構です」の声あり〕

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

何でも置いて良いと、それは置くのは良いですよ、瓦だけとかそういう害のないものなら良いですよ。もし漏れたら、油が漏れたら大変でしょという意味で今、エアコンと冷蔵庫を言ったんですよ。例えばスレートだって、何でスレートの単価が高いが分かっているでしょ。石綿が入っているんですよ、アスベストが入っているんですよ、ほとんどの場合は。今は製造も使用も禁止ですけども、アスベストが入って、風化が始まったやつは壊れて持ってきている訳です。今、被災したスレートのほとんどはアスベストを使っているんですよ、しかも表面が風化して飛ぶ可能性があるんですよ。瓦を置くなら良いんですよ、そういう油が出る可能性だって、アスベストが飛ぶ可能性だって、そういうことを問題にしているんですよ。それを答えてらっしゃらないじゃないですか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

そのような事案も発生する可能性あることから、そういうものについては、シートで覆うなり、またトタン等については、一部風で飛んでしまったような状況もありましたので、後からネットをかけたというような状況もあります。

以上です。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

ここにありますスレート、それ覆ってないですよ。私はこの土地、立ち入り禁止になって無断で入ったかもしれませんが、全然関係者ではないと思っていないので、入らせてもらいました。この土地は30年以上前から知っているのですが、昔からなかったものが飛散しているんですよ、色々。トタンとかプラスチックだとか、ここに飛散したのも写してありますよ。スレートだって写っています。身出しで。こういうことをして、普通見に行かないから良いということではないと思うのですが、どう思います。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

当初はその辺について、配慮が足りなかったと思います。今後については、十分注意してその辺の対応はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（青木悦子）

笹生正己議員。

○11番（笹生正己）

何事についても、自分の周りの意見、言い換えれば支持者の意見だけを聞いていけば、偏った情報、偏った考えになります。白石町長は、支持しなかった人を理解者に変えようと努めるようなところがあると私は思っています。ということは、私よりもクレームなり、困った事の情報、はるかに多くて当たり前ではないでしょうか。死にたいと思うほどの人が1人でもいれば、町長をはじめ職員皆様の努力が無駄になります。帳消しになります。ここで人の言葉ですが、引用させていただきます。

緒方貞子元国連高等難民弁務官が、2000年国連の欧州本部会議場で次のように訴えました。

難民問題で必要なものは、3つのリスペクト尊厳です。まず、家を追われて最も弱い境遇にある人々を守らんとする国々の献身に尊厳を。次に、各国の協力体制のもとで、難民に寄り添い、第一線で人道支援に従事する者たちに尊厳を。そして、1番大事なのは、難民に対する尊厳です。言葉の中の難民を被災者に置き換えてよく考えていただき

たいと思います。

終わります。

○議長（青木悦子）

以上で、11番 笹生正己議員の質問を終了します。

ここで、午後2時40分まで休憩とします。

…………… 休 憩・午後2時30分 ……………

…………… 再 開・午後2時40分 ……………

◎一般質問

◎9番 鈴木辰也

○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。

9番 鈴木辰也議員の質問を許します。

9番 鈴木辰也議員。

[ベルが鳴る]

○9番（鈴木辰也）

それでは、一般質問させていただきます。

私は、町防災対策について、台風被害に係る支援制度について、新型コロナウイルス対策についての3点質問します。

はじめに、町防災対策について質問します。

昨年の台風15号、19号により鋸南町は、甚大な被害を受けました。気象庁は千葉県を中心に甚大な被害をもたらした台風15号を「房総半島台風」と台風19号を「東日本台風」と名付けました。気象庁が台風の名前をつけるのは43年ぶりだそうです。

台風被害から約半年が経ちましたが、まだまだ、復旧・復興の道半ばです。この先、気象状況の変化で、このような台風被害が、特別なことではなくなるかもしれません。

また、首都直下地震ですが、今後30年間に70%の確率で起きると言われています。最悪の場合、死者が2万3千人。経済被害は95兆円に達すると試算されています。

南海トラフ地震は、今後30年で70%～80%で「切迫性が高い」と言われています。今までも防災対策について一般質問をしてきましたが、今回の台風被害を体験し、防災対策がいかに重要か改めて感じています。今後の防災対策をどの様にしていくのか伺います。

次に、台風被害に係る支援制度について質問します。

台風被害に係る支援制度があり、鋸南町でも、町民の方に対して様々な方法で周知がされています。今現在支援制度の進捗状況について伺います。

3点目は、新型コロナウイルス対策について質問します。

新型コロナウイルスによる感染が全国的に広がってきています。千葉県内でも感染経路が判明しない患者が確認されており、感染がさらに増加していく恐れがあると言われていています。日々状況が変わっていますが、町としての対策を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（青木悦子）

9番 鈴木辰也議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

鈴木辰也議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の、「町防災対策について」お答えいたします。

「今回の台風被害を体験し、防災対策がいかに重要か改めて感じています。今後の防災対策をどの様にしていくのか」についてであります。千葉県が発表している令和元年台風15号等への対応に関する検証によりますと、台風15号をはじめとする19号、21号に伴う大雨による災害では、過去に本県が経験した災害と比べて非常に大きな被害をもたらすと同時に、これまでに本県が経験した災害とは異なる事象が発生しており、地域防災計画やマニュアルの想定を超える判断や対応を求められる場面が生じるなど、非常に難しい点があったと報告しております。

一連の災害について、特徴的かつ稀有な事象が3つ挙げられており、1つ目は、台風15号が過去69年間で関東地方に上陸した台風としては最強クラスであったと同時に、暴風域が非常に局所的であり、急激に風雨が強まるものであったこと。

2つ目として、大規模な停電が長期にわたり発生し、停電被害が大きいことを理由として災害救助法を適用したが、停電を理由とした同法の適用は全国的にもほぼ前例がないものであったこと。

3つ目として、3つの大きな災害が連続して発生し、それぞれが大きな被害をもたらしたこと。

また、これまで単独の災害に対して対策を講じることは想定しているところ、それらが連続して発生した場合の対策も想定しておく必要があるという教訓を残したと報告しています。

本町で起きた事象を振り返ると、被災当初から町内全域にわたり想定外の大規模な停電に見舞われ、通信手段も絶たれ、加えて町内全域で住家、非住家問わず、家屋が被災

し、本町に想定外の甚大な被害をもたらしました。

しかしながら、主要幹線道は概ね通行可能な状況に復帰できたこと、電力供給が必要な加圧ポンプ施設を利用する地域以外は、水道供給が可能であったこと、防災行政無線機能が失われなかったことは、被害拡大の抑制に繋がったのではないかと考えます。

その後の電力復旧までの長期化は、情報集約、伝達手段に影響するとともに、災害対策本部や避難所となる公共施設の運営に影響するのみならず、町民の自宅における避難生活にも多大な影響をもたらしました。

また、長引くにつれ、唯一の移動手段である車両の燃料不足は非常に頭の痛い問題となり、非常時の燃料補給も課題となりました。

現在、町では、災害対応もピークを越えたことから、災害に係る職員アンケートを実施しており、専門家を交えて本町における事象検証を行う計画としております。

現状での防災対策であります。まず、避難所に関しては、安全性が高いと判断していた本庁舎や中学校、海洋センターなどの鉄筋コンクリートの建物についても強風により大きな被害を受けました。幸い、避難されていた方々に怪我などはありませんでしたが、窓ガラス等の開口部に強風対策を講じる必要があると考えております。

さらに、19号台風では、最大1,060人の方が町内各所に避難されました。その際には、各区の集会施設等の開設を要請した他、足立区等への協力要請を行ったことにより、希望者を全員避難させることができましたが、今後の対策としては、公共施設以外の施設開放について、民間施設等の協力要請を図って参ります。

また、避難者それぞれ生活環境や心身の状態が異なる方がおられますので、避難所の受入体制等に関しましても検証を行っていく必要がございます。

次に、停電対策であります。長期化したことによって燃料不足やバッテリーでの対応の限界が生じました。次年度は太陽光発電を利用した発電機の購入を計画しておりますが、対策本部や避難所運営、情報通信設備など災害時の重要拠点における電源供給の在り方について、持続可能なエネルギーへの転換などを進めていく必要がございます。

次に、被災後の人的支援についてでございますが、今回の台風被害では、被災直後から国県、関係自治体からの職員派遣の他、災害ボランティアの支援によって、支援物資の配付や被災家屋の応急処理、災害ごみの処分、被災家屋の認定調査など、様々な復旧対策に関し、多くの方々にご協力をいただきました。

想定外の災害であったことからプッシュ型の支援によって対応することができましたが、町職員では限界があり、今後、激甚化していく風水害に対処していくには、受援体制の強化を図っていくことが重要であると強く認識をいたしました。

国、県において、職員派遣の強化について検討がなされているようでありますが、町としましても、既に協定を締結している長野県辰野町や東京都足立区と、支援が円滑に図られるよう内容の精査を行って参ります。

また、被災直後、支援要請や発注先が見つからずに支障をきたした事案について、関係団体や民間企業との協定を締結することによって、的確に対応することが可能となりますので、検討を図って参りたいと存じます。

なお、町内の各区、自主防災組織や被災者支援に携わっていただく機関等の役割についても、地域防災計画や初動マニュアル等の見直し時に、検討を図って参りたいと存じます。

地域防災計画やマニュアルに関しましては、現在、国、県において昨年の風水害を踏まえた検討が図られていると伺っておりますので、その結果と併せて町独自の検証結果を踏まえ、改定を行って参る予定で、このたびの一連の災害に関する経験や教訓を活かして、各関係部局それぞれの担当分野において、今後の防災対策の充実・強化等につなげるための具体的な対策に取り組んで参ります。

2件目の、「台風被害に係る支援制度について」お答えいたします。

「今現在支援制度の進捗状況はどうか」についてでございますが、支援制度の進捗状況でございますが、被害の大きい順に答弁いたします。すべて、2月26日現在の数値でございます。

最初に、千葉県災害見舞金ですが、全壊及び重傷者の方への見舞金制度であり、全壊23件、重傷者1名の見舞金の支給申請があり、随時支給されております。

次に、被災者再建支援制度で、全壊、大規模半壊及び半壊のうち解体が確認された世帯へ支給されます。申請状況は、全壊22件、大規模半壊26件、解体世帯7件の合計55件が申請されており、うち18件に支給が終了しております。

次に、賃貸型応急住宅への申し込みですが、半壊以上の世帯の方が2年間を上限に家賃補助が受けられる制度であります。住宅の貸主からの使用同意を得て、34件の申し込みを受けております。同じく、半壊以上の世帯の方が対象の、解体に係る支援申請件数ですが、公費解体申請件数が32件で、償還助成申請件数は5件となっております。同じく、半壊以上の世帯の方が対象の町税等減額又は減免の特例ですが、申請件数は220件となっております。同じく、半壊以上の家屋修理に係る支援であります。見積書等が整い申請が終了した件数は115件で、工事が完了し、実績報告に至った件数は42件となっております。

次に、一部損壊の修理に係る支援ですが、申請が終了した件数は404件で、工事が完了し、実績報告に至った件数は71件となっております。

最後に、災害義援金ですが、2月26日に支給され、重傷者1件、全壊24件、半壊312件、一部損壊1,190件の合計1,527件に配分されております。

その他、医療機関の一部負担金の減免や、介護サービス利用料の減免等を実施しております。

進捗状況といたしましては、住宅修理に特化してご報告申し上げれば、半壊以上の世

帯については、おおよそ52%は申請に至っていると考えております。これは、公費解体制度が始まったことにより、修理から解体へ移行なさろうとしている方もおりますので、あくまでも推計値としてご理解をいただきたいと思います。

また、一部損壊家屋の住宅修理に関しては、相談に来られたが、申請に至っていない世帯や、電話等で見積書がそろわないなどの問い合わせを加味した推計値ですが、申請率は27%程度と推測しております。

町では、防災行政無線やホームページでの情報発信や、罹災証明発行時に制度説明用の資料を添付するなど、支援内容の周知に努めております。それぞれの相談、申請窓口を開設する他、町内の建築業者を対象とした制度説明会の開催や、全国木造建設事業協会千葉県協会による相談窓口の開設など、被災者の負担軽減や円滑な業務遂行に努めております。

3件目の、「新型コロナウイルス対策について」お答えいたします。

「日々状況が変わっていますが、町としての対策」についてであります。昨年12月に中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルスの肺炎が報告されて以来、世界各国で感染の報告がされ、日々感染者が増加しております。

1月29日に武漢市からのチャーター便により帰国した邦人206人のうち191人について、国立国際医療研究センターにおいて医師による問診、診察、検査が行われ、特段の症状無しと改めて確認され、少なくとも2週間は外出を控えていただくよう安房管内に隣接した市のホテルでの隔離措置が設けられたところでありましたが、2日後に症状が無いものの2人の方から陽性反応が認められ入院措置されたことに伴い、2月3日に、町対策警戒本部を設置したところであります。

本部会議において、特効薬が無いこと、検査体制、医療体制の確立がされていないことなどから、感染予防に重点をおいた手洗いや咳エチケットの町民への周知、公共施設での消毒用アルコールの設置が議論され、実施したところであります。

その後、2月17日に厚生労働省から蔓延しつつあるウイルスに対する相談、受診の目安等が発表されたことにより、20日に回覧で、当該事項に対し町民に周知したところでございます。

感染拡大の防止を図るうえで、疑わしい症状がありましたら、かかりつけ医等の医療機関を受診する前に帰国者・接触者相談センターである安房健康福祉センター等への電話相談により、その指示に従うようお願いいたします。

また、町内の病院及び介護施設内での感染拡大を防止するうえで、患者や入所者に対する面会者の制限について、意見交換したところでございます。

教育委員会関係では、内閣総理大臣の要請を受け3月3日から15日まで、小学校及び中学校は臨時休校といたしました。併せて、中央公民館、海洋センターは3月2日から1

5日まで閉所とし、小中学校の学校開放も同期間中止といたします。

また、各種行事の中止や延期、卒業式も来賓は呼ばずに行うなど縮小することといたしました。いずれも3月15日までの期間を区切つての措置といたしましたが、今後の状況を注視する中で、休校等の期間延長も考慮して参ります。

議員ご指摘のとおり、日々状況が変わっておりますので、国、県等の関係機関と連携した対応のもと、情報収集や発信に努めるとともに、大勢の方が集まるイベントや会議等の中止、縮小や延期など、感染拡大の防止を図るため、適切に対応して参りたいと思っております。

以上で、鈴木辰也議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員、再質問はありますか。

9番 鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

それではまず、避難所について質問させていただきます。答弁の中で、安全性が高いと判断していた本庁舎や中学校、海洋センターなどの鉄筋コンクリートの建物が強風により大きな被害を受けたということで、この窓ガラス等の開口部の強風対策を講じる必要があるという答弁ですけれども、基本的に保険を使って直すと思っておりますけれども、それは原状回復が原則ということですのでけれども、答弁にもありますように、避難所でありますから避難した方々が怪我をするということが1番あってはならないことだと考えておりますので、この強風対策を講じるということですが、今までよりも同じような台風が、風が吹いた時には壊れないような構造、ものに変えていくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（青木悦子）

白石町長。

○町長（白石治和）

コンクリートの強靱な建物が被災をしたということは、今回の15号の台風、特別風が強いという状況の中で、私も常々考えていたところではありますが、鋸南町については、公共施設、いわゆる学校ですとか、本庁舎ですとか、公民館ですとか、様々な建物を造ってございます。造ってあるのですが、恐らくその当時の作る時の考え方として、その施設にシェルターの機能を持たせたいという考え方はあまりなかったのではないかと、そんな感を思っていて、すこやかについても、どうして全てがガラスの建物になっているのかというようなこともずっと思っていた訳ではありますが、今回、この台風を被災して、風による飛来物でガラスが割れるということである訳でありますから、全ての窓に対してそれをやるのは、なかなか財源的にも難しいところがございますので、とり

あえずはそれぞれの施設の中で、避難所として今まで使っていた場所等は、その窓については、どういう形かで外に風で飛んできた飛来物を避けられるようなものを設置しなければならないだろうと、そう思っておりますし、今までは本庁舎も下の食堂のところも避難所となっておりました。避難所となっていたのですが、幸いに15号ではガラス等の被害はなかったのですが、正面玄関に向いた方は全てガラス窓になっていますので、今後避難場所として使うということになりますと、懸念がございますので、あのガラスの部分等はどのような形かで、外からの保護をするか、でなければ飛散をしないような何かの方法を取るかということを考えていかなければならないことかもしれません。そしてまた、本当に実際の話で良く考えた場合には、この本庁舎の中で1番安全なところは議場なんですね。議場はガラスの面の窓はございませんので、全て締め切っており、周りは全て壁でありますから、壁がきちっとあって、シェルターの役割をするようなところを今後は避難場所として、考えていかなければいけないことと思っておりますし、さらには、19号の時には鋸南中学校の体育館を避難所として使っていただきました。結果的に体育館の上の方の窓のガラスが被災をしまして、避難所を教室の方に移動していただいたような経緯もございますので、足立区の鋸南自然の家の方も1階の方の窓ガラスがかなり被災をして、そういう状況がございましたし、安全だったのは保田小学校の宿泊施設の部分は被災をしませんでしたし、それから地域の各区のコミセンの中で平屋で造ってある建物は、コミセンで外側に雨戸が付いているコミュニティセンター等は被災をしない状況もございますので、これからやっぱり、いざ避難をするという時には、それぞれの地域のコミュニティセンター等も開放していただいてより安全を確保していかなければならないだろうと、そんな判断をしております。

以上であります。

○議長（青木悦子）

再質問はありますか。

9番 鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

今、町長から答弁いただきましたけれども、その通りだと思います。私も議場は窓がない、そういう部屋があれば、今回は風で割れるというよりも風で飛んできた飛来物で、それで窓ガラスが割れるということが多々あったと思っております。この議場も是非、直すのであれば、この明り取りの窓を取っても飛来物が飛んできて破損しないような状況を作っていただければ、ここは本当に安全な場所になるのではないかなと思っております。また各避難所として、公共施設以外の施設開放、民間施設等へ協力要請をしていくということですが、今、各地区の公民館というようなお話もありましたけれども、民間のことに関しては固有名詞とか出せないかもしれませんが、今、町として台風19号の時には千人を超す方が避難をしたということがありますので、そうい

った方をきちんと受け入れることが、できるだけ十分なキャパを普段から用意しておかなければいけないと思います。これで協力要請をしている民間の施設というのは、何箇所くらい今、町としてピックアップして考えているところがありますでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

今現在、町の方で民間に協力要請をとということで、リストアップしているものはございません。町の施設以外では、19号で要請し自主的に開放いただきました区のコミセン、それから足立区自然の家、そして東京都勝山学園にも両向の方から依頼をして一部避難しました。協定の中では、葛飾区の方も避難所としてのご依頼をしています。それから、竜島のマンションにつきましても、地震時の津波等の避難場所として協定を結んでおりますので、こういった形で民間につきまして、できる限り事前に協定を交わしたうえで避難できる場所を確保するように努めて参りたいと思っております。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

今、課長の答弁で民間の方は今のところ候補は挙がっていないということですがけれども、是非、町の方から周知していただいて、それで民間の方で手を挙げてくれる方、業者さんとか場所があれば是非、そういうところと協定を結んでいただいて、避難所としての機能を果たせるようにしていただきたいと思います。

そしてまた、答弁の中で避難者それぞれ生活環境や心身の状態が異なる方がいるので、避難所の受け入れ態勢等の検証を行っていくということですがけれども、これは避難所の受け入れ態勢を検証というのは、どのようなことなのでしょう。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

12月の定例会の中で、福祉避難所についてご答弁をさせていただきました福祉避難所につきましても、協定等を結んでいる中で限られた方を避難させていただいていますが、その他一般の避難所においても、それぞれお座りになっていらっしゃる方、また他の環境をもって避難される方もいらっしゃいますので、そういった方のために移動式のベッドであるとか、またプライベートを確保できるようなもの、そういった受入態勢についても柔軟な対応ができるように整備を図って参りたいということでございます。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

福祉避難所については、この後お伺いしますが、一般の避難所についてのベッドとか仕切りを作る道具というのも整備するということですが、これについては、今年また夏が来て、台風が来るかもしれません。それまでに整備できるような状況にありますか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

今、仕切りの話については、避難所中で仕切りを作るかどうかということは議論がされていて、特に大勢の方が避難された場合に、仕切りをすることによって受入人数が限られるという問題もありますので、ここではっきりお答えすることはできませんけれども、移動式のベッドについては、いくつか町に簡易的なものもごございますけれども、財政的な関係もありますが、できる限り整備をしていきたいと思っています。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

福祉避難所は、災害対策基本法施行令に災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして挙げられています。法律ですので読みさせていただきますと、「主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するもの、このことを要配慮者という」ということですが、「こういう方々を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し又は助言、その他の支援を受ける態勢の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものとする」それでこの基準というのは、3つ書かれています。「高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するものの円滑な利用を確保するための措置が講じられていること」、「災害が発生した場合において、要配慮者が相談し又は助言、その他の支援を受けることができる態勢が整備されていること」、「災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な拠出が可能な限り確保されていること」福祉避難所としては、こういうように基準が定められているということで、先ほど課長の答弁にあったように、昨年12月の議会の一般質問の中で、笹生議員の一般質問の中で、今、町が提携しているのは1箇所ということです。それで、今、他に福祉避難所としての提携先を見つけるとことが町としてはやっているのかどうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

同じく12月の定例会の時の答弁の中で、15号の時と19号の時の台風の時の受入

の態勢の実績を申し上げましたが、その時に協定先ではありませんでしたが、町内のグループホーム和季の方から申し出がありまして受け入れをしていただきました。こちらについては、そういった受入実績がございますので、私共の方から、また保健福祉課の方から相談を持ちかけて協定の締結が出来れば行っていきたいと思っております。それ以外の施設につきましては、現在のところ候補として選定しているところはございません。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

この福祉避難所もできる限り協力要請をしていかなければいけないと思いますけれども、そうやって考えた時に鋸南病院の3階、今現在、療養病床が閉鎖されているということです。再開されるまでは、そういった病室が使えるのではないかとということも考えられます。少しでもそういう方たちがしっかりと安心して災害時に避難できる場所を提供するというのは、やはり町としての義務だと思いますので、そういったところの考えはいかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

ただ今、議員さんから鋸南病院の3階ということの中で話がございましたけれども、当然、指定管理者の鋸南きさらぎ会さんと話さなければいけないところもございます。先ほど町長から答弁ございましたけれども、全体的な窓がというところの心配は確かに拭いきれないところがございます。その中で、被害が及ばなければそういうことでお話しはできるかと思っておりますけれども、やはりそちらの方の対応も考えた中で今後、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

是非、今年の夏前までにしっかりと前向きに考えていただいて、少しでもキャパを増やしていただきたいと思っております。

今、福祉避難所についてのお話をしましたけれども、要配慮者という言葉が出ました。今、要配慮者についての基準を言いましたけれども、今、町内でどれだけの方が避難をする時に福祉避難所に避難したいという希望があるのか、というようなことに関して町の方で把握はしていますでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

大変申し訳ありませんけれども、町の方では特段、避難する際に福祉避難所へという話は、そこまでの数字としては押さえておりません。前回19号の時のお話ですけれども、確かに福祉避難所をお願いしたところでございまして、そちらの方につきましては、介護事業所さんからの要請に基づいて、本来そのような手立てをさせていただいた経緯がございます。受け入れる側の人数の方も限られてしまっているところの中でもございますので、そここのところの調整というところ一応色々厳しいところがございますけれども、その際には避難される方の介護度状態だとか、あと家族の中で1人とか、独居又は2人の高齢者世帯とか、そういったところの中のことを鑑みて避難の方をこちらの方はさせていただいたところがございます。社会的な施設と言いますか、そういうもの自体がございませんので、そここのところはそのようにさせていただかなければいけないかなということも思っております。

以上です。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

私は、こういう方達の数の把握をするための資料の一つとして、先ほど笹生正己議員も質問で出ましたけれども、避難行動要支援者名簿を作らなければいけないと考えています。私は平成26年の12月の議会でも質問をして名簿作成に取り組んでいくという答弁を町の方からいただいております。そして平成27年の6月議会では、町長答弁また課長の答弁で作成していく、作成するということでした。あれから5年近く経っています。先ほどの質問とダブるかもしれませんが、もう一度確認させていただきま。今現在の名簿作成の進捗状況をお願いします。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

お答えします。先ほど笹生議員の答弁の中で、名簿の現在、搭載した時の日にちをはっきりと申し上げられませんでした。こちらは平成29年の11月現在でございます。そちらの登録者数は1,176人、うち現在までに同意を確認した方が346人でございます。その346人のうち245人の方から同意を得ておりますので、この方については、平時に関係機関、例えば地元の区も含めて関係機関の方に名簿としてお渡しができるという状況でございますが、残りの830人につきましては、いわゆる名簿の登載者でございますので、この方達が現実に要支援の対象者であるかどうかということについての確認が取れておりません。仮にこの方達のうち支援の必要な方ということであれば直接同意を、いわゆる名簿の公表をして良いかどうかという同意を得ないといけませ

るので、現実に行われた件数としては、1, 176人のうち245人の方が名簿の登録者として、同意したとしての名簿の数になるかと思います。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

今、課長の答弁で同意を確認した人が346人、それで同意を得た人が245人で101人の人は名簿の登載については、辞退をしたと考えてよろしいですか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

はい、その通りでございます。同意の確認につきましては、ケアマネージャー等をお願いをして昨年、同意、不同意の確認をしていただいたところでございます。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

この245人の同意を得た、29年の11月ということで、得た方の名簿をこの15号の時には考えられなかったと思います。ただ、19号の場合には15号のこれだけの被害があつて、また大きな台風が来るということで、前々から19号がこっちに来るということは分かっていた時に、この同意を得た245人の方の名簿というのは、各区の方に関係機関に情報として共有はされたでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

この245人の方につきましては、共有はしておりません。それで、改めさせていただきますが、245人の方については、29年の11月に同意を得たものではなくて、登録者数の1, 176人が29年の11月現在で、その後、私共総務企画課の中で同意の手続きを取り終えたのが245人ということでございます。そして、その共有できなかった理由でございますが、先ほど述べました830人の方について、現在、同意か不同意かということも含めて確認が取れていなかったということで、担当の方では現在の登録者数と、いわゆる名簿の登載者、同意者の作業が終わっていないという認識がございました。私もそのように受け止めていたところですが、245人同意を得ていれば、それは区の皆さんに名簿としてお渡しできる訳ですから、これにつきましては、19号の反省点として災害の前にでも、既に同意を得ている訳ですから名簿をお渡しして管理をいただくようにしていきたいと思っております。ただここで問題がありますのは、やはり個人情報でございますので、各区また関係機関にお渡しした時に鍵がかかる場所、どなた

でも見られる場所ではなくて、特定の方が管理できる場所に保管いただくというようにありますので、そういったご相談をしながら名簿の提供に努めて参りたいと思っております。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

こういう名簿があっても、情報の共有ができなければこの名簿の意味が全くありませんので、そういう同意を得た方については、各関係機関に情報の共有としてその資料を渡していただきたいと思っております。ただ登録者数が1, 176人のうちの同意確認が346人という3分の1位ですか。これは平成27年からということですから、かなり時間が経ってもできていない訳ですね。私は、この作業というのは、町の方でやろうといってもこれは、私は非常に無理があると、ずっと感じています。各区とか関係機関の人と協力して情報を上げていただいて、それで町で取りまとめるというような方式とか色々なやり方があると思っておりますけれども、町でこの名簿を作るというのは非常に無理があると私は考えています。これで台風19号の時は、田町の民生委員さんが以前に自分が担当している、普段回っている方達に名簿について、載せても良いかという同意を取っていただいてありました。ただそれも、同意を取っただけで、名簿としての整理がなかなかできていなかったもので、そのお名前と住所が田町の自主防災の方で共有をさせていただいて、19号の時には33名のうちの18の方が名簿に載せても良いということで資料をいただいていたので、15号被災後また19号の前に自主防災の方でそういう方達については回りました。そういうようなデータがあれば各区で、やはり一番近くにいる区の、隣近所とか区の方の単位でそういうことをやらない限り、これだけの災害があれば町の職員の方のマンパワーでは無理だというのは目に見えている訳ですからいかに協力をしていただいて一緒にそういったことをやっていくかということをも、考えていただきたい。そうでなければ、この名簿は鋸南町だけではないですよ、まず全国で多分、できている自治体というのは大して数はないと思っておりますけれども、できないと思っておりますから、そこところは是非、各区とか民生委員さん、そういうケアマネさんとかにもっと積極的にお願いをしていただいて、できる限りその名簿を早く作って、これを本当に常時作って終わりではないですから、作ったところがスタートで、常にそれを更新していかなければいけない訳ですから、その更新はそれこそ町の職員の方では私は非常に難しいと思っています。その更新こそ各地区の方でやってもらわなくては、この名簿というのは最初作ってそこで終わりになってなってしまうので、そこところは是非、町の方から関係機関にお願いしていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

関係機関に呼びかけるということで、その結果、ケアマネージャーさんにはご協力をいただいて、先ほど同意を得ていただきましたが、残りの830人につきまして、民生員の方にもご協力ということがありました。呼びかけもいたしました。この830人年齢要件75歳以上ということで登録されて、お元気な方、ご自分で避難される方も多数いらっしゃるということなので、私どもでまずは絞り込みをして、それ以降今、お話のあった通り区の方にご相談を申し上げて対応していただくと、できるだけその名簿を綺麗に整理して区にお渡しできるような状況を早急に対応して参りたいと思っています。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

そういう答弁をいただいているんですけども、それができなくて今の状況になっていると思うんですよ。だからやはり、この登録1,176人、登録者数がこれだけいるということは、どういうデータを基に作っているかというのは、私は把握できていないのですが、各区とかにまず、そういう要望のある、そういう名簿に載せて欲しいという人の要望を各区で取って、逆に吸い上げてまず第一弾として作っていったらどうなんですか。やるという答弁をいただいても5年も6年も経ってこれだけできないということは、非常にやらないか、やれないかどっちかなんです。私はやれないんじゃないかなと、これだけ言ってもなかなか難しいということはやれないのか、忙しくてやらないのか、それは町の方の職員の方の判断で私には分かりませんが、私としては今の人数でこういう名簿を作って更新していこうということは、役場の職員の人じゃ無理だと思っているので、登録1,100何人の人のデータを整理するとか言っていないで、先に問いかけて欲しいと思いますけれども。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

同意を得た245人の方については、区の方にお渡しできるように今、エクセルデータと言いますか、そういったものを作っていますので出来次第、これはお渡しをしたいと思います。そして、残りの830人、繰り返しになりますけれども、この方は保健福祉課の方のデータ等を付け合わせまして特に介護、障害、その他そういった掲載のないような方で、もっと時間があれば医療データなども見てということもありますけれども、いずれにしても245人の方については、お渡しをして、そこと地域の把握している方との齟齬がなければ、その245人をさらに地域の方で更新していただくよう

な形を取っていただければ大変助かります。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

できる限り迅速にやっていただきたいと思います。

次に、損壊建物の撤去事業について伺いますけれども、この対象が半壊以上の住家ということで、町の方では撤去業務と費用償還合わせて118棟を想定し、今日町の方に確認したところ解体の申請数が37件、償還助成申請数が5件、計42件ということです。解体作業については、3月末から4月にかけて行うというような説明が会議の方でありましたけれども、どういうふうにやるのか。できるだけこの解体については、早くやって欲しいと思いますけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

これについては、今対象の方を抽出させていただいて、申請の方を整えているというところでありまして、実際には、相談については130件程度来ておりますので、概ね自費償還も合わせて130件程度と相談が来ていますので、概ねその件数に近いものの申請になると思います。今後、次の台風、強風とか大雨等も予想されますので、なるべく早く作業の方は実施したいと考えておりますが、実際に作業をする業者の手配等をしている状況でありまして、県との調整等もしている状況の中で、やっていることもあるのですが、町としても早急に2次災害にもつながることだと思っておりますので、早急に実施をしたいと考えております。

以上です。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

できるだけ早くこの事業がやっていただきたいと思います。非住家で全壊、大規模半壊、半壊の建物が、罹災証明が出された数が確定ではありませんけれども250件程あると伺っています。これらの建物については、支援制度の対象外、それは重々分かってはおりますけれども、この建物も税金を皆さん払っている訳ですし、そのまま放置すると2次災害が、今、課長の方の答弁にありましたけれども、2次災害の発生が考えられます。私は是非、この町単独で支援制度として、この撤去事業も行って欲しいと思っています。これは財政的な面もあって、色々先程来の答弁の中で町長の方からも財政的には今後、厳しくなっていくというようなお話もありましたけれども、まだ財調も6億位あるということですから、その財調をどういうふうにするかというのは、やはり町長の判断だと

思いますし、できるだけその建物が1件だけではなくて、その周りの家に被害が及べばまた甚大な、町全体として被害を起こる可能性もあります。色々と全協等でお話を聞いていると近隣の市と足並みをそろえて行くというようなことも聞いていますけれども、私は、せっかく自律したんですから、町独自の施策としてこの事業をある程度の全額出すとかではなくて、色々条件を付けてできるものであれば、この事業を行って欲しいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

この公費解体制度については、議員さんおっしゃられた通りに対象は国の補助制度の指針によりまして、それを基に各市町村で要綱を制定して実施しております。対象は基本的には住民の生活環境の改善を図る目的として生活実態のある住家としているものでありまして、この状況から現在では、対象の拡大また独自の補助は予定しているところではありませんものでありまして、また先ほどおっしゃられたように地域性も考慮して近隣市と協議して合わせて、歩調を合わせて実施している状況であります。したがって、現在でも近隣市では対象の拡大とか独自の補助等は検討されていない状況であります。今後、機運が高まりまして近隣市とも協議して実施の方向でというようなことであれば、考えることはできると思います。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

補助金がないのだから、町単独で単費でやれるものであればやって欲しいと、その判断をやれるのか、やれないのか、やはりそこは判断していただかないと。やるのであればこういう時やらないと、またそのままになっていってしまうと思います。町長いかがですか。

○議長（青木悦子）

白石治和町長。

○町長（白石治和）

先だってもある新聞社、組織の方から色々な今回の被害について、色々な話が実はございました。その中で、

[ベルが鳴る]

このことはそれぞれ個人の所有物でありますから、個人して危機管理をどう持つかというところにつながる訳でありますので、その時の話の中で、災害を受けると、それは危機管理の部分でございますので、これはある意味では保険をかけるしかない、というのが私はその方との話し合いの結論でございます。普段から自ら自分の所有物について

は、保険を掛ける等々の手当をしながらやっていかなければならないのかなという気もした訳でありまして、あくまでも個人の所有物をどうするかという話になる訳でありますから、申し訳ないですけども今回は、先ほど平嶋課長の方から答弁があった通り生活環境、自ら住んでいる生活環境うんぬんの視点の中で、これは公費解体というような踏み込み方を国の方でした訳でありまして、これも我々がある意味では方向を探って行ったことでもありますので、その辺は一つご理解をしていただければと思います。

○議長（青木悦子）

以上で、9番 鈴木辰也議員の質問を終了いたします。

ここで、午後3時55分まで休憩します。

…………… 休 憩・午後3時43分 ……………

…………… 再 開・午後3時55分 ……………

◎一般質問

◎1番 笹生あすか

○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。

1番 笹生あすか議員の質問を許します。

1番 笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

○1番（笹生あすか）

公営住宅などの住宅の確保について、ボランティアについての2件の質問をします。

1件目は、公営住宅などの住宅の確保についてです。

昨年の台風15号、19号、21号による大雨の3つの災害の爪痕は深く、今もなお、住宅の修繕ができず雨もりやカビ被害に苦しんでいる方は多いです。

発災直後から、仮設住宅を希望される声はありましたが、適用された「みなし住宅」は賃貸住宅の都合から町外に住まなければいけないこと、仮設住宅の期限である2年間では、その後の住宅の確保が難しいことなどの理由があり、本来ならば住むことが難しい環境の自宅に残る選択をされた方も多い現状があります。

また、高齢でも福祉サービスを使って自宅で生活できる方が、自宅が被災したことによって住めなくなり施設に入居せざるを得なくなり入居したり、町外の親族の元へ行くも、環境が変わったことで精神状態が不安定になり、町に戻ってこられた方もいます。いつ復旧が落ち着くのか、安心して暮らせる環境が整うまで心身共に健康被害が心配で

す。

国は平成29年10月に「住宅セーフティネット法」を定めました。この制度は、安心安全な住宅確保するために町にとって活用できるのでは、と考えています。

そこで、3点質問します。

- ①住宅セーフティネット制度について、どう認識しているか。
- ②住宅確保要配慮者への支援の現状はどうか。
- ③鋸南町に公営住宅が必要と考えるが、どうか。

2件目は、ボランティアについてです。

鋸南町では、発災直後からたくさんのボランティアの方々々に支援していただいています。ボランティアの方々だけでなく、たくさんの全国のご支援、本当に感謝しかありません。社会福祉協議会で現在もいくつかのボランティア団体の方々が活動してくださっています。町民の有志が主体となって、復興に向けてのボランティア団体が立ち上がってもいます。

昨年の台風被害からのボランティア活動などの支援の経験は、防災、復興など今後活かしていかなければなりません。

鋸南町だけではなく、安房地域など近隣市との連携も重要だと考えます。

そこで、3点質問します。

- ①町と社会福祉協議会との連携の現状はどうなっているか。
- ②近隣市との連携の現状はどうなっているか。
- ③ボランティア支援など近隣市との連携を強化する必要があると考えるが、どうか。

以上で、1回目の質問は終わります。

○議長（青木悦子）

1番 笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁いたします。

1件目の「公営住宅などの住居の確保について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「住宅セーフティネット制度について、どう認識しているか」についてでございますが、住宅セーフティネット制度とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者、障害者、子育て世代、外国人、災害被災者などの住宅の確保に配慮が必要な方たち、いわゆる住宅確保要配慮者に対し、民間の賃貸物件の家主が、入居を拒まない住宅であることを都道府県に登録し、住宅確保要配慮者の方々も安心して入居を申し込めるようになるといった制度になる訳であります。制度が制定された背景としては、高度成長期に低所得者向けに整備された公営住宅

が、全国的に老朽化が進んでいる状況であり、大幅な更新が見込めないなかで、今後は、高齢化、核家族化、若年層の収入減少などが理由で、住宅確保要配慮者が増加していくことが懸念されていることであり、公営住宅に代わり、空き室が増加傾向である民間所有の賃貸物件を活用して住宅確保要配慮者の居住環境を改善することが期待されております。なお、現事業の課題としては、賃貸物件の家主が登録した物件は、都道府県が指定した居住支援法人を通じて住宅確保要配慮者に紹介され、入居に係る情報提供がなされることとなりますが、制度自体が始まってから日が浅いこともあり、入居制限が無いが故に精神的に不安定な方が既に入居している可能性があること、また、住宅確保要配慮者が必ずしも低所得者とは限らないため、家賃設定が安いわけではないこととされております。

ご質問の2点目、「住宅確保要配慮者への支援の現状はどうか」についてであります。要配慮者のうち今回の災害の被災者につきましては、議員のご質問にありましたように、賃貸型応急住宅いわゆる「みなし仮設住宅」の制度を活用していただき賃貸住宅に入居をしていただいております。

被災直後に建設型仮設住宅の検討を行った経緯もございますが、建設型は応急生活向け住宅で、プレハブ工法のような一時的な耐乏を求めても良いという考え方に基づいており、長期にわたって住まざるをえない場合には、遮音、断熱性、通気性など問題があるやに聞いております。

今回の被災に際し、被災者のニーズを把握した中で、迅速な対応が可能な「みなし仮設住宅」を選択することといたしました。千葉県内でも建設型仮設住宅を建てた事例はございませんでした。

結果的に、普通住宅や民営借家のストックを県が借り上げ、迅速に被災者に供与可能な「みなし仮設住宅」を採用し、現在34件の申し込みを受けているところでございます。

ご質問の3点目、「鋸南町に公営住宅が必要と考えるが、どうか」についてでございますが、本来、公営住宅は地方公共団体が国の支援を仰ぎ、健康で文化的な生活を送るため、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で貸出しすることにより社会福祉の増進を図り、併せて地域の住宅不足の解消とコミュニティの形成に一定の役割を担ってきたところであります。

しかしながら、近年では少子高齢化等の影響により、公営住宅に求められるものも様変わりし、公営住宅の課題として2つの役割があるとされております。

1つ目が「住宅確保要配慮者への住まいの提供」、2つ目は「持ち家取得までの住まいとするところによる若年層への定住促進」とされており、とりわけ1つ目の「住宅確保要配慮者への住まいの提供」は、今後、高齢者をはじめとする生活弱者対策においては、行政として特に重視していくべき項目とされております。

非常に高齢化率の高い本町においては、今後、さらに高齢化が進み、独居等の高齢者に対する住宅の配慮が必要とする中では、公営住宅は必要と考え、現在、町の管理する町営住宅竜島団地の活用も選択肢の一つとなりますが、建物は建築後から約50年を経過し、経年による劣化により耐震性能も不明であり、用途の変更や改修は難しく、転用や再生利用の可能性が低い状況との調査結果から、今後の方策については検討中でございます。

昨今、都市部においては民間のアパート等や利活用可能な空き家の、家賃や修繕費を行政が一部負担するなど、セーフティネット制度による住宅の普及が進められており、高齢者をはじめとする生活弱者対策については有益な制度とされております。

本町においても、従来からの新規の建設を検討する一方、このセーフティネット制度の活用も十分に検討する必要がありますが、対象となる方々の個々のご事情、また、全体のニーズ等も把握し、慎重に対応する必要があります。

さらに、過疎地である本町では民間の賃貸物件が少なく、また利活用可能な空き家も多くない状況であり、事業の実施については懸念をする部分もありますが、関係機関及び関連事業者とは協議を必要とする課題と考えます。

今後の公営住宅施策については、役割とされている住宅弱者対策を基本的な課題とし、「住宅確保要配慮者への住まいの提供」、「持ち家取得までの住まいとするところによる若年層への定住促進」により、町行政における福祉施策、移住定住施策と連携を図り、併せて財政状況も考慮しながら、十分検討していきたいと考えております。

2件目の「ボランティアについて」お答えいたします。

ご質問の1点目、「町と社会福祉協議会との連携の現状はどうなっているか」についてであります。ボランティアセンターは昨年10月23日から復興ボランティアセンターへ移行し、現在も活動いただいております。

町といたしましても、ブルーシートの張替え、瓦の撤去等をはじめ、様々な相談を受けた場合には、ボランティアセンターへ照会をかけるなど、常に連携を図っております。

活動支援につきましても、ボランティア団体が使用するブルーシート、土嚢袋、防水テープ等の資材については、町が提供しており、不足物資や今後、必要とされる物資等についても連絡を取り合い情報共有しております。

ボランティア活動に資する場合、高速道路等の通行料免除に関しても、被災直後から、町及びボランティアセンターにおいて証明書の発行を行い、活動支援を行っております。

なお、資機材の備蓄品に関しては、役場倉庫及び、旧鋸南幼稚園の一室にストックされており、笑楽の湯の利用につきましてもボランティアの方の無償化は継続しております。また、現在の課題についても総務企画課を中心として、事務レベルの会議を随時行っており、支援団体の活動状況やニーズの掘り起こしについて協議を行っております。

ご質問の2点目、「近隣市との連携の現状はどうなっているか」、ご質問の3点目「ボ

ランティア支援など近隣市との連携を強化する必要があると考えるが、どうか」についてでございますが、関連がありますので、一括してお答えさせていただきます。

ボランティア団体は、本町のみならず、同時に他自治体でも同時に活動しているケースがほとんどで、そのため新たに浮上した課題、対応方法などは、ボランティア団体同士の連携体制が存在し、常にリアルタイムで情報共有しているとのことであります。

近隣市との連携であります。11月1日に鴨川市里山オフィス内に南部災害支援センターが設置され、NPO法人が運営のもと、安房4市町、富津市、君津市の5市1町で連携しております。

活動内容としては、高所作業、カビ除去等のボランティア人材育成やマッチング機能を実施しています。また、現在行われている活動の情報共有や抱えている課題、今後、考えられる課題等の抽出など、運営団体、協力団体、行政、社会福祉協議会との情報連絡調整機能も果たしております。

2月18日には、この南部災害支援センターを会場に、千葉県危機管理課、千葉県社会福祉協議会、各市町行政職員、各市町社会福祉協議会、活動ボランティア団体による打合せ会が実施され、活動報告、課題抽出、課題解決のための協議が行われたところであります。

主な課題につきましては、ブルーシートの劣化対策、張り替え要望に対する体制の構築づくりや、カビ対策に対する取り組みの問題点などが話し合われました。

また、ボランティア団体から千葉県に対し高速道路の通行料金免除に対する延長の要望が行われました。

今後は、近隣市との連携はこの南部災害支援センターを中心に、連携強化する必要があると考えております。

以上で、笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員、再質問はありますか。

1番 笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

先ほど、他の議員からも質問があったので、同じような質問になってしまうかも知れませんが、町の住宅確保要配慮者、高齢者、障がい者、低所得者、子育て世代、外国人、被災者など、というようにこの制度には明記されていますが、この把握は、町はどのようにされているのでしょうか。

また、パーセンテージとかそういうもので構わないので、町にはどの位の方がおられるのか。分かれば教えてください。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

住宅確保要配慮者の方とは、色んな定義がありますけれども、一般的には高齢者の方、障がい者の方、子育て世代とされているというようなことだと思います。具体的な数値については、3月1日現在でございますが、高齢者の方が3,598人、障がい者の方が482人、合計で4,080人となりまして、人口7,595人に対しまして約54%というような比率になろうかと思えます。

なお、この数には入りませんが、外国人の方は別に66人いらっしゃるということがあります。また、子育て世代の家庭については、18歳以下の方がおられる家庭と思えますが、町内では430世帯ということで、全世帯数3,592世帯に対しまして、約12%ということで把握しております。

なお、各数値については、高齢者また障がい者の方につきましては、一般的に住民登録関係部署で把握しておりますが、必要によりまして情報は共有をしているというような状況であります。

以上です。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

先ほどの、前の議員の質問の中でも重なる部分があって、今、出していただいた人数というのが必然的に先ほどの質問の名簿につながっていくのではないかなと思っているところですが、それはまた別の機会にしまして、答弁の中で、みなし仮設住宅について、34件申し込みがあったとありました。みなし仮設住宅で鋸南町町内に残られた方というのは、いらっしゃいますか。また、みなし仮設住宅に活用できる物件、賃貸物件というのは町内にもあるのか、教えてください。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

町長の答弁の中で、申し上げた34件の申請、こちらは町の方が申請の受付窓口になっておりまして、実際の契約等につきましては、千葉県の方で行っております。

千葉県の方に確認しましたところ、34件のうち13件につきまして、町内に住宅を求められたと、みなし住宅の仮設ですね。それから、34件が実際に入居されているかどうかというのは、これは町の方で把握ができておりませんで、こちら千葉県の方に確認しましたところ、34件のうち18件が入居されているということなので、先ほど申し上げた町内に住宅を求めた方13件の方が実際に入居されているかどうかというの

は、こちらの方では把握ができておりません。

それから、町内の空き物件、こちらは町内不動産業者のホームページ等で確認しましたところ現在、3戸でございます。こちらがみなし仮設住宅の活用対象かということになりますと、貸主の方の同意また契約等が必要になりますので、個別の相談によって確認が必要となりますので、この空き家物件3戸がイコールみなし住宅の対象物件ということではないと思います。

以上でございます。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

公営住宅施策について、町長も先ほど答弁でおっしゃっていましたが、他の議員の答弁の中などでも町長のお考えをお話されていましたが、私も直接町長とお話する機会が、色々な構想をお互い色々お話したことがあったのですが、その時のすごく良いアイデアだなと思ったこともあったので、改めてどのような住宅を、町長もまだ財源とか色々な厳しい状況なのは重々承知しているので、町長の中でもどのような構想があるのかというのを改めてお聞かせいただければなと思います。お願いします。

○議長（青木悦子）

白石町長。

○町長（白石治和）

私の構想と言いますか、当然今は竜島に漁民アパートを町が所有している訳でありまして、あそこの土地は竜島区の土地である訳でありまして、所有して使っていれば住宅地としてあそこは活用できるということが一つと、それから、町から借用していれば竜島区の皆さんに借地料が払えると、そしてあそこは、解体するには非常に大きな多額のお金がかかりますから、今現在、使っていただいている状況がある訳であります。いずれにしても老朽化していることは事実でございますので、財政が許せばあそこを壊して、あそこに新しい住宅を建て替えて、どちらかと言えば都会から来る若い人達に住んでいただけるような住宅、そして屋上を避難タワーとして地震の津波対策として、竜島地区は非常に海岸に近いものですから、なかなか高い場所がない訳ありますから、あそこを避難タワーとして使えないかなというのが思いでありまして、これは財源がなければ仕方ない話であります。財源があればそういう形を整えていけないかなということが一つであります。

もう1点は、元名の方に千坪の土地を町が所有しておりまして、その周辺が1千坪実はある訳でありまして、その1千坪の土地が所有者等の関係がございまして、活用をされていない状況がございまして、できれば千坪と千坪で2千坪で、あそこをなんとか活用ができればなと思って、ある程度その所有者等々の、ある意味では整理をしている

最中であります。している最中でありまして、なかなかそれも難しいところもありますのでありますが、結果的に9月15日の台風によりまして、こういうことになってしまいましたので、それも現在は隣の千坪について、なかなか進行していない状況がございます。ある隣のものについては、権利関係を町が一部継承しておりますので、なんとか良い形になればなと思っておりますが、それが仮にできない場合には千坪だけでも良い形で住宅地に転用できないかなと、元々農地ではございませんので、転用ができればというようなことも考えておりますし、いずれにしても、先ほどの最初の渡邊議員の質問の中でもお話をさせていただきましたが、良い形での住環境を整えて行けることが我々の町にとって若者がここに住んでいただける要件の一つかもしれません。産業構造の変化によって、住環境は変わるものですから、また社会の環境によって住環境が変わる訳でありますので、現在の住宅地という環境を整えれば、そこそこの面積があって、住居があって、そこに車庫が付いて、車が何台か置けるといところが住居でしょうから、そういうような住環境を整えるような住宅地を造りあげると言いますか、そういうものを造っていく必要があるのではなかろうかなと、そんなことを思っておりますので、いずれにしても財源、財政と勘案しながらであります。いずれにしても財源は限られておりますので、今までの13億のお金は半分なくなってしまった訳でありますので、どうしても慎重に財源を使うと言いますか、有効活用をさせていただくということが重要なことだと思いますので、その有効活用をしながら、例えば1つの目的だけではなくで、2つ、3つの目的が叶えることができるような財政の運営をさせていただければと、そしてまた住環境を整えることができるといようなことを考えております。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私も重々その厳しい財政状況は承知しております。お金があれば、お金があればといつも思いながら、色々どうやって復興していけば良いか、町をどうやって存続して魅力ある町づくりができるかというのを考えています。

住宅が被災されて困っている方、町への移住に興味を持ってきているのですが、結局台風の被災というものが加わってしまって、なかなか難しくなっているその住まいの確保ということができずに他の所へ移住を決められてしまった方という声も実際に私のもとへ届いていて、すごく勿体ないし残念で、今、町で利活用できる制度はなんだろうかと探っていく中で、その1つして色々な方と色々お話していく中で住宅セーフティネット制度ということを知って質問させていただきました。

町には、空き家問題も人口の流出の問題も高齢者世帯の増加とか対策がとても必要なことがたくさんあるので、このような制度とかを少しでも活用して総合的に検討していただきたいと思っております。

2件目の質問から再質問で、台風から半年経ちました。被災された住宅などに対するニーズについては、町も個別相談や先ほどから質問の返答にありますように、答弁の中にもありましたように、社会福祉協議会などのボランティア団体の方からの情報として挙がって来ているものとか、把握されていると思うのですが、町の中には大変なのはうちだけじゃなくて皆さん大変だからと言って声を挙げられない方も多いという現状もあります。普段は介護とかの支援は必要ではないのだけれども、この被災によってなかなか無理して頑張ってしまうと体調を崩されたりとか、本当は支援が必要なのに声を挙げられない方というのは一定数、結構な数いるのではないかなと思っています。

少ない町の職員での対応は困難も大きいかなと思います。なのでアンケートなどを使って私、できる限りですごく少ないのですが、個人では調査も行っていますが、地域によっては住民同士で状況を把握して支援につなげている方もおられます。そこで、町民の被災によるニーズを知るために、また今、半年経ったからこその全戸訪問の聞き取り調査を町の職員だけでは到底無理なので、ボランティアの方を公に募って行うことということに関してどうお考えでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

現在、被災された住宅に関しましては、町の方では復興支援室の方で窓口を開設しております。それからボランティアセンターの方につきましては、先ほどの答弁にありました通り相談窓口を開設して受付をしております。お困りの方については、疎外要因はないものと思っておりますので、そちらの窓口に来ていただければと思っております。

ただ潜在的ニーズということでございますが、全くないということは言い切れないと思います。そのようなことから社会福祉協議会の中でも復興ボランティアセンターの皆さんが生活保護世帯であるとか、介護を必要とする世帯については、ニーズがありますかとボランティアの方のニーズがございますかということで個別に聞き取りも行っているようでございます。そういったことで要望を聴取していると伺っております。

また被災された方の住宅窓口につきましては、一刻も早い再建をということで、国、県の支援そういったものを活用するようお勧めをしているのですが、必ずしも被災住宅の相談だけではなくて他の相談もたくさんあるように聞いております。相談内容に応じて関係機関、例えばハローワークであるとか、消費者の生活相談窓口、それから金融機関等、ご相談の内容によって関係機関を紹介しているということではございます。

その中で、ボランティアを募って町内の方々にということでございますが、現在、町内の方々を中心として活動しているボランティア団体が社会福祉協議会と連携して活動されているということで、近々には町内全戸にその活動内容等方針を記入したものをお配りするというところでございますので、そういった町内団体との連携によりまして活動を広げて

いただくということも1つの方策ではないかなと思っております。

そして、町等の連携というお話5点ございましたが、現在、千葉県、それから関係市から人的支援を受けまして復興支援の業務を行っております。またその他の職員についても、ようやく通常の業務に戻りましてこの台風の影響で遅れていた業務を挽回しているような状況でございます、この町とそしてボランティアの皆さんで全戸を訪問して調査をするということについては、現状ではなかなか厳しい状況ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

答弁にもありましたけれども、ボランティア団体の方が高速道路の無料化を要望された、県の方に要望されたと答弁がありました。この高速道路無料化というのは、最初は期限が年内だったのが1月とか色々延びてきていて、今3月まで今月一杯までということで、これをきっかけにもう千葉には支援に行けない、高速道路代がガソリン代とか他の物資のお金も負担していて高速道路代まで負担できないからもう行けないという声がツイッターなどを通してたくさん届いています。色んな人の声を要望として県やネクスコ東日本さんに無料化の延長を要望して欲しいなと思うのですが、町から高速道路無料化の延長という要望は町からはすることは、気持ちはおありでしょうか。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

鋸南町としても今まで3月末までの期限の延長につきまして、何度か期限延長を要請しまして、現実的にはこの3月末までということで、その先につきましても先ほど答弁の中にもありました近隣市との連携によりまして要請をお願いして参りたいと思っております。そして、南部災害支援センターの設立とその中で話し合いがなされているということで、そこに千葉県の危機管理課の方も参加いただいているということはこの地域の現状等をお伝えして要望をできるような環境にあると思っておりますので、そういった中で要請をして参りたいと思っております。

○議長（青木悦子）

笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

是非、よろしくお願いいたします。

この3月で幾つかのボランティア団体の方々が町から去られてしまうということも聞いています。町民の有志が団体を立ち上げたということで、そのノウハウを引き継ぎながら団体を存続していければなということを知っていますので、是非、町も広報など皆で町を

守っていける態勢作りをして欲しいという要望で終わります。

以上です。

○議長（青木悦子）

以上で、1番 笹生あすか議員の質問を終了いたします。

ここで、午後4時40分まで休憩します。

…………… 休 憩・午後4時31分 ……………

…………… 再 開・午後4時40分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

ここで、会議の延長が予想されますので、議会会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ本日の会議時間の延長を皆さんにお願いいたします。

本日は、日程第4 一般質問までは、消化していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することと決定いたしました。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

すみません。先ほどの笹生あすか議員の私の答弁、訂正をさせていただきたいと思えます。潜在的なニーズを掘り起こすために生活保護世帯それから介護を要する世帯については、ボランティアセンターからニーズの聞き取りをしたということで申し上げましたが、正しくは保健福祉課を通じて県のケースワーカーとケアマネージャーが実際にニーズの把握を行ったということでございますので、訂正をお願いいたします。

◎一般質問

◎3番 竹田和明

○議長（青木悦子）

3 番 竹田和明議員の質問を許します。

3 番 竹田和明議員。

[ベルが鳴る]

○3 番（竹田和明）

私からの質問は、新型インフルエンザへの対策ということです。

新型インフルエンザということですが、昨今、流行している新型コロナウイルスの感染に関する対策ということの質問になります。

質問の主旨は、いわゆる新型インフルエンザということですが、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法ということの中で規定されておまして、今回の新型コロナウイルスもこの新型インフルエンザということになるということで、タイトルが「インフルエンザ」で、なんで「コロナ」ではないのかと思われるかもしれませんが、そういうこととございます。

新型と従来の季節性のインフルエンザと何が違うかということですが、この新型につきましては、国民が免疫を獲得していないため急速に流行し、これに罹った場合の病状の程度が重篤となる危険性があるので、国民生活及び国民経済に重大な影響を与える恐れがあるものと定義されております。

当町の人口構成もかなり高齢化が進んでいる中で、今回の新型コロナウイルスにつきましては、高齢者の死亡率が非常に高いという特徴がございます。罹患した場合、感染した場合の死亡率が70歳代で8%、80歳以上では15%ということになっています。

今後、この感染の拡大またピークが来るといった時に、当町の高齢者が多数死亡するという事態も想定しなければならないということだと思います。この問題の本質は、危機管理ということで、先ほど来の災害対策ということと基本的なスタンスとしては同じだと思うのですが、町民の認識としてもこの事案が非常に重大だと認識している人もいれば、逆にどうってことないんだよと言う人もいる訳ですが、少なくともこの対策にあたる町の責任者が重大な事案だという認識を持っていないければ町民としては安心できませんので、ちゃんと安心できるのだという確認のために私は質問したいと思います。

質問は4点ですが、まず1点目、特にこの流行が拡大していった場合に、町の職員の人員に限られる中で、行政業務の継続というのを具体的にどうやって行っていくのか、というのが1点目です。

2番目ですが、非常に町のインフラとして住民の生活影響を及ぼす「水の安定供給」ということについて、緊急事態宣言がなされても安定的に供給できるのか、という点について質問いたします。

3番目ですが、高齢者であるとか、障がい者といった先ほど来の出ているこの要援護者について、具体的な支援というのはどうやって行っていくのか、これもいわゆ

る緊急事態宣言がなされた時の対応ということでお聞きします。

さらに、物流、流通の停滞への備えとして、地域に必要な物資の備蓄であるとか、製造販売事業者との供給協定の締結等の状況についてお聞きしたいということです。

この4点について、1回目の質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（青木悦子）

3番 竹田和明議員の質問について、町長から答弁を願います。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

○町長（白石治和）

竹田和明議員の一般質問に答弁いたします。

「新型インフルエンザへの対策について」お答えいたします。

ご質問の1点目、「人員が限られる中で、行政業務の継続は具体的にどのように行うのか」についてでございますが、感染症の対策につきましては、平成26年8月に策定いたしました「鋸南町新型インフルエンザ等対策行動計画」を基本として、国からの通達等によりまして適切な対応に努めて参りたいと思っております。

この度の新型コロナウイルスの感染拡大においては、飛沫感染や接触感染によるものとされております。

職員が業務を遂行、継続するには、当然、感染症に罹らないよう常に感染予防に気を使うこと、罹っても感染を拡大させない措置を講ずることが求められます。

職員においても、感染を予防するうえで、手洗いや咳エチケットの徹底を図る、感染状況を常に把握し発生している地域、人混みを避ける等の行動をとることも対策の一つでもございます。

他に、発熱、倦怠感等疑わしい症状が見受けられたなら、無理をせずに休み、外出を控えて療養する。また、症状が改善されない場合には、鈴木辰也議員へ答弁いたしました帰国者・接触者相談センターへ電話し、その指示に従うことで感染拡大の防止に努めることが必要であると考えております。

現時点では、特効薬も無く、早期回復が見込めないことから、感染症に罹らない対応を徹底することに努めて参りたいと思います。

また、職員間で感染拡大した際の対応として、業務の優先順序による執行、全課における連携を図るなど、最大限の対策を実施することで、業務に支障をきたさないように対応して参ります。

ご質問の2点目、「水の安定供給」ということについて、「緊急事態における水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置」とは具体的には何か」についてであります。水道事業者である町は、住民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供

給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、職員をはじめとする水道従事者は、平常時から感染予防対策等に努めることとし、厚生労働省及び千葉県から注意喚起、感染症の対応等各種通達が出ております。

具体的には、各業務の確認の徹底と、1点目で答弁いたしましたとおり手洗いや咳エチケットなどを励行し、予防対策を徹底することが最重要とされております。

また、各事業体において感染症に関連した患者の発生に伴い、浄水処理の業務に支障を来し、断水等の事態が生じる恐れがある場合など、人道支援等が必要となった場合には、県内すべての水道事業体において締結している「千葉県水道災害相互応援協定」の活用も予定されており、千葉県全体での広域的な対応が図られることとなっております。

ご質問の3点目、「要援護者（在宅の高齢者、障害者等）に関する情報の把握状況とその具体的支援方法は」についてであります。感染症の疑わしい症状のある方については、帰国者・接触者相談センターに相談のうえ、当該センターから帰国者・接触者外来を紹介されることとなっております。

紹介された医療機関では、問診、診察等を実施するとともに、検査機関に検体を送付し、PCR検査を実施、感染の是非を判定することとなっております。

陽性反応がでた方は、入院措置となり、千葉県では、2月27日より感染者の拡大や情報公開の観点から、郡市も公表することとなりました。町へは、帰国者・接触者相談センターから同様の情報が伝達されることとなっております。

感染症が確認された支援につきましては、拡大防止のための消毒作業が想定されますので、安房健康福祉センターをはじめとする関係機関と連携し対応して参ります。

また、「鋸南町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、国及び県と連携するとともに、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった時には、在宅で療養する患者への見守り、食事の提供、医療機関への移送等の支援を図って参りたいと思います。

4点目の「流通、物流の停滞等への備えとして、地域に必要な物資の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等の状況は」についてお答えいたします。

感染に対する町の物資備蓄の状況でございますが、現在、感染予防服1,900着、マスク3万枚を備蓄しております。

また、町と製造販売事業者等との間で、供給協定を締結している業者はございませんが、マスク3万枚、手指用消毒液200本等を発注しているところでございます。引き続き、色々な角度から情報収集を行い、事態を注視して、適切に対応して参りたいと思います。

以上で、竹田和明議員の一般質問に対する答弁といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員、再質問はありますか。

3番 竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

質問の3点目に対する答弁ですが、私からの質問は要援護者、在宅の高齢者であるとか障がい者等に関する情報の把握状況とその具体的支援方法は、ということで聞いております。これは、町の新型インフルエンザ等対策行動計画、これに書かれている内容でして、町民生活及び町民経済の安定の確保ということで、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援ということで、町は在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への支援、これを行うということが書かれています。

支援ということですが、先ほどの答弁では在宅で療養する患者への見守りということをお返事されたのですが、これは回答になっていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、一応未発生期、外国発生期、国内発生早期ということの中で、緊急事態宣言がされている場合の措置ということの中で、そちらの方でページの方はあれなんですけれども、そちらの方でもこの件に関しまして、町長の答弁された件に関して、記載はされているところであろうかと思いますので、そのように回答したところでございます。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

この行動計画では、項目分けをしております、33ページには医療ということで、こちらは実際に感染した人の対策について書かれていると、これは在宅で療養する患者への支援ということで、ここでは見回り、見守りではなく見回りなんですけれど、見回り、食事の提供、医療機関への輸送や自宅で死亡した患者への対応を行うということになっておまして、これとは別項目で項目分けして町民生活及び町民経済の安定への確保という中で、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援ということが書かれています。ここでも町は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への支援、これも見回り、介護、訪問診療、食事提供と搬送、死亡時の対応等を行うということになっておまして、項目を分けてそれぞれ対応するというのがこの計画に盛り込まれている訳ですが、その辺回答をお願いしたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

まず全体的に、今回の感染症の防止に関する対応を、まず1番最初にしなければならない点でありまして、先ほど来障がい者の方とか高齢者の方とかということの位置付けと言いますか、いわゆるそちらの方のよく災害で言いますと要支援者の方、お話になっておりますけれども、町としてはやはり全体的な方をみななければならないという観点の中から特段そのような諮問とは若干食い違った点があるかと思っておりますけれども、まずやはり感染の予防をするということの位置付けを強く求めていく中で、そうして拡大にならないように、一応そのような方向を示した中で、仮に発生した場合においては、やはりここは町だけではどうにもなりませんので、国とか県とか一応そういったところの関係団体と協力した中で蔓延の防止あるいは終息を迎えるような対応をしていくように考えておるところでございます。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

一昨日ですけれども、安倍総理がこの特措法につきまして、改正をすべきだと、検討をすべきだということで公表されております。その中の話としては、この危機管理ということについては、常に最悪の状況を想定してあらかじめ備えることが重要だということを書かれていて、私もまさにそういうことだ思う訳ですが、この町として今、ここに書いてある行動計画のこの要援護者への支援ということは、緊急事態宣言が出された時に今の課長の答弁だとやるのか、やらないのかが分からないのですけれども、やるのでしょうか、やらないのでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

やらないという訳ではございません。先ほど来お話したとおり国、県あとは関係団体と言いますと結局介護事業者さん、または社会福祉協議会等お願いする中で支援の方を図って参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

先ほど町長の答弁では、この患者や医療機関等から要請があった時には、在宅で療養する患者への見守り、食事の提供、医療機関への輸送等の支援を図って参りたいということだったので、この1番目の質問に対する答弁の中で、患者というのはこの帰国

者・接触者相談センターに電話をして症状が改善されない時は電話をして、そこに搬送されるのだということからすると、感染した人が自宅に残っているという事態は想定されていないのではないかと思います。そこはどのようなのでしょうか。というのは自宅において感染しているかどうかの検査も受けられないし、ましてそういった患者に接触して食事の提供だとか搬出だとか、しかもそれを見回ってという対応が本当に可能なのかどうか、とういうことを質問したいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

おっしゃられる通り陽性反応が出た方においては、入院の措置を講ずるということとなっております。ただその入院措置に関しまして、竹田議員さんの方からお話があった最大限蔓延した時のお話になる訳ですけれども、病院の方もある程度のレベルを超えてしまいますと、結局受け入れができないような状況になってしまうということも想定されます。その際それが、どなたがやるかということになりますとある程度そこを国とかが自治体に任せてくるようなことも想定されます。うちの方といたしましては、その件もありまして防護服の方は用意しているところでございまして、一応そちらの方を着用しながらなるべく接触しないような支援をというところで考えておるところでございまして。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

町がどういう対応をするのか、とういうのは町民の非常に関心事でありますし、本当にこの対応で大丈夫なのかというところを皆さん見ていると思いますので、もう一度確認したいと思うのですが、感染爆発が起きて病院でももう受け入れができなくなった状況であれば、確かに自宅で感染者が療養しているという事態もあるのですが、その前の段階では、ここに回答していただいたように帰国者・接触者相談センターに電話をして、指定の医療機関に搬送されるということですから、町としてとういうか、その対応する、素人が何か対応して、その感染者に接触するということはないまま医療機関等へ搬送されると、そういった場合に、この先ほど来のこの見回りだとか食事の提供だとかとういうことはできないのではないかと思います。それは感染爆発が起きた後のことを想定されているということでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

その通りでございます。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

そうすると、まず段階を追って今後ピークを迎えるということで、国の施策にしても、このインフルエンザ等対策行動計画にしても、基本的な対策というのは、ピークをできるだけ抑えて、しかもそれを後ろにずらすということを対策の第1に掲げております。そういうことからすると、今後、状況が問題なく解決してしまうということもあるのかもしれませんが、そうではなくて、この後ピークがやってくるというリスクが高いということなのだと思います。町長も先ほど来答弁の中で、この危機管理については、空振りをおそれないということをおっしゃっていましたが、そういう中で、まず感染者が町内から出た場合に、町として何をするのかというところを確認したいと思います。この行動計画の中では、見回りだとか食事の提供だとか搬出だとか、そういうことをやると書いてあるのですけれども、それを実際にやるのか、やらないのかというところ確認したいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

町長からの答弁にもありましたけれども、まず1番最初にやることに関しましては、やはり発生した時には消毒作業をしなければならないということになるかと思えます。その後に、その他に見回りとかそういうことが支援の方になってこようと思われまので、そのように行って参りたいということでご理解願いたいと思います。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

私が1番心配しているのは、高齢者であるとか障がい者もそうですけれども、先ほどは手話で会話をしている人の話もありましたが、ここでは要援護者になっていきますけれども、一応のリストを今後、整備していくという話が先ほどありましたので、そういったリストに基づいて、個人情報はもちろん守るにしても、そういう特別に援護が必要な人に対して、ここに書かれているような見回り、介護、訪問診療、食事提供等、搬送、死亡時の対応等を行うということは、この計画に盛り込まれている訳ですから、それは実施しないというのでは町民の安心が担保できないと思いますので、この要支援者への今言ったような対応をちゃんと取るのかどうかというところを答弁いただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

先ほど来からお話しているのですけれども、一応こちらの方の計画に基づいて実施を
するとお話をさせていただいておりますけれども、一応そういうことで行いますという
ことでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

それをやるというのは、行動計画に定められている訳ですから、確実にやっていただ
きたいと思う訳ですが、そういう中でこの1番目の質問になる訳ですが、町の職員とし
ても感染者が出たりするような状況の中で、この緊急事態宣言がなされると、そういっ
た中で役割としては色々ある訳です。情報収集したり町民へ情報を提供したり、相談窓
口の拡充を検討したり、場合によってはワクチンができれば予防接種の実施をしたり、
在宅療養する患者への支援であるとか、また自宅で死亡した患者への対応といったこと
で普段にも増してやるべきことというのが出てくる訳ですけれども、これを本当にでき
るのですか、というのが1番目の質問で、具体的にどうやってやっていくのですか、と
いうところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

まず職員においては、やはり発症してしまいますと業務に支障が及ぶ訳でございます。
去る2月の28日に第3回の新型コロナウイルス対策の警戒本部を開催いたしまして、
その会議の中で正規職員、臨時職員問わず全職員において28日から出勤前に各自で検
温をして、もし37.5度以上の発熱が認められた場合には出勤をしてはいけない旨を
決定したところでございます。また、解熱後に24時間以上が経過して呼吸器症状が改
善傾向となるまでは、同じように出勤をしてはならないと、そういったことのも取り決め
もございまして、職員についても発症を予防するような手立てを取っております。とに
かくどうしても人数が少なくなってくる訳でございますので、町長から答弁もございま
した通り業務にあたって優先順位とか全課の中で協力し合った中で極力支障のないよう
に対応して参りたいと考えております。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

確かに連携であるとかといったことも大事ですし、職員自身が感染しないというため
の対策というのも非常に重要だと思います。そういう中でなのですが、当町でもそうい
った感染者が急速に増えた場合というのは、鋸南町だけではなくて、県内全体で感染が

拡大している状況だということだと思っておりますね、それは県だけではなくて、全国的にも蔓延していると、そういう中において、どれだけ国や県の支援、連携体制が取れるのか、そこは心配です。あらかじめ国であるとか県であるとか、職名まで含めてどなたにコンタクトをして、どんな連携を図るのかといったホットラインみたいなものというのは、できているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

感染予防に関しまして、一括として連絡先といたしますのは、やはり安房健康福祉センターになろうかと思っております。こちらの方といたしましては、いわゆる保健所というところでございますが、そちらの方へと連絡した中の対応を、協議をするということが、1番になろうかと思われまます。

以上です。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

連携の仕組みをあらかじめ備えていただきたいと思います。

4番目の質問に関してですが、流通・物流の停滞等への備えとして、地域に必要な物資の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結、これを行うということが、この行動計画には示されている訳ですが、実際に物はもう買えなくなっているんですね、マスクにしてもそうですけれども、最近だとティッシュペーパーだとかトイレットペーパーなんかも買えなくなっていると、そういう中で、行動計画で示されているのはそういった価格の安定のために売り惜しみであるとか、そういうことをさせないと、で供給協定を結んでおいて必要に応じて備蓄をするということが書かれている訳ですが、実際に買えないという状況がある中で、その辺の対応状況というのはいかがなんでしょうか。

○議長（青木悦子）

保健福祉課長。

○保健福祉課長（杉田和信）

町といたしましても、マスク等他の感染予防の用品に関しまして、購入することで業者の方へとお願ひしているところがございますが、やはり議員さんからご指摘のありました通りなかなか購入ができないような状況となっているのが現実でございます。やはり備蓄はしているものの、いざこういうような事態になった時のことも想定して、まず協定の方の締結というのは、やはり検討していかなければならないかなとは思っているところがございます。ただ、私の方も色々お聞きしたところがございますが、協定にあたってマスク等、アルコールの手指消毒用のものに関しては、病院等の医療機関との付き

合いもございまして、なかなかそういうことでこちらの方に回ってくるのは厳しいところもあろうかなというところはあると思いますが、そのことを抜きにしても局所的な場合には、物資がなくなった時には困りますので、こちらの方の購入にあたっての協定の方の締結等は検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（青木悦子）

竹田和明議員。

○3番（竹田和明）

確かに鋸南町だけマスクがふんだんにあるという状況はおかしな話で、限度はあると思うのですが、できる限りあらかじめ備えていただくということで対応をお願いできればと思います。

今回のこのコロナウイルスですが、季節性のインフルエンザと違って本当に暖かくなれば、これが収まっていくかということ、未知のウイルスということですから、それは分からないということで、答弁でもありましたけれども、特効薬もない中ではたしてこれが終息するのかどうかということも見通せない状況ですから、特に重大な問題として捉えていただいて、万全な事前の対策を講じていただければと思います。

私からの質問は以上となります。

○議長（青木悦子）

以上で、3番 竹田和明議員の質問を終了します。

竹田議員は議席へお戻りください。

◎散会の宣言

○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日5日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後5時22分 ……………

令和 2 年第 2 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 2 号〕

令和 2 年 3 月 5 日 午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 発議案第 1 号 | 議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風第 1 5 号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 鋸南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号 | 令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第 9 号）について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第 3 号）について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 5 号 | 令和 2 年度鋸南町一般会計予算について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 6 号 | 令和 2 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 7 号 | 令和 2 年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について |

日程第19	議案第18号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第20	議案第19号	令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第21	議案第20号	令和2年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 笹 生 あ す か 議 員	2 番 早 川 正 也 議 員
3 番 竹 田 和 明 議 員	4 番 大 塚 昇 議 員
5 番 青 木 悦 子 議 員	6 番 笹 生 久 男 議 員
7 番 渡 邊 信 廣 議 員	8 番 小 藤 田 一 幸 議 員
9 番 鈴 木 辰 也 議 員	11 番 笹 生 正 己 議 員
12 番 平 島 孝 一 郎 議 員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和	副 町 長 内 田 正 司
教 育 長 富 永 安 男	総務企画課長 平 野 幸 男
税務住民課長 加 藤 芳 博	保健福祉課長 杉 田 和 信
地域振興課長 飯 田 浩	建設水道課長 平 嶋 隆
教 育 課 長 福 原 規 生	会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘
総務管理室長 安 田 隆 博	監 査 委 員 柴 本 健 二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長 笹 生 矩 義	書 記 安 藤 睦
-----------------	-----------

…………… 開 議 ・ 午前 10 時 00 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、おはようございます。

第 1 日目に引き続き議員各位にはご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、11 名です。

定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎発議案第 1 号の上程、説明、質問、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第 1 発議案第 1 号「議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者 鈴木辰也より主旨説明を求めます。

提出者 9 番 鈴木辰也議員。

〔9 番 鈴木辰也 登壇〕

○9 番（鈴木辰也）

発議案第 1 号「議会の議員の議員報酬年額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、私のほか 4 名の議員の賛成を得て、提出したものであり、議員の報酬年額の 5% を削減しようとするものです。

昨年、鋸南町は、未曾有の災害に見舞われ、多くの町民が被災し、未だに復旧がままならない家屋も数多く見受けられます。

災害の影響による人口流出が懸念され、今後の税収の落ち込み、各種給付等の特例措置の実施により町財政が危惧される一方で、地方交付税の伸びが不透明な状況にあり、

町の復興を果たすためにも、増加しつつあった財政調整基金も取り崩さなければならぬ現状がなお続くものと予想されます。

このような中、本定例会には、令和2年度も引き続き、執行部及び管理職の職員の給料を削減すべく、条例改正案が上程されています。

これらの状況を判断した中で、鋸南町議会としても、令和元年度に引き続き議長、副議長及び議員の報酬年額について、1年間100分の5を削減する必要性を認め、条例の改正を行おうとするものです。

なお本条例につきましては、本年4月1日から施行するものとし、削減額については、町の最重要課題である少子化問題の改善を願い、教育行政推進の一助とされるよう希望するものであります。

議員各位のご理解、ご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第2 議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について」を議題といたします。

税務住民長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔政務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準等について、1月30日付けで、厚生労働省保険局国民健康保険課及び総務省自治税務局市町村税課の連名で通知がありまして、令和元年台風第15号による災害被害者に対する町税等の減額又は免除の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、2月10日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正点につきましては、国民健康保険料の減免に関する規定でございます。

新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

改正内容としては、第6条の全文を改正するものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1号は、主たる生計維持者が死亡または重傷を負った世帯を、発災日以降に納期限を迎える保険料全部を免除するという規定でございます。

第2号は、主たる生計維持者が行方不明となった世帯を、同じく発災日以降に納期限を迎える保険料全部を免除するという規定でございます。

2ページをお願いします。

第3号は、主たる生計維持者以外の被保険者が行方不明になった場合に、行方不明者に係る保険料額について減額、または免除するという規定でございます。

3ページをお願いします。

第4号は、主たる生計維持者が居住する住宅の被害程度が全壊の場合は全部を減額、大規模半壊または半壊の場合は2分の1を減額するという規定でございまして、従来所有する住宅であることが要件であった規定を居住する住宅に改正しまして、さらに所得要件を外して、今回では設けておりません。

第5号は、主たる生計維持者の収入が平成30年中の収入に比べて10分の3以上減少した場合に、所得の区分に応じて全部から10分の2を免除または減額するものでございます。

4ページをお願いします。

第6号は、主たる生計維持者が、台風被害に起因して事業を廃止または失業した場合に全額を免除するという規定でございます。公布日から施行いたしまして、適用は9月9日からとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案のとおり決定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3 議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

附則第8項は、給料の削減に関する規定ですが、第10条の適用を受ける職員、つまり管理職手当の支給を受けている課長及び室長等の職員については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、引き続き1%の減額を行おうとするものであります。

附則第9項は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、職員が退職又は失職・死亡した日における給料月額、本則の給料月額とするもの及び本年4月からの会計年度任用制度に伴い文言の整備を行おうとするものであります。

附則第10項は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給される、管理職手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当の算定における給料月額は、減額前の給料月額とするものでございます。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

1番 笹生あすか議員。

賛成ですか、反対ですか。

賛成討論ですね。

反対討論はありませんか。

では、1番 笹生あすか議員。

○1番（笹生あすか）

私は、賛成の立場から討論をいたします。

昨年、鋸南町は未曾有の災害に襲われ未だに日常生活を不自由されている町民の皆さんが多くいらっしゃいます。このような状況を考慮し、我々議員は先ほどの発議案により議員報酬削減の継続を議決しました。

また、この後には、特別職の給料削減継続のための条例改正案の上程も予定されています。災害前に13億円を超えていた財政調整基金も一時的であるとは思いますが、減ってきており、復興の行方はまだ不透明であると言わざるを得ません。

また、このような状況の中、町民の皆さんの心中を思い計ると削減の継続も、今はや

むなしと考えます。

しかし、一般職の管理職の皆さんをはじめ、町の職員の皆さんが発災当時から現在に至るまで、町復興のため、町民のため、大きな努力を払われてきたことを私は見て参りました。ですから、今は無理ではありますが、1日でも早い、できればこの1年で復興を果たしていただき、せめて一般職の管理職の皆さんの削減が来年こそはなくなることを期待すると共に、町長にこのことをお願いして私の賛成討論といたします。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

大変すみません、誠に恐縮ですが、ただ今、登壇しましてご説明した中に、私、文言の整理、第9項の文言の整理をご説明しましたが、会計年度任用制度の導入に伴いと申し上げましたが、こちらは12月に行いました成年後見制度の改正に伴いまして、文言の整理を行うものでございます。訂正をさせてお詫び申し上げたいと思います。

○議長（青木悦子）

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4 議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号「町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

本特例条例は、町長の給料月額について30%、副町長及び教育長については20%

削減する内容でございますが、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況から、さらに1年、令和3年3月31日まで延長いたしたく、条例の改正をお願いするものでございます。

本条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5 議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号「鋸南町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について」ご説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

議案第3号において、町長30%、副町長及び教育長については20%の給料月額を減額するものですが、減額の期間、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に支給される期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料月額とするものであります。

本条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6 議案第5号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号「鋸南町行政委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。

当該改正において、特別職非常勤職員の任用条件の厳格化が図られ、鋸南町行政委員を当該職員から除くこととしたことから、本条例の一部改正をお願いするものであります。

新旧対照表をお願いいたします。

第5条、報酬であります。報酬としての支給を改め、町からの委託業務として、事務費を支給しようとするものであります。見出し及び条文中、「報酬」を「事務費」に改めるものであります。なお、費用算定の基準に関しては従前のおりいたします。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第7 議案第6号「鋸南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第6号「鋸南町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日施行されることから、本条例の一部改正をお願いするものがあります。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第2条、職員のサービスの宣誓であります。地方公務員法の一部改正に伴い、第1項は、宣誓書に署名する相手方に「任命権者」を追加する改正、第2項は、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関し、第1項の規定に関わらず、別段の定めをすることができる旨の規定を追加するものであります。

本条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第8 議案第7号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第7号「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

国民健康保険法施行令が改正されまして、本年4月1日に施行されることから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例改正をお願いするものでございます。

改正の主なものは、基礎賦課額及び介護納付金の限度額の引き上げ、保険料の減額に係る算定基準の改正でございます。

新旧対照表により説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第15条の6「基礎賦課限度額」につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等に係る基礎賦課額の限度額を61万円から63万円に引き上げる改正でございます。

第15条の12「介護納付金賦課限度額」につきましては、介護納付金賦課額の限度額を16万円から17万円に引き上げる改正でございます。

第20条「保険料の減額」につきましては、5割軽減及び2割軽減に係ります所得判定基準の算定に用いる金額が引き上げられたことから、所要の改正を行うものでございます。

第1項第2号は5割軽減に係る規定で、被保険者数に乗ずる額を28万円から28万5千円に引き上げる改正です。

次のページの、同項第3号は2割軽減に係る規定でございまして、同じく被保険者数に乗ずる額を51万円から52万円に引き上げる改正でございます。

第3項は、後期高齢者支援金等に係る減額に関する読み替え規定ですけれども、基礎賦課限度額の改正に合わせて改めるものです。

第4項は、介護納付金に係る減額に関する読み替え規定ですが、基礎賦課限度額の改正及び介護納付金賦課限度額の改正に合わせて改めるものでございます。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第9 議案第8号「鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第8号「鋸南町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

今改正は、千葉県の重度心身障害者障害児医療給付改善事業費補助金交付要綱の一部改正に伴い、障害者等の医療費の個人負担分における助成対象者を拡大することをお願いするものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

「定義」を規定しております第2条につきまして、第3号として、精神障害者保健福祉手帳1級保持者を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和2年8月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第10 議案第9号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第9号）について」を

議題といたします。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

○総務企画課長（平野幸男）

議案第9号「令和元年度鋸南町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、歳入歳出それぞれ14億4,198万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億8,514万3千円とするものでございます。

各費目とも、決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。

災害復旧関連経費等、実績を見込んでの減額補正につきましては、一部、説明を割愛させていただきます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、22ページをお願いいたします。

2款総務費、1項、1目一般管理費、13節委託料50万7千円及び18節備品購入費104万円は、復興支援のための中長期派遣職員等が使用する行政用パソコンを5台増設するための費用を見込みました。

その下、19節中長期災害派遣職員経費負担金842万3千円は、千葉県4名、船橋市1名、いすみ市1名、計6名の派遣職員の人件費について、派遣元へ支払うための費用で、そのうち80%は特別交付税に参入される見込みでございます。

3項・財産管理費、11節需用費148万3千円の増額は、台風災害等による本庁舎の電気料金及び旧佐久間小学校の水道料金等の不足分を増額するものであります。

23ページをお願いいたします。

4目企画費、12節役務費15万1千円及び13節中、豊かなまちづくり寄付金業務代行委託113万6千円は、寄付金額の増加に伴い、関係費用を増額するものであります。

19節中、コミュニティ施設修繕補助金420万円は、台風により被災した各地区の集会施設等の修繕費用に対し、3分の1を補助する「千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業」が創設されたことから、従前の町単独事業に上乗せ補助するための補正でございます。

同じく、19節中、地域経済循環創造事業交付金5千万円の減額は、昨年12月補正にて予算計上したものでありますが、国の事業採択に時間を要していることから、令和元年度での交付を取りやめたものでございます。

次に、6目諸費、19節中、広域市町村圏事務組合負担金331万1千円の減額は、消防費等の減額による負担金の補正であります。

26ページをお願いいたします。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、28節中、国民健康保険特別会計繰出金177万6千円は保険基盤安定負担金の確定に伴う増額でございます。

28ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、3目保育園費、13節委託料、保育所管外委託184万2千円は、管外委託児及び保育料の増額によるものでございます。

その下、4目学童保育費中、放課後児童健全育成事業交付金返還金123万6千円は、平成30年度の子ども子育て支援交付金の確定に伴い、国3分の1、県3分の1の補助分を返還するための補正でございます。

その下、3項、1目災害救助費、13節委託料8,370万円及び19節負担金補助及び交付金2億3,830万円のそれぞれの減額は、被災住宅の応急修理に関し、各事業の実績を見込み減額をするものであります。

30ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項、2目塵芥処理費、13節中、災害廃棄物処理委託1,468万4千円は、発生量の見直しによる増額及び一部予算科目の組み換えによる減額で、12節役務費中の家電処理手数料540万2千円への組み換えとなります。

その下、損壊家屋撤去業務委託7億5,933万円の減額は、予算の重複計上により減額するものであります。

31ページをお願いいたします。

一番上の行となりますが、5款農林水産業費、1項、3目農業振興費、19節中、鳥獣被害防止総合対策交付金272万4千円は、捕獲頭数の増加を見込み、増額をお願いするものであります。

4目園芸振興費、19節中、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型3億3,300万円の減額は、事業希望者の減少等による補正、その下、被災産地施設支援対策500万円の減額は、事業希望者の申請取り下げに伴う補正でございます。

32ページをお願いいたします。

3項、2目水産業振興費、19節中、水産関連施設復旧緊急対策事業補助金7,851万8千円は、台風により被災した保田、勝山両漁協の水産関連施設及び設備の復旧に要する経費に対し、県単補助事業が創設され、両漁協に補助を行おうとするもので、補助率は50%以内であります。

その下、水産業強化支援事業補助金5,891万7千円は、台風により被災した両漁協の共同利用施設等の復旧に要する経費に対し、国庫補助事業が創設され、両漁協に補助を行おうとするもので、補助率は国50%、県20%でございます。

38ページをお願いいたします。

9款教育費、7項、1目学校給食センター費、19節学校給食費補助金395万9千

円の減額は、制度改正に伴う幼稚園の給食費減免対象者の拡充等による補正であります。

10款災害復旧費、2項、1目農地災害復旧費、15節農地災害復旧工事500万円は、設計及び査定の結果により工事費が不足したものであります。

40ページをお願いいたします。

12款諸支出金、1項、3目豊かなまちづくり基金費は、寄付金額の増加に伴い、積立金を増額するものでありまして、年度末の基金残高は9,184万3千円となる見込みであります。

7目美術品取得基金費は、ご寄付いただいた7万円を積み立てようとするもので、年度末の基金残高は、474万8千円の見込みでございます。

続きまして、歳入ですが、13ページをお願いいたします。

1款町税では、収入実績を見込み、1項町民税から5項入湯税まで、合計で83万4千円の減額であります。台風被害による固定資産税の減免が主な要因でございます。

2款地方譲与税から、14ページ、8款環境性能割交付金までは、国、県からの財政情報等の増減率を参考に、173万8千円の減額を見込んだものでございます。

10款地方交付税10億7,601万9千円の減額は、国の財政措置の変更に伴い、災害廃棄物処理事業の町負担分を、災害対策事業債へ財源変更するための減額でございます。

12款分担金及び負担金、2項、1目民生費負担金、2節中、保育料241万7千円は、保育料の算定基礎である所得確定に伴う増額でございます。

15ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項、3目商工使用料、元名採石場跡地使用料300万円は、利用実績を見込み増額するものであります。

14款国庫支出金から18ページまでの15款県支出金は、各事業の実績、見込み等による補正でございます。

18ページ、17款寄付金、1項、1目豊かなまちづくり寄付金4,188万円は、決算を見込んでの増額補正、それから2目教育費寄付金及び3目民生費寄付金は、それぞれ指定されたご寄付を計上させていただいております。

18款繰入金、1項、1目特別会計繰入金192万1千円は、特別会計への平成30年度繰入金に対する精算分の計上でございます。

2項、1目財政調整基金繰入金2億7,025万円の減額は、今補正における余剰分を減額するもので、本年度末の基金残高は8億3,042万9千円となる見込みでございます。

19ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項、6目雑入のうち、後期高齢者医療給付費負担金返還金534万8千円は、平成30年度分の精算でございます。

19ページ下段から21ページまでの21款町債であります。国、県支出金と同様に、各事業の実績、見込み等による補正でございます。

20ページ最下段、11目歳入欠かん等債、1節中、災害対策事業債7億680万円は、災害廃棄物処理事業に充当するもので、先ほど説明いたしました。特別交付税から財源変更したもので、後年度において元利償還金の95%が普通交付税で算入措置をされることとなります。

お戻りいただきまして、7ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費補正で年度内の完了が見込めないことから、新たに、庁外財産災害復旧事業など22事業、37億5,253万1千円を追加し、国土強靱化地域計画策定事業など5事業につきましては、設定額を変更しようとするものであります。

9ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正ですが、本年度中に契約の準備を行うため、事務用再生紙等購入費など3事業で追加をお願いするものであります。

10ページをお願いいたします。

第4表は、地方債補正であります。事業の追加及び決算見込みに併せまして変更をお願いいたします。

41ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書となります。今補正後の年度末の残高は、表の右下にございます56億4,744万4千円となる見込みでございます。

42ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありますか。

9番 鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

30ページ、4款衛生費、13節委託料、損壊家屋撤去業務委託マイナス7億5,933万円について、説明がありました。事業費のマイナス7億5,933万円の財源内訳について説明願います。

○議長（青木悦子）

総務企画課長。

○総務企画課長（平野幸男）

ただ今の、損壊家屋の撤去業務委託の内訳でございますが、国の補助金が50%、それから起債が50%でございます。その起債につきましては、先ほど述べましたが、元

利償還金の95%が今年度の交付税で算入されるということでもあります。

なお、この補正の前の財源でございますが、こちらは、国が50%、それから特別交付税が40%、そして起債が10%ということでしたが、先ほどの説明で申し上げたとおりでございますが、国の方の予算の鋸南町に対する補助の予算項目が変わりましたので、補正を行うものでございます。

○議長（青木悦子）

鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

この事業については、昨日、一般質問でも質問したのですが、対象が住家ということです。この住家以外の建物については、事業の対象外ということで、町単独の支援事業として行えないものかということで質問しましたけれども、基本的にはできないということでした。

この事業が、できないのであれば、非住家の罹災証明が出されている訳です。半壊以上で約250件、この建物について、大規模半壊以上が、約100件位建物がある訳ですが、それをそのままにしておいて良いのか。本来は、持ち主の人が自己責任において処理をしなければいけないということですが、今、だいぶ家の修理・改修が進んできて出来上がっている建物もできています。改修をした人が、周りにそういう危ない建物があると非常に心配をされているという声を多く聞きます。

それについて、町として現地に行って、非常に業務的には大変なことは重々分かっておりますけれども、本当に危険な建物については、しっかりと持ち主に対して指導を行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

ご指摘の建物になりますと、いわゆる危険家屋、危険建物というようなことになると思います。それらについては、ただ今、町の方でも対応している状況でありますので、数は多くなるとは思いますが、対応については、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（青木悦子）

鈴木議員、3回目です。

○9番（鈴木辰也）

これは建設水道課だけの問題ではなくて、全課、町全体で全庁をあげて、当たれる職員の人に当たっていただいて、町民の不安を少しでも払拭していただけるように行っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（青木悦子）

建設水道課長。

○建設水道課長（平嶋隆）

その辺は、また内部の方で十分検討する余地もありますので、併せて検討していきたいと思います。

○議長（青木悦子）

他に質疑はありますか。

2番 早川正也議員。

○2番（早川正也）

31ページの、強い農業・担い手づくり総合支援交付金について質問します。

3億3,300万円のマイナス及びその下の被災産地施設支援対策のマイナス500万円ですけれども、12月の時点で、82世帯、約450件の希望者があったと思いますが、今の説明の中で取り下げ等があったということでした。その内訳について説明していただければありがたいです。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の方ですけれども、一つの施設の方が、手が挙がっていた訳ですけれども、こちらについては、取り下げがなされたというような状況でございます。

もう一つの方の強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の方でございますけれども、申請の方から県の方でヒアリング等々を行われた関係で、だいぶ数も減ってございます。その詳細部分については申し訳ありません。資料が今、手持ちにございませんので、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○議長（青木悦子）

早川議員。

○2番（早川正也）

当初、大変多くの方が農業に関して被災して、それをなんとか取り戻そう、農業を続けて行こうという気持ちでこの事業に乗った経緯があると思います。それを今回、色んな法律等の制約があったと私も聞いていますけれども、町としてもできれば農業に寄り添って、他の支援の方法等が考えられないのか。お願いします。

○議長（青木悦子）

地域振興課長。

○地域振興課長（飯田浩）

先の全協、12月の全協の時、そういったところでもご説明をさせていただいておる

のですが、一応、今回については、国のスキームに則った形の中で、これらの事業を進めておりますので、それ以外の部分については、財政事情等を勘案した中で、現在は考えていないという状況でございます。

○議長（青木悦子）

早川議員。

○2番（早川正也）

この事業自体が交付決定もされておられませんし、年度をまたいで事業を行うことになるかと思えます。年度変わりでは行政、また県等も当たり前ですけれども、色々態勢が変わってくる可能性がございます。是非、年度が変わっても同じような支援等を農業者に対してお願いしたいと思えます。要望で終わります。

○議長（青木悦子）

他に質疑はありますか。

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩とします。

..... 休 憩・午前10時58分
..... 再 開・午前11時10分

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11 議案第10号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第10号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

本補正予算は、決算見込みを踏まえまして歳入歳出の過不足の調整をお願いするもので、7,847万円を追加いたしまして予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億3,639万7千円にしようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項、1目一般被保険者療養給付費につきましては、療養給付費の増及び被災者対策である一部負担金の免除を勘案いたしまして、5,256万4千円の増額をお願いするものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費から4目退職被保険者等療養費につきましては、県支出金及び基金繰入金を算定いたしまして、財源内訳を補正するものでございます。

5目審査支払手数料につきましては、給付件数の増によりまして8万6千円の増をお願いするものです。

2項高額療養費から11ページ上段の3款国民健康保険事業費納付金、3項介護納付金分までは、県支出金及び基金繰入金を算定いたしまして財源内訳を補正するものでございます。

5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費は、309万2千円の減ですけれども、主に災害の影響で特定健診の実施回数が減じたことに伴いまして、受診者が少なかったため委託料を減じるものでございます。

2項保健事業費は、49万8千円の減ですけれども、主なものは備品購入費でございまして、町民が利用できる血圧計を購入予定でしたけれども、業者選定、製品の選定をしておりましたところ、台風被害で役場正面ホールの天井が落下するなど、設置場所がなくなりましたので購入を見送ったものでございます。

12ページにかけての3項特別総合保健事業費66万1千円の減は、保健福祉総合セ

ンターで実施いたします保健事業について、決算を見据えて減額するものでございます。

6款基金積立金、1項、1目財政調整基金積立金2, 799万9千円につきましては、地方財政法第7条の規定により積み立てるべき、前年度繰越金5, 396万335円の2分の1を超える額及び令和元年度中の基金運用収益の実績を合せまして、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

7款諸支出金、3項、1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、鋸南病院の施設運営分として、76万円を繰り出すもので、県支出金、特別交付金によりまして補填を見込んでおります。

2目一般会計繰出金は、平成30年度分繰出金の精算に伴いまして131万1,048円を一般会計に返還するための補正でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

1款国民健康保険料につきましては、被保険者数の減少、収納状況を踏まえまして、一般被保険者・退職被保険者等を合せ、562万2千円を減額補正しようとするものでございます。

下段の、3款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金は、保険給付費相当分が交付される普通交付金で459万1千円の減、特別交付金につきましては、説明欄に記載の4項目、それぞれの交付見込みによりまして324万5千円の増、差し引きで134万6千円の減額補正をしようとするものでございます。

次の7ページの上段でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入は、財政調整基金の運用収益の実績に基づき、増額補正をいたします。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金につきましては、それぞれ負担金等の額の確定及び歳出の執行状況を勘案いたしまして、増額補正をお願いするものでございます。

2項基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました療養給付費の増及び一部負担金の免除を見込みまして、財源が不足することから、財政調整基金のうち5,300万円を取り崩そうとするものでございます。

この取り崩しと、歳出の財政調整基金積立金とを差し引きいたしますと、基金残高は1億4,627万8千円となる見込みでございます。

その下、6款繰越金2,896万円は、前年度繰越金の全額を予算計上するための増額補正でございます。

7款諸収入 1項延滞金加算金及び過料につきましては、実績によりまして増額の補正をお願いするものでございます。

8ページ、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故の被害者に対する保険会社からの賠償金の納入実績によりまして、126万4千円の増額補

正をお願いするものです。

5目特定健康診査費徴収金につきましては、特定検診受診者の個人負担分の徴収金でございまして、実績により、減額補正をお願いするものでございます。

6目特定健康診査等負担金は、平成30年度分の国及び県の負担金不足分の精算による増額補正でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第12 議案第11号「令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第11号「令和元年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

今補正予算は、決算見込みを踏まえまして、歳入歳出それぞれ437万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,036万8千円にしようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

1款総務費、2項徴収費につきましては、実績に基づきまして、増額補正をお願いするものでございます。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定によりまして、430万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

3款、1項、1目保健事業費につきましては、後期高齢者健診事業の決算見込みによりまして、67万8千円を減額しようとするものでございます。

4款諸支出金、2項繰出金につきましては、平成30年度の一般会計繰入金の精算によりまして、不用額60万363円を返還するため、増額補正を行うものでございます。

歳出につきましては、以上でございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料につきましては、被保険者数の推移、収納状況等を踏まえまして、それぞれ、減額補正をお願いするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、負担金の額の確定に基づきまして、367万4千円を減額補正しようとするものでございます。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金が254万4,337円となりましたので、204万3千円を増額補正しようとするものでございます。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料につきましては、実績により増額補正しようとするものでございます。

4項受託事業収入につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合から事業委託されております検診事業費等の確定に伴いまして、67万6千円を減額補正しようとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第13 議案第12号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第12号「令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和元年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ138万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億1,163万7千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、決算を見込みお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

第1款総務費、第3項、第1目介護認定審査会費58万5千円及び第2目認定調査費29万8千円の減額補正でございますが、審査委員の欠席、医師の作成する意見書や介護事業所への調査依頼件数の減により、それぞれ決算を見込み減額をお願いするものでございます。

第6款地域支援事業費、第2項、第1目一般介護予防事業費50万円の減額ですが、台風災害により、予定しておりました介護予防事業を中止したことに伴い、看護師等の報償費の減額をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目保険者機能強化推進交付金につきましては、事業確定により、124万4千円の増額をお願いするものでございます。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第4目その他一般会計繰入金につきましては、歳出、第1款総務費における減額に伴い、88万3千円の減額をお願いするものでございます。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金174万4千円の減額につきましては、歳出における減額分と国からの交付金等により、準備基金からの取り崩し額を減額するものでございます。なお、年度末の基金残高は、828万円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第14 議案第13号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第13号「令和元年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

実施計画に基づき、ご説明申し上げます。

はじめに収益的収入では、56万1千円を追加し、補正後の総額を7,957万8千円にしようとするものでございます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目その他医業収益の19万9千円の減額は、鋸南きさらぎ会からの文書料収入が減となる見込みによるものでございます。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金の76万円の増額は、直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されますので、国保会計からの補助金を計上いたしました。

次に、収益的支出につきましては、165万1千円を追加し、補正後の総額を1億724万6千円にしようとするものでございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第2目減価償却費の56万2千円の増額は、昨年度に購入しました超音波診断装置に係る減価償却額で、現金の伴わない費用でございます。

第3目指定管理者交付金56万1千円の増額は、収入における文書料と国保会計補助金を相殺し、鋸南きさらぎ会へ追加交付するものでございます。

第4目資産減耗費16万9千円の増額は、眼科検査機器の廃棄に伴い生じた現金の伴わない費用でございます。

第2項医業外費用、第2目雑支出の35万9千円の増額は、仮払消費税を調整するためお願いするものでございます。なお、現金の伴わない費用でございます。

4ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入及び資本的支出それぞれ60万円を減額し、資本的収入及び資本的支出の総額をそれぞれ1,531万5千円にしようとするものでございます。

収入の第1款資本的収入、第2項、第1目企業債並びに支出の第1款資本的支出、第2項建設改良費、第1目有形固定資産購入費は、事業費確定によりそれぞれ60万円の減額をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

令和元年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、令和元年度末における資金残高は、下段の1,120万9千円と見込んでおります。

6ページから8ページまでは、平成30年度の損益計算書及び貸借対照表、9ページ、10ページは、令和元年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

他に討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第15 議案第14号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

建設水道課長から議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第14号「令和元年度鋸南町水道事業会計補正予算（第3号）について」ご説明いたします。

今補正予算は、事業の完了等、額の確定による補正をお願いするものであります。

それでは、予算書の3ページをお願いします。

実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入におきましては、第1款水道事業収益を402万5千円減額し、5億1,098万1千円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業収益、第1目給水収益は355万7千円を減額、第2目受託工事収益は、受託工事確定額により11万1千円を減額、第3目その他営業収益は、消火栓工事費確定によりまして、一般会計負担金14万円を減額するものであります。

第2項営業外収益、第4目他会計補助金は職員の扶養する児童出生による児童手当分を24万円減額、第5目長期前受金戻入は補助金等を使って配水管敷設工事を実施した資産を、布設替え工事によりまして一部除却することに伴い、残存価格を収益化するために、2万3千円を増額するものであります。

次に、支出では、第1款水道事業費を99万9千円増額し、4億8,527万7千円にしようとするものです。

内訳であります。第1項営業費用は事業費の決算を見込み、各科目を調整させていただき、203万9千円を減額し、4億3,679万3千円にしようとするものであります。

第2項、第2目、消費税は今補正予算により算出し、303万5千円を増額を見込んだものであります。

第4項 特別損失としまして、水道料金不納欠損の消費税分の費用といたしまして3千円の増額を予定しております。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入では第1款資本的収入を100万円減額し、5,4

60万円にしようとするものであります。

内訳は、第1項企業債を本年度建設工事費等の確定によりまして、減額しようとするものであります。

次に、支出では第1款資本的支出を493万2千円減額し、2億1,436万1千円にしようとするものであります。

内訳は、第1項建設改良費の事業費確定によりまして調整しまして、減額をするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億5,976万1千円は、過年度分損益勘定留保資金8,470万円、当年度分消費税資本的収支調整額690万円及び当年度分損益勘定留保資金6,816万1千円で補てんするものであります。

5ページをお願いします。

令和元年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、令和元年度末における資金残高は、3億7,775万1千円となる見込みでございます。

6ページから7ページは職員の給与費の明細書で、8ページから11ページは、平成30年度鋸南町水道事業損益計算書及び貸借対照表、12ページから14ページは令和元年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第16 議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

内田正司副町長。

〔副町長 内田正司 登壇〕

○副町長（内田正司）

議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

当年度の予算編成方針につきましては、町長から提案理由において、述べさせていただきましたので、割愛させていただきます。

また、今定例会において「予算審査特別委員会」が設置され、ご審議をいただくこととありますので、私からは全般的な事項を主にご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和2年度鋸南町一般会計予算の総額は、39億9,654万2千円と決めました。前年度予算額38億9,907万3千円と比較して、9,746万9千円、2.5%の増となるものでございます。

増額となりました主な要因ですが、平成30年度から着手しております道の駅保田小学校周辺の整備を目的とした、都市交流施設周辺整備事業に係ります土地購入費として1億207万円を計上いたしております。

また、教育関係の事業といたしまして、国の指針による教育ICT環境を実現するため、小中学校の校内通信ネットワーク環境の整備費として4,549万6千円を計上し、またB&G海洋センター改修工事費として6,017万円を計上いたしました。

さらに、会計年度任用職員制度の開始に伴い、会計年度任用職員人件費等が前年度比2,795万9千円の増となったことによるものでございます。

会計年度任用職員制度の開始によりまして、令和元年度まで臨時職員に係る経費は7節賃金に計上してございましたが、会計年度任用職員制度では、1節報酬等に振り分けて計上することとなりました。従いまして、7節賃金は廃止となっております。

それに伴いまして、8節報償費以下が一つずつ繰り上がる予算となっておりますのでよろしくお願いいたします。

29ページをお願いいたします。

それでは、歳出から主要事業等についてご説明を申し上げます。

29ページの下段でございます。

総務費、1項総務管理費関係では、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金中、中長期災害派遣職員経費負担金2, 777万9千円を計上いたしました。

昨年の台風による災害復旧関連業務に従事していただく他自治体からの派遣職員にかかる人件費等の負担金で、船橋市から1名、千葉県から5名の職員を派遣していただく予定となっております。

31ページをお願いいたします。

4目企画費、1節報酬でございます。

総合計画審議会委員報酬及び7節報償費総合計画策定懇話会委員謝礼と合わせまして102万6千円、また12節中、委託料中、総合計画策定業務委託として495万円を計上いたしました。

令和2年度で現計画の期間が満了となるため、今年度から見直し作業を進めておりますが、令和3年度から始まる次期総合計画の策定に向けて各委員への報酬、謝礼、策定業務の委託費でございます。

31ページの下段でございますが、4目企画費中、12節委託料、下から2段目です。不動産鑑定評価業務委託18万7千円、用地測量・土地登記業務委託75万3千円。

32ページの16節でございます。

公有財産購入費1億207万円を都市交流施設周辺整備事業として、合計で1億301万円を計上いたしました。

道の駅保田小学校に隣接する旧保田小学校プールと旧鋸南幼稚園の利活用を図り、道の駅保田小学校と一体の施設として整備を推進していくために、周辺の土地を購入するものでございます。

事業費の財源といたしましては、過疎対策事業債1億300万円を充当するものでございます。

32ページをお願いいたします。

32ページの18節負担金中、地域力再生支援事業補助金として520万円を計上いたしました。昨年の災害により低下した地域基盤の再生及びこれまで培ってきた「協働」・「融和」のさらなる充実を図ることを目的とし、町内の各行政区に20万円を上限として補助金を交付するものでございます。

6目諸費でございます。18節中、広域市町村圏事務組合負担金2億1,848万円を計上いたしました。主に昨年度と比較いたしまして、消防費の負担金が393万1千円減額となっております。

35ページをお願いいたします。

徴税費でございますが、12節委託料中、固定資産土地評価要領作成業務委託として356万4千円を計上いたしました。固定資産税の現況を適正に把握し、公正な税負担を図るため、令和元年度に作成をいたしました固定資産現況確認ビューワを基に固定資産土地評価要領の作成を委託するものでございます。

37ページ、38ページにかけてでございますが、4項選挙費、2目千葉県知事選挙費につきましては、令和3年3月に予定されております千葉県知事選挙に係る事務費等として623万2千円を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

民生費、1項社会福祉費関係でございます。27節の繰出金でございます。国民健康保険特別会計予算に対します繰出金8,612万7千円を計上いたしました。前年度と比較いたしまして32万7千円の増となっております。増額の主な要因につきましては、国民健康保険財政の健全化、保険料負担の平準化を目的とした財政安定化支援事業繰出金が増額となる見込みのためでございます。

41ページをお願いいたします。

3目老人福祉費でございます。18節中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は、前年度と比較いたしまして1,173万2千円減となっております。1億3,155万2千円を計上いたしました。減額の主な要因は、医療諸費見込み額の減により、町が負担する療養給付費負担金が減額となるためでございます。

そのすぐ下でございます。27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比261万5千円減の減、3,752万6千円を計上いたしました。減額の主な要因は、後期高齢者広域連合納付金の保険基盤安定分が減額となるためでございます。

43ページをお願いいたします。

5目介護保険費でございます。27節繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比567万2千円の増となっております。1億7,417万1千円を計上いたしました。増額の主な要因は、介護給付費繰出金が増額となる見込みのためでございます。

47ページをお願いいたします。

上から3段目の19節扶助費でございます。子ども医療費扶助は、1,500万円を計上いたしました。町負担分の一部につきましては、過疎対策事業債を充当する予定となっております。

53ページをお願いいたします。

4款衛生費でございます。3目環境衛生費、18節中、一般廃棄物処理施設整備負担金につきましては、前年度比518万6千円の減、238万8千円を計上いたしました。南房総市に建設を予定しておりますし尿処理施設につきまして、令和元年度に引き続き基本計画及び整備事業者選定業務等を行って参ります。

また、そのすぐ下になりますが、広域廃棄物処理施設整備事業負担金として985万

円を計上いたしました。整備事業支援業務及び人件費を構成市町村の均等割りで算出した負担額となっております。

54ページをお願いいたします。

5目病院費、18節でございます。病院会計補助金7,371万円、23節病院会計出資金1,327万円を計上いたしました。鋸南病院事業会計への支出見込額は、前年度比161万5千円増となっております。

54ページの下段、清掃費でございます。18節鋸南地区環境衛生組合分担金は、前年度比818万7千円増の1億5,400万5千円を計上いたしました。増額の主な要因は、し尿処理業務委託の増により、負担金が増加したものでございます。

55ページをお願いいたします。

水道費でございます。18節中、水道会計補助金1億63万6千円を計上いたしました。補助金の内訳は、高料金対策繰出分が1億円、水道事業会計職員の児童手当に係る繰出分が、63万6千円となっております。

57ページをお願いいたします。

3目農業振興費中、18節でございます。中山間地域等直接支払事業交付金は、前年度比508万6千円増の1,814万3千円を計上いたしました。中山間地域において集落と5年間の協定を結び、水田の維持管理に対する助成を行うものでございます。

令和2年度から第5期対策が始まることとなっており、従来の13集落に加え、1集落が事業の参加を検討しているため、14集落分の事業費を計上しております。

そのすぐ下でございます。鳥獣被害防止総合対策交付金は前年度比2,483万7千円の増となっており、増の3,763万1千円を計上いたしました。増額の要因は、防護柵の新規設置等にかかる費用によるものでございます。

60ページをお願いいたします。

1目林業振興費中、14節工事請負費でございます。林道補修工事として893万円を計上いたしました。前年度比721万円の増となっておりますが、主な理由といたしましては、昨年の台風により被災した嶺岡林道3号線、林道金銅線、林道奥山線の仮復旧工事費として616万円を計上しているためによるものでございます。

61ページをお願いいたします。

4目漁港建設費、勝山漁港分でございます。18節中、農山漁村地域整備交付金事業負担金は、前年度と同額の1,250万円を計上いたしました。県営勝山漁港の沖北防波堤約35mの設置工事を行う計画でございます。整備事業費1億円のうち、町と勝山漁協の地元負担分を計上しております。

そのすぐ下でございます。

5目漁港建設費、保田漁港分でございます。12節委託料、14節工事請負費として1,764万円を計上いたしました。事業の内容につきましては、保田漁港港内道路約

110mの積算委託と工事費でございます。事業に係る費用の負担割合は、国と町がそれぞれ50%となっております。なお財源といたしましては、水産物供給基盤機能保全事業補助金882万円と町負担分のうち790万円につきましては、公共事業等債を充当する予定でございます。

63ページをお願いいたします。

12節委託料中、1番下の佐久間ダム景観整備事業委託80万円を計上いたしました。令和元年度に伐開した箇所の際接地約2千㎡の整備を委託するものでございます。財源につきましては、豊かなまちづくり基金を充当させていただきたいと考えております。

67ページをお願いいたします。

18節中、上から5段目でございますが、住宅取得奨励金につきましては、前年度と同額の750万円を計上いたしました。本町への定住促進と地域経済の活性化を図ることを目的に町内で新築住宅を建築又は購入し、一定の条件を満たす方を対象として最高で100万円の奨励金を交付しようとするものでございます。国から補助率45%の社会資本整備総合交付金337万5千円の補助を受け、町負担額は412万5千円につきましては、過疎地域自立促進特別事業基金を取り崩し、事業を実施するものでございます。

また、その下のリフォーム補助金につきましては、前年度より200万円の減の減額となり300万円を計上いたしました。平成30年度より、町民の生活環境の向上及び町内産業の活性化を図ることを目的にリフォームを行った方に20万円を上限に補助を行うものでございます。昨年の災害による影響を鑑みて、利用者の減を見込み、減額計上をしたものでございます。財源につきましては、国補助45%、135万円の交付金を充当して事業を実施するものでございます。

68ページをお願いいたします。

2目道路維持費、12節でございます。橋梁補修設計委託3、200万円、トンネル点検委託1千万円、14節工事請負費中、橋梁補修工事2、700万円を計上いたしました。

橋梁補修設計委託につきましては、西ノ下橋、神田1号橋等、計10橋の橋梁補修工事の設計を委託する予定でございます。

トンネル点検委託につきましては、湯沢トンネル、岩井袋トンネル等、計5箇所の点検を委託する予定でございます。橋梁補修工事につきましては、赤伏橋、大橋の補修工事を実施いたします。

道路橋梁長寿命化修繕事業の事業費6,900万円の財源につきましては、国の補助率61.05%、3,955万9千円の交付金、町負担分2,944万1千円のうち1,930万円につきましては、公共事業等債を充当するものでございます。

70ページをお願いいたします。

2目消防施設費でございます。1番下段となります。デジタル戸別受信機アンテナ設置等工事4,077万6千円を計上いたしました。デジタル電波の難聴世帯に外部アンテナを取り付け、受信状況の改善を図るものでございます。財源といたしましては、緊急防災・減災事業債4,070万円を充当するものでございます。

75ページをお願いいたします。

12節委託料中、下段から2つ目、校内LAN保守委託26万3千円、校内LAN環境構築委託2,234万3千円を計上いたしました。全ての教室で高速大容量の通信ネットワークが使用できる環境を構築するものでございます。令和3年度以降3年間で1人1.台のタブレット端末を整備していく予定でございます。財源につきましては、国の補助率50%、1,117万1千円と町負担分のうち1,000万円は、学校教育施設等整備事業債を充当するものでございます。

77ページをお願いいたします。

同じく12節委託料中、下段から2つ目、校内LAN保守委託26万3千円、校内LAN環境構築委託2,315万3千円につきましては、中学校におきましても、小学校と同様の整備を行うものでございます。

83ページをお願いいたします。

3目民俗資料館費でございますが、本年度の予算は、総額で1,469万円をお願いしております。そのうち、今年度につきましては、3つの展覧会の開催を予定しております。企画展として、「新収蔵品展」、「桜染めと万葉の心」を、また特別展として「江戸のグルメ紀行～おいしい浮世絵」を令和3年1月に実施する予定でございます。

87ページをお願いいたします。

12節委託料中、海洋センター改修工事監理業務委託634万円、14節工事請負費、海洋センター改修工事6,017万円を計上いたしました。令和元年度に実施した改修工事設計を基に、海洋センターアリーナの外壁塗装、屋根の防水補修、照明のLED化改修工事を行って参ります。財源につきましては、B&G財団助成金3千万円と過疎債を充当する予定でございます。

90ページをお願いいたします。

11節の公債費でございます。元金、利子の合計につきましては、前年度と比較いたしまして、1億1,276万8千円の減、4億6,787万9千円を計上いたしました。鋸南中学校建設事業に伴う償還が終了し、元金につきましては、1億206万4千円の減額となり、利子につきましても、前年度から1,070万4千円の減額となっております。

91ページをお願いいたします。

13款予備費でございます。予備費につきましては、前年度比で300万円の増、500万円を計上いたしました。昨年の災害により複数回の専決予算、臨時予算等をお願い

いたしたことを踏まえ、突発的な事象に対応できるように増額をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款町税でございますが、町税の総額は6億3,683万9千円で、前年度比8,205万6千円、11.4%の大幅な減となっております。減額となった主な要因は、固定資産税のうち家屋、償却資産の災害による取り壊し等に伴う減収を見込んだことによるものでございます。

14上ページの2款地方譲与税から、15ページの10款地方特例交付金につきましては、県の試算を踏まえて交付を見込みんだものでございます。合計で1億9,220万8千円を予定といたしました。前年度比で1,598万1千円増となる見込みでございます。増額の主な要因は、7款の地方消費税交付金につきまして、前年度比で2,530万円の増と見込んだことによるものでございます。またなお6款に法人事業交付金という新たな項目を追加いたしました。法人事業税の一部に相当する額を都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業員数で案分して交付する見込みの新たなものでございます。予算額につきましては、現在のところ不透明でございますので、科目の計上のみといたしております。

15ページ下段の11款地方交付税でございます。前年比4.6%増の18億1,500万円を計上いたしました。そのうち、普通交付税は16億7,500万円を予定しております。令和元年度の国の交付税総額が前年度比2.5%増の見込みが示されたことから、町独自に試算を行い、過去の実績を加味、また県の試算も踏まえたうえで予算計上をしているところでございます。また、特別交付税につきましては、試算による見込額の結果や対象事業見込みから、令和元年度と比較して4千万円増額し1億4千万円を計上いたしました。

17ページをお願いいたします。

15款国庫支出金から21ページ下段までの16款県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして各課からの説明に代えさせていただきますと思っております。

22ページをお願いいたします。

18款寄付金でございます。1目豊かなまちづくり寄付金は、昨年の災害により大変多くの方から多大なるご寄付をいただき、決算見込額では通常分、災害分と合わせまして1億2,852万円ほどを見込んでいるところでございます。令和2年度では災害分を除いた通常分を試算し、前年度比600万円増の1,800万円を計上いたしました。なお同額を歳出、基金費において、豊かなまちづくり基金へ積立てるものでございます。

23ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金でございますが、3目過疎地域自立促進特別事業基金

繰入金は前年度と同額の412万5千円を計上し、歳出で説明をいたしました土木費の住宅取得奨励金事業に充当いたします。

4目東日本大震災復興基金繰入金は、480万4千円を計上し、衛生費の災害廃棄物処理計画策定業委託他、消防費の防災備蓄費及び保育園費の保育所備品購入費に充当するものでございます。

また、5目豊かなまちづくり基金繰入金につきましては、佐久間ダム維持管理事業、観光地美化事業他、公民館図書室の図書、小学校の備品購入費等に充当する予定でございます。

21款諸収入でございます。1目貸付金元利収入につきましては、佐久間地区活性化推進協議会貸付金元金収入といたしまして、240万円を計上したものでございます。

24ページをお願いいたします。

6目雑入中、1節雑入、B&G財団助成金3千万円を計上いたしましたが、歳出で説明をしたとおり海洋センター改修工事に充当するものでございます。

医療財団負担金1、293万2千円を計上いたしましたが、県からの派遣で町職員として位置付けられている鋸南病院勤務の医師1名分でございます。

25ページをお願いいたします。

22款町債でございます。令和2年度の町債合計は、前年度比3,822万4千円増の3億6,032万4千円を予定いたしました。1目臨時財政対策債は、町試算等により、前年度比327万6千円減の8,772万4千円で予定をいたしました。

3目過疎地域自立促進特別事業債につきましては、学校給食費補助金、防犯灯LED化事業他、8事業のソフト事業に充当する予定でございます。

なお、町債の各目及び各節の番号中、番号の飛んでいるものにつきましては、元年度予算から2年度予算へ財源を繰り越す科目があるため、その各番号を空欄としているものでございます。

恐れ入ります、23ページにお戻りをいただきたいと思います。

20款繰越金でございますが、繰越金につきましては、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

19款繰入金でございます。財政調整基金繰入金1億9,089万7千円をお願いいたしました。歳入歳出を調整したうえで、なお不足する財源につきましては、財政調整基金を充当するものでございます。

当初予算の繰入金を除いた後の基金の残高は、6億3,953万3千円となる予定でございます。

人件費関係につきましては、先ほど条例等の可決をいただきました。引き続き、厳しい財政運営が見込まれますので、管理職の本給1%削減、また特別職の給料につきまし

でも、町長30%、副町長・教育長20%の削減で計上をさせていただいております。

予算書の8ページをお願いします。

第2表の債務負担行為でございますが、6件の事業につきまして、債務負担の設定をお願いするものでございます。

次ページ、9ページになりますが、第3表の地方債でございます。9つの事業に係ります起債をお願いするものでございますが、先ほど申し上げましたとおり今年度の起債につきましては、合計で3億6,032万4千円を予定してしているところでございます。

95ページをお願いいたします。

地方債の残高に係ります調書でございますが、当初予算時におきましては、右の1番下の欄でございますが、残高の見込みを55億6,424万4千円と見込んでいるところでございます。

96ページ以降は給与費の明細書でございますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

ここで暫時休憩をし、1時30分から会議を再開します。

…………… 休 憩 ・ 午後0時16分 ……………
…………… 再 開 ・ 午後1時30分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩を解いて会議を再開します。

先ほど副町長から、議案の説明がありまして、終了しましたので、これより令和2年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において慎重に審議を行っていただきたいと思っております。

それでは、予算編成方針等、予算全般に関わることで総括質疑がありましたら、お願いいたします。

7番 渡邊信廣議員。

○7番（渡邊信廣）

私からは、1点だけですけれども、行財政改革の取り組みについてということで、昨日も一般質問の中で質問させていただきました。

これから鋸南町の場合には、台風もそうですけれども、人口減少というのはこれからもなかなか歯止めがかからない。そういう中において、税収もどんどん減っていく、さらに昨日、町の方からもありましたけれども、これから大きな修繕等もかなりある中で、やはり予算をカットするだけではなくて、創意工夫と予算の有効活用だとか、色々な面があろうかと思います。

先ほどの中でも、行革の会議をやることについては薄れていると、必要がないような言い方に私は聞き取れました。

しかし、これからが皆さんで話をしながら行財政改革に取り組むことについては、非常に重要だと思っていますので、令和2年の中でどんな取り組みをされるのか、再度、その辺についてを総括質疑としてお答えをいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（青木悦子）

他に総括質疑はございますが。

○議長（青木悦子）

ないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算について」は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算について」は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長と副委員長の互選をお願いしたいと思います。

議員各位は委員会室にお集まりください。

暫時休憩をいたします。

…………… 休 憩 ・ 午後 1 時 3 3 分 ……………
…………… 再 開 ・ 午後 1 時 5 1 分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に小藤田一幸議員、副委員長に竹田和明議員が選任されましたので、報告いたします。

◎議案第 1 6 号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第 1 7 議案第 1 6 号「令和元年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第 1 6 号「令和 2 年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」ご説明いたします。

当町の国民健康保険における近年の保険給付費は、多少の増減はあるものの、横ばいと言える状況が続いております。一方、被保険者数は減少を続けており、このため、1 人あたりの医療費は増加を続けております。

平成 3 0 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる新たな制度が始まり、千葉県における標準保険料率の算定により、当町の国民健康保険料は大幅な引き下げとなりました。

しかし、今、申しましたように、1 人あたりの医療費は増加を続けていることから、千葉県が算定する標準保険料率も上昇しております。

今後は、将来の医療費抑制も視野に、被保険者の健康増進と疾病予防のため、特定健診等の保健事業に積極的に取り組んで参ります。

予算の規模は、前年度と比較して 3. 4 % の増加で、1 人あたり医療費のさらなる増加を想定した予算編成としております。

なお、保険料率につきましては、本算定の際、改めて精査をして参ります。

それでは、予算内容をご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ11億9,708万8千円にしようとするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

1 款総務費につきましては、国保事業に必要な事務的経費を計上しております。

1 目一般管理費につきましては、前年度当初と比較いたしまして、64万5千円の増額で、13 節委託料において、制度改正に伴う国民健康保険システム改修業務委託61万2千円が主な要因でございます。このシステム改修業務に対しましては、国庫補助金が補助率10分の10で交付される予定でございます。

11 ページをお願いします。

下段から、12 ページにかけての2 款保険給付費、1 項療養諸費につきましては、合計で7億6,535万円を計上いたしました。前年度と比較し、4.4%の増でございます。令和元年度の決算見込額を参考として計上をいたしております。

同じページの下段、2 項高額療養費につきましては、合計で1億1,100万円を計上いたしました。前年度と比較いたしますと、100万円の減でございます。

14 ページ、中段をお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、運営主体である県に納めるべき納付金で、1 項医療給付費分が、1億7,482万5千円、2 項後期高齢者支援金等分につきましては、6,138万6千円、次のページの3 項介護納付金分につきましては、2,051万円で、県からの通知に基づき計上しております。

同じページの下段、5 款保健事業費、1 目特定健康診査等事業費は、前年度と比較いたしまして4.2%減、1,112万2千円を計上いたしております。特定健診に係る委託料等が主なものでございます。

次のページ、16 ページ中央から18 ページ上段にかけての3 項特別総合保健事業費につきましては、各目を合わせて1,855万7千円を計上しております。こちらは保健福祉総合センター「すこやか」の維持管理費と職員2名分の人件費及び保健指導等の事業費でございます。

歳出については、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険料は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分、それぞれの県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に、保健事業等に要する費用を加えまして、保険料賦課総額を見込みました。一般被保険者、退職被保険者等を併せて、1億8,437万4千円を計上しております。前年度と比較しますと0.4%の減でござ

ざいます。

同じページの下段、2款国庫支出金、1項、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金61万1千円は新規でございます。

8ページ上段の3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金につきまして、1節普通交付金、8億7,343万5千円は、令和2年度に支出いたします保険給付費に充当するため、2節特別交付金2,683万5千円は、それぞれ説明欄に記載した項目について、県から交付されるもので、いずれも通知等に基づいて計上しております。

同じページの中段、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、前年度と比較して0.4%の増、8,612万5千円を計上いたしました。

1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分ですが、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、一般会計から繰入れるものでございます。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1を負担するもので、こちらも一般会計から繰入れしようとするものでございます。

3節出産育児一時金繰入金は、1人あたり42万円、3人分の見込みに対しまして、町が3分の2を負担するもので、84万円を計上しております。

4節その他一般会計繰入金につきましては、保健福祉総合センター「すこやか」の施設管理分等を繰入れるものでございます。前年度から、65万5千円の増となっております。

5節財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため、繰り入れるもので、前年度と比較しまして、8.3%増の1,567万5千円を見込み計上いたしました。

6節一般会計事務費等繰入金は、国保会計事務費分として繰入れるもので、前年度と比較しまして、0.7%の増、1,228万円を計上いたしました。

6款繰越金につきましては、現時点で見込める額といたしまして、前年度と同額の2,500万円を計上しております。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第18 議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 加藤芳博 登壇〕

○税務住民課長（加藤芳博）

議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明いたします。

予算編成の基本的事項についてですけれども、本特別会計は、保険料と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金の収入と、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と、後期高齢者検診に要する費用等の予算でございます。

令和2年度は、2年ごとに行われます保険料改定の年度となることから千葉県後期高齢者医療広域連合からの通知等を精査いたしまして、適切な額の計上に努めております。

それでは、1ページをお願いいたします。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,300万7千円にしようとするものでございます。前年度当初予算と比較しますと、6.1%の増となります。

歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費で、前年度と比較しまして、66万7千円の減、128万3千円を計上いたしま

した。減となった要因ですけれども、データ連携用ファイアウォールの設置が完了いたしました。令和2年度につきましては、保守委託のみとなったためでございます。

2項徴収費につきましては、保険料の徴収に関する経費あるいは本算定に伴う算定処理委託料が主なもので、90万5千円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度と比較しまして、723万8千円の増、1億3,511万1千円を計上いたしました。

被保険者数の増加及び保険料率の引き上げによりまして、保険料分の納付金が増額となったためでございます。

9ページをお願いいたします。

3款、1項、1目保健事業費255万4千円につきましては、広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により実施しております総合検診の健康診査が主な費用でございます。

2目疾病予防費65万円は、人間ドック助成金で、受診者13人分を見込みんでおります。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、総額9,994万3千円を計上いたしました。前年度と比較して、10.2%の増でございます。主な要因としては、千葉県後期高齢者医療広域連合が定めました令和2年度、3年度の保険料率が直近2か年と比較しますと、1人当たり平均保険料年額で6.9%増額となったためでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金及び保険料軽減額に対する補填分であります2目保険基盤安定繰入金につきましては、合せて、3,752万5千円を計上いたしました。前年度と比較し、6.5%の減額でございます。

1番下になりますが、4款諸収入、4項受託事業収入303万3千円につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による検診事業分が主なものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第19 議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ13億315万円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、5,404万4千円、4.3%の増となるものでございます。本予算につきましては、令和元年度実績見込みを考慮して、編成させていただいたところでございます。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第1款総務費は、総額で前年度予算額とほぼ同額の1,188万7千円を予定しました。

第1項総務管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。

第2項賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。

第3項介護認定審査会費は、第1目介護認定審査会費の認定審査委員10名が2班に分かれに隔週ごとに実施する委員会の委員報酬及び、11ページをお願いいたします、第2目認定調査費の役務費における各医療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。

11ページ下段の第1項介護サービス等諸費における第1目居宅介護サービス給付費から12ページの第6目居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問介護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付でございまして、対前年度比3,646万2千円、3.4%増の総額1億2,482万7千円を予定いたしました。増額理由につきましては、昨年度の台風による被災で、在宅介護、施設介護等のサービスを利用する方が増加したことや昨年10月から介護報酬が改正されたことを考慮し、予算編成を行ったことによるものでございます。

12ページ下段から13ページ中段までの第2項介護予防サービス等諸費における第1目介護予防サービス給付費から第4目介護予防サービス計画給付費までは、要支援1及び2に認定された方の介護サービスに対する給付で、総額770万6千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、116万5千円、13.1%の減となっております。

第3項その他諸費は、介護給付費の審査を行っている国保連合会への手数料でありまして、96万8千円を予定いたしました。

第4項高額介護サービス費は、1ヶ月に支払った介護サービスの利用負担額が、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費でありまして、総額2,922万8千円を予定いたしました。昨年度と比較いたしまして、269万6千円、10.2%の増となっております。

第1項介護サービス等諸費の予算に比例した予算編成となっておりますのでございます。

第5項高額医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費及び介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給するものでありまして、総額355万5千円を予定いたしました。

第6項特定入所者介護サービス費であります。介護施設に入所されている方の食費や居住費の負担額は、課税状況等に応じて定められております。当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として、総額5,697万2千円を予定いたしました。

15ページ中段をお願いいたします。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目第1号被保険者還付金であります。過年度の資格喪失等により第1号被保険者から過大に徴収した分の介護保険料の還付と台風災害で、住家が半壊以上の損害を受けた第1号被保険者に対して、発災以降の介護保険料及び介護サービス利用料を還付するために、1,393万4千円を予定いたしました。なお、介護保険料の還付につきましては286名、介護サービス利用料の還付には172名を見込んでおります。

16ページをお願いいたします。

第6款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防サービス給付費から移行した訪問介護及び通所介護と訪問、通所の計画策定に係るサービスに対する給付費であり、総額1,543万2千円を予定いたしました。

第2項一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施する費用で、1,613万5千円を予定いたしました。

17ページ中段をお願いいたします。

第3項包括的支援事業・任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導・助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費でございます。

19ページ中段をお願いいたします。

総額で、2,150万1千円を予定いたしました。前年度と比較いたしまして、108万7千円の減となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料は、第7期介護保険計画の策定に基づき算出された保険料を各段階の被保険者見込数に乗じた額の合算等により、総額2億4,779万6千円を予定いたしました。

前年度と比較いたしまして、167万8千円、0.7%の減となっております。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金の2億1,701万8千円は、歳出第2款保険給付費の居宅等に係るサービス給付費に対して20%、施設に係るサービス給付費に対しましては、15%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金の1億1,129万4千円は、歳出第2款保険給付費に対して8%の補助率を見込んだ9,786万円と台風災害で還付する介護保険料及び介護サービス利用料の全額1,343万4千円を計上しております。

第2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)の801万7千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率25%を乗じて算

出された合計額を計上いたしております。

第3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の823万9千円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率38.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第4目保険者機能強化推進交付金の124万5千円は、地域支援事業費における自立支援・重度化防止等に向けた地域ケア会議及び研修会並びに介護人材の取り組みに対して交付される交付金でございます。前年度交付額と同額を見込み計上させていただいたところでございます。

8ページをお願いいたします。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金の3億3,027万9千円は、第2号被保険者の保険料分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出第2款保険給付費に対して負担率27%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第2目地域支援事業支援交付金の865万8千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、負担率27%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第5款県支出金、第1項県負担金の1億8,053万8千円は、歳出第2款保険給付費の居宅に係るサービス給付費に対して12.5%、施設に係るサービス給付費に対しては17.5%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上いたしました。

第2項県補助金、第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の400万8千円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の412万円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金の1億5,290万8千円は、歳出第2款保険給付費に対して負担率12.5%を乗じて算出された額を計上いたしました。

第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の457万円は、歳出第6款地域支援事業費における第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第2項一般介護予防事業費及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上いたしました。

第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の480万6千

円は、歳出第6款地域支援事業費における第3項包括的支援事業・任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額等を計上いたしました。

第4目その他一般会計繰入金の1,188万7千円は、事務費に係る繰入金を計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金は、歳出額に対し、歳入の不足する額776万1千円を基金から取り崩すことをお願いするものでございます。これにより、当初予算編成後の基金残高は52万円となる見込みでございます。

20ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより、令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第20 議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」を議

題といたします。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 杉田和信 登壇〕

○保健福祉課長（杉田和信）

議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」ご説明申し上げます。

予算書の3ページをお開き願います。

実施計画に基づき、ご説明申し上げます。

はじめに、収益的収入でございますが、第1款病院事業収益は、8,029万5千円を予定いたしました。

第1項医業収益、第1目その他医業収益は、指定管理者が収受した診断書料等の文書料であり、264万円を予定いたしました。

第2項医業外収益、第1目他会計負担金77万7千円は、国が定める繰出基準に基づく、企業債元利償還に係る一般会計からの負担金でございます。

第2目他会計補助金は、指定管理者への交付金及び経費等に充当するための一般会計からの補助金で、7,293万3千円を予定いたしました。このうち、7千万円は、指定管理者であります鋸南きさらぎ会への交付金でありまして、引き続き経営安定のためをお願いするものでございます。

第3目長期前受金戻入294万5千円は、規定に基づき有形固定資産の取得の際に受けた国や県の補助金を減価償却し、現金の伴わない収益として計上するものでございます。

第4目その他医業外収益100万円は、病院施設等の使用に係る指定管理者からの負担金でございます。

次に、収益的支出でございますが、第1款病院事業費用は、1億450万4千円を予定いたしました。

第1項医業費用、第1目経費は、修繕費等の運営経費として354万1千円を予定いたしました。

第2目減価償却費は2,715万4千円を、第3目指定管理者交付金は、指定管理者である鋸南きさらぎ会へ支出するもので、病院の運営費7千万円と収入いたしました文書料264万円の計7,264万円を予定したところでございます。

第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の償還利息116万9千円を予定いたしました。

4ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は、2,177万円を予定いたしました。

た。

第1項、第1目企業債850万円は、支出の建設改良費における財源として借り受けるものでございます。

第2項出資金、第1目一般会計出資金1,327万円は、借受けた企業債の元金償還にあたり、一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、収入と同額の2,177万円を予定いたしました。

第1項建設改良費、第1目有形固定資産購入費850万円は、病院正面玄関を入り、右側のエレベーターにおいて経年劣化により、補修工事をお願いするものでございます。

第2項、第1目企業債償還金1,327万円は、建物及び医療機器に係る借受けた企業債の元金償還をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

令和2年度の予定キャッシュ・フロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、下段の1,217万2千円と見込みました。

6ページから8ページまでは、令和元年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表、9ページ、10ページは、令和2年度の予定貸借対照表でございます。後ほど、ご参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明が終わりました。

これより令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に係ることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

7番 渡邊信廣議員。

7番（渡邊信廣）

今の説明の中で、鋸南病院に対しての補助金として7千万、これについては、当初4千万から3千万プラスして、これ3年目になりますけれども、どういう根拠のもとに7千万を予算計上しなければならないのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（青木悦子）

今の質疑ですが、予算審査の中で質問していただきたいと思います。

他に質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（青木悦子）

日程第21 議案20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」を議題といたします。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 平嶋隆 登壇〕

○建設水道課長（平嶋隆）

議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」ご説明いたします。

予算書1ページ及び別添の予算説明書を併せてご覧願います。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数3,560戸、5,780栓、給水人口7,372人を予定し、年間総給水量を、106万2千 m^3 、1日平均給水量を、2,909 m^3 、1日平均1人当たり給水量を395 l といたしました。給水戸数、年間総給水量等は、令和2年1月末までの実績を基に推計させていただきました。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、3ページから5ページの実施計画によりましてご説明いたします。

それでは、3ページをお願いいたします。

収益的収入でございますが、第1款水道事業収益の総額を5億586万2千円と定めました。

第1項営業収益を2億6,734万1千円とし、主な収益といたしまして、第1目給水収益で2億6,591万5千円を予定いたしました。

第2項営業外収益では、2億3,852万1千円を予定いたしました。主な収益といたしまして、第3目県補助金は市町村水道総合対策補助金分といたしまして、9,60

0万円を、第4目他会計補助金では、一般会計より市町村水道総合対策補助金分として、1億円及び児童手当分といたしまして、63万6千円を予定いたしました。

また、第5目長期前受金戻入は現金の伴わない収益でございますが、4,113万5千円を予定いたしました。

4ページをお願いいたします。

次に、収益的支出でございますが、第1款水道事業費の総額を4億6,954万7千円と決めました。

第1項営業費用では、4億3,806万3千円を予定いたしました。主な支出といたしまして、職員給与費6,889万2千円、委託料1,755万7千円、各施設の修繕費883万6千円、動力費959万9千円、薬品費710万5千円、南房総広域水道企業団からの受水費1億5,013万7千円、減価償却費1億6,229万1千円を予定いたしました。

第2項営業外費用では、3,138万4千円を予定いたしました。第1目支払利息の2,389万7千円が主なものでございます。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、第1款資本的収入の総額を5,590万円と決めました。

第1項企業債は、令和2年度に予定いたします工事に係る借入金といたしまして、5,590万円予定いたしました。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出の総額を、2億1,673万7千円と決めました。

第1項建設改良費、第2目配水施設改良費は、第2配水池耐震診断及び補強工事実施設計業務委託及び第1配水池耐震診断工事と計画に沿って行います配水管布設工事を予定いたしまして、5,667万7千円といたしました。

第3目浄水施設改修費は、加圧所改修工事及び浄水場設備改修工事等1,492万円を予定しました。

また、第2項企業債償還金におきましては、1億3,816万5千円を予定いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,083万7千円は、過年度分損益勘定留保資金5,372万6千円、当年度分損益勘定留保資金1億6万4千円及び当年度分消費税資本的収支調整額704万7千円で補てんすることといたしました。

6ページをお願いいたします。

令和2年度鋸南町水道事業予定キャッシュ・フローでございますが、年度末における資金残高は、3億7,599万8千円となる見込みでございます。

7ページから9ページは職員の給与等に関する明細、10ページは、債務負担行為に関する調書、11ページから14ページは、令和元年度鋸南町水道事業予定損益計算書

及び予定貸借対照表、15ページから17ページは、令和2年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございますので、後ほどご参照願います、

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木悦子）

議案の説明がありました。

これより、令和2年度鋸南町水道事業会計予算全般に係ることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」は予算審査特別委員会に付託のうえ、審査いたしたいと思いを。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… 休 憩 ・ 午後 2 時 4 7 分 ……………

…………… 再 開 ・ 午後 2 時 4 9 分 ……………

○議長（青木悦子）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議案付託表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配布いたしました。

議案第15号 一般会計予算、議案第16号 国民健康保険特別会計予算、議案第17号 後期高齢者医療特別会計予算、議案第18号 介護保険特別会計予算、議案第1

9号 鋸南病院事業会計予算、議案第20号 水道事業会計予算については、休会中の3月9日午前10時から、それぞれ予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

◎散会の宣言

○議長（青木悦子）

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたします。

3月9日は午前10時から予算審査特別委員会をお願いいたします。

最終日の3月13日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後 2 時 5 1 分 ……………

令和2年第2回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和2年3月13日 午後2時開議

日程第1	議案第15号	令和2年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第16号	令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第17号	令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第18号	令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第19号	令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第20号	令和2年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1 番 笹 生 あ す か 議 員	2 番 早 川 正 也 議 員
3 番 竹 田 和 明 議 員	4 番 大 塚 昇 議 員
5 番 青 木 悦 子 議 員	6 番 笹 生 久 男 議 員
7 番 渡 邊 信 廣 議 員	8 番 小 藤 田 一 幸 議 員
9 番 鈴 木 辰 也 議 員	11 番 笹 生 正 己 議 員
12 番 平 島 孝 一 郎 議 員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和	副 町 長 内 田 正 司
教 育 長 富 永 安 男	総務企画課長 平 野 幸 男
税務住民課長 加 藤 芳 博	保健福祉課長 杉 田 和 信
地域振興課長 飯 田 浩	建設水道課長 平 嶋 隆
教 育 課 長 福 原 規 生	会 計 管 理 者 寺 本 幸 弘
総務管理室長 安 田 隆 博	監 査 委 員 柴 本 健 二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 笹 生 矩 義 書 記 安 藤 睦

…………… 開 議 ・ 午 後 2 時 0 0 分 ……………

◎開議の宣言

○議長（青木悦子）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、ご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（青木悦子）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布しておきました。

◎議案第15号の委員長報告、討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第1 議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算について」を議題といたします。

本案については、予算審査特別委員会に付託し審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 小藤田一幸委員長。

[予算審査特別委員会委員長 小藤田一幸 登壇]

○予算審査特別委員会委員長（小藤田一幸）

予算審査特別委員会に付託されました、「令和2年度鋸南町一般会計予算」の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査にあたり、各委員より多くの質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

審査した順番に、課ごとに報告いたします。

まず、総務企画課関係について、はじめに、総括質疑について報告します。

「行財政改革に取り組むことは、非常に重要だと思っているが、令和2年中どんな取り組みをするのか」との総括質疑に対し、「次期、鋸南町行財政改革指針の作成を令和2年度に予定しています。各課から提出された行財政改革個別提案を、室長で構成する検討委員会で検討し、案を取りまとめ、副町長を本部長とする本部会議に諮る予定です。

昨年の災害後、厳しい財政運営を求められており、予算編成当初、要求総額は約42億円でした。各課へのヒアリングと内容等精査により2億円ほど圧縮し、令和2年度予算を編成しました。

予算中、行財政改革に寄与するものでは、継続して実施するものとして、橋梁や漁港の長寿命化、中学校体育館、資料館に続き、新たに海洋センター体育館照明のLED化、ホームページ更新による保守委託料の削減、事務用再生紙の入札などが挙げられます。

また、既に導入済の家屋評価システムや財務システムのクラウド化により、職員の業務効率化が図られ、住民の利便性を向上させたコンビニ収納も行財政改革の一環と考えます。

国の行財政改革方針をもとに、他の自治体の事例も参考に、財政規模にあった行財政改革を行っていきます」との答弁がありました。

以下、その他の質疑及び答弁を報告します。

「旧鋸南幼稚園敷地と旧保田小プール用地の購入に関して、交流施設の周辺整備計画の進捗状況について問う」との質疑に対し、「整備基本計画は、災害の関係で繰越事業となっており、3月末に予定した住民を含めた対話集會も、新型肺炎のため中止としました。一日も早く計画を固め、7月末をめざし策定したいと考えています」との答弁がありました。

「整備計画が出来ておらず、災害等で経済的に厳しい状況で、購入することに疑問を感じる。1年延ばす考えはないのか」との再質疑に対し、「土地は、道の駐車場とするため購入しますが、駐車場の拡張で来客数の増加が期待できます。計画は出来ていませんが、厳しい状況にあるからこそ、復興・復旧のために経済回復を図る必要もあり、少しでも早い整備をと考えます」との答弁がありました。

「制度改正により臨時職員賃金が会計年度任用職員報酬に変わるが、元年度と2年度で人数、支出額にどの程度の差が出るのか、また全員のパートタイム雇用を考えているようだが、フルタイムを希望した場合、希望に添うのか」との質疑に対し、「人数は、127名が107名となり、20名減りますが、支出科目が委託料や報償費に移行するため減となったものです。金額については、本給、期末手当、通勤費合わせて約2,814万円増える見込です。雇用方法については、職の整理、近隣の状況も踏まえ、パートタイムでの雇い入れを考えています」との答弁があり、「夜遅くまで残業をする役場職員

がおり、職務が増加したと感じる者も多いと聞く。部署や担当によりで状況が異なると思うが、職員数は適正なのか」との再質疑に対し、「定員管理計画では105名です。5年毎に更新していますが、通常業務に加え、災害対応・コロナ対策など新たな業務が増えています。臨時職員を採用し、負荷を減らすよう取り組んできました。会計年度任用職員制度が導入されますので、現場の状況を判断し、必要であれば、見直していきたい」との答弁がありました。

「地域力再生支援事業補助金について、対象となる事業の説明を」との質疑に対し、「清掃活動や地区愛護活動など皆で行い、地域コミュニティの基盤強化が望めるものを対象とします。厳しい制約はしないよう考えていますが、既存の事業では補助効果が薄れるので、できるだけ新規事業に補助したい。ただし、人件費や懇親目的の宴会等は除外します」との答弁があり、「事業項目に、協働・融和・伝統の更なる充実とあるが、従来の取り組みに対しても補助が可能であると解せるが」との再質疑に対し、「付加価値の付与、新規取組を追加することで、住民活力や意欲向上、伝統文化の継承に関する新たな意識の創生が図れるのであれば、可能です。交付要綱を定めたうえ、地域コミュニティの基盤強化、防災力の強化、生活基盤の強化などのメニューを示し、申請には柔軟に対応したい」との答弁がありました。

税務住民課関係について、「個人番号カードの発行状況は、他の自治体と比較しどうか」との質疑に対し、「令和2年1月末現在、申請者が1,389名、交付者が1,250名で、県の平均をやや下回る程度で、近隣の市町村と同程度です」との答弁があり、「顔写真付きの本人確認書類を持たない高齢者に個人番号カードの取得を周知すべきでは」との再質疑に対し、「利用範囲の拡大の際は、町報等で周知していきます」との答弁がありました。

「差し押さえの件数、滞納整理の状況の説明を」との質疑に対し、「年度当初の滞納額は、約8,840万円で、その内訳は徴収済額が約1,800万円、差押済額が約1,150万円、分納している者の対象額が約4,850万円、残り約1千万円のうち、約260万円は執行停止をしています」との答弁がありました。

保健福祉課関係について、「老人センターの指定管理を考えているか」との質疑に対し、「施設の活用を考えるうえで、指定管理についても検討していきます」との答弁がありました。

「現在、訪問看護の利用者数は何人か」との質疑に対し、「昨年度は平均38人です。訪問看護は医師の指示により実施しますが、指示の減少により35名程度です」との答弁があり、「鋸南病院が指示している対象者の数は」との再質疑に対し、「15人です」との答弁がありました。

「鋸南病院補助金を増額して来年度で3年目となる。中・長期的な鋸南病院のあり方を考える必要があると考えるが、具体的な方針を検討しているか」との質疑に対し、「人

口減少の動向、診療報酬の減など国の施策も加味して考えなければならぬため、財団とともに検討していきたいと思っております」との答弁がありました。

「高齢化率の高い町の医療を支えていくための検討体制はあるのか」との再質疑に対し、「より具体的な話し合いの場を持ちたいと考えています」との答弁がありました。

「健康増進・食育増進・自殺対策・データヘルス計画策定業務委託に関し、策定方法と活用法等について説明を」との質疑に対し、「プロポーザルで業者選定し、アンケートによりニーズを調査、データ作成後、7名の策定委員による3回の会議を開催、委員により計画が策定されます。活用方法としては、各種教室での活用を予定し、医療費削減のため透析の予防、重症化予防等でも活用できるよう事業を進めたいと考えています」との答弁がありました。

地域振興課関係について、「観光協会補助金については、人件費の占める割合が多いと聞く。協会では観光案内所の再編の検討はしているのか」との質疑に対し、「正式な回答はありませんが、案内所を1つに絞りたいという意向はあるとのことで、今後、内部調整が図られていくものと思われまます」との答弁がありました。

「佐久間ダム公園の全体構想を作成すべきと考えるが、町の方針は」との質疑に対し、「現在、桜の植樹を進めており、今後は福島花見山公園を目指し、他の花も植樹するとともに、日本花の会など関係機関の意見も聞きながら進めたい」との答弁があり、「出会い応援サポーターは、要綱上8名となっているが4名しかいない。増員についてどのように考えているか」との質疑に対し、「4名のうち1名の方が辞意を表明していますので、町報で公募を行っています。1名の補充が見込めますので、4名で推移するものと思われまます。今後は、地域おこし協力隊にも事業参画してもらい進めていきたいと考えています」との答弁がありました。

「商店会協議会合同売出し補助金が、45万から30万円に減額された理由は」との質疑に対し、「本年度は、合同売出しに係る備品購入費15万円が加算されたため、次年度からは30万円で商工会事務局と協議済です」との答弁がありました。

「森林環境贈与税を財源として、エネルギー自給を向上させる取り組みを実施する考えはあるか」との質疑に対し、「エネルギー施策は必要だと思っております。譲与税は元年度90万円、2年度は倍増する見込みですが、これがある程度の額になった時点で進めていきたいと考えています」との答弁があり、「どの程度になれば事業を実施するのか」との再質疑に対し、「導入可能な機器やシステムの選定、多額の事業費用、採算等、問題も多いため、目途が立っていません」との答弁があり、「薪やチップの利用等、先行投資の負担が小さい取り組みからスタートするなど、今後の研究を希望する」との要望がありました。

建設水道課関係について、「勝山橋歩道橋、外野勝山線改良の進捗状況は」との質疑に対し、「昨年8月、数年ぶりに町・地権者・千葉国道事務所で協議が行われましたが、未

だ合意に至らないため、現状のまま歩道を使う予定です。しかし国道事務所が積極的な姿勢に方針転換したこともあり、引き続き3者で合意に向けて取り組んでいきます。また、外野勝山線については、早ければ令和2年度から3年度に着工予定でしたが、災害等により2年から3年は遅れる見込みで、着工から工事完了まで5年から6年かかるということです」との答弁がありました。

「広域廃棄物処理施設整備事業は、災害の影響で事業計画や候補地の見なおし等の変更があるか」との質疑に対し、「災害による計画遅延はありません。また候補地は、事業者選定委員会で選定された業者が提案するとなりますが、今月末に優先交渉権者が決まる予定で、決まり次第、議会に報告したいと考えています。」との答弁がありました。

「水道会計の財政推計では、2年度3年度とも資金残高が3億円を上回る。一方、一般会計は災害やコロナ関係で厳しい状況にある。水道会計補助金を例年同額とした理由の説明を」との質疑に対し、「予算編成時に削減の検討はしました。令和元年度当初予算では、財政調整基金を2億円以上取り崩したのに対し、2年度は2億以内で収まりましたので例年並みとしました」との答弁がありました。

教育課関係について、「事業提案方式により、業者の選定を行った、学校給食センター調理・配送業務委託に関して、その選定理由と委託料が昨年度より790万3千円増となった理由は」との質疑に対し、「2社から事業提案があり、全国的に調理員等の確保が難しくなっている状況を考慮し、業務を確実に遂行できる業者を選定、また、人員不足により業務の時給単価が高騰しており、1日15人程度、年間で195日稼働した場合は、大きな額になります」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、「令和2年度鋸南町一般会計予算について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第15号「令和2年度鋸南町一般会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

9番 鈴木辰也議員。

○9番（鈴木辰也）

議案第15号令和2年度鋸南町一般会計予算について、賛成の立場で討論します。

令和2年度予算については、前年度比2.5%増とほぼ昨年並みの予算が組まれています。歳入の4割を占める地方交付税は、前年度比2.5%の増の見込みとなっておりますが、町税は台風災害の影響で減収となる見込みで、令和2年度以降の財政運営は厳しい状況が想定されます。

昨年の台風災害からの復旧・復興工事については、元年度予算で生まれ、そのうちの多く繰越明許費として2年度に繰り越されています。全体としての予算編成には、特段の異議はありませんが、その中において、都市交流施設周辺整備事業の土地購入費1億207万円については、周辺整備計画の策定が出来ていないのに予算計上をするのは、いかがなものかと考えます。本来であれば、周辺整備計画が策定されてから予算計上をすべきところだと考えております。がしかし、昨年の台風被害の影響で策定が遅れているが、令和2年7月までに周辺整備計画の策定を終え、その後において、土地の購入をするとの答弁がありました。計画策定後の土地購入というプロセスをしっかりと踏んでいただきたい。

また、水道会計への繰り出しについては、水道事業会計への令和元年度の3月補正後の現金預金の期末残高が3億7,775万1千円、令和2年度の予算書では、現金預金の期末残高が3億7,599万8千円となっています。水道事業会計の現金預金の残高が約3億7,700万程度あるのであれば、今後、令和2年度のような非常時には、水道事業会計への繰り出し等、柔軟な予算編成をお願いしたい。

災害復旧がまだまだ進んでいない状況で、台風シーズンを迎えることは、2次災害の発生する恐れもあります。防災・減災対策、被災者支援策等に関する予算については、特段の配慮を期待します。

昨年の台風被害、新型コロナウイルス感染症等、町民、事業者の方々は心身ともに疲弊しています。町民に寄り添った予算執行を強く要望し、議案第15号令和2年度鋸南町一般会計予算の賛成討論とします。

○議長（青木悦子）

他に討論はございますか。

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号から議案第18号の委員長報告

○議長（青木悦子）

ここで、日程第2以降の議事についてお諮りいたします。

日程第2 議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」から日程第4 議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」までを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第18号までを一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」、議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 小藤田一幸委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 小藤田一幸 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（小藤田一幸）

予算審査特別委員会に付託されました、議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」から議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」審査の結果を順次報告申し上げます。

まず、最初に「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算」の審査の結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査については、2月19日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を

経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等は無く、討論省略の後、採決の結果、「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、令和2年度「鋸南町後期高齢者医療特別会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査については、2月19日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等は無く、討論省略の後、採決の結果、令和2年度「鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、令和2年度「鋸南町介護保険特別会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査については、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、令和2年度「鋸南町介護保険特別会計予算について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

◎議案第16号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第2 議案第16号「令和2年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第3 議案第17号「令和2年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第4 議案第18号「令和2年度鋸南町介護保険特別会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号から議案第20号の委員長報告

○議長（青木悦子）

ここで、日程第5以降の議事についてお諮りいたします。

日程第5 議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」及び日程第6 議案第20号「令和2年鋸南町水道事業会計予算について」を一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第20号を一括議題とすることに決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第19号「令和2年鋸南町鋸南病院事業会計予算について」、議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」を一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 小藤田一幸委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 小藤田一幸 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（小藤田一幸）

予算審査特別委員会に付託されました、議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」及び議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

まず、最初に「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算」ですが、本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

質疑の内容を要約して報告いたします。

「きさらぎ会が実施している企業努力について説明を求める」との質疑に対し、「物件費については経費節減を行い、資金繰り表を作成し運営に当たっています。経営状況が悪い場合は、院内の経営委員会に図り協議しています。保健福祉課では、毎月、資金の残金の報告を受けるとともに、必要な助言を行っています」との答弁があり、「人間ドックや検診の利用者数は」との再質疑に対し、「平成30年度は、施設健診が107件、人間ドックは3件、社会保険の検診が102件ありました」との答弁がありました。

「町ときさらぎ会との会議はどのようなメンバーでどの程度の頻度で実施しているのか」との質疑に対し「町長・副町長・保健福祉課ときさらぎ会理事の医師などと年2回協議を行っています」との答弁があり、「修繕費200万円の用途は」との質疑に対し、

「老朽化が進む病院の建物・医療機器の修繕、台風災害の未修理箇所の対応などに支出を予定しています」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、「令和2年度鋸南町水道事業会計予算」の審査結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月9日に行いました。

審査については、2月19日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等はなく、討論省略のち、採決の結果、「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

○議長（青木悦子）

報告が終わりました。

◎議案第19号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第5 議案第19号「令和2年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の討論、採決

○議長（青木悦子）

日程第6 議案第20号「令和2年度鋸南町水道事業会計予算について」は、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり「可決すべき」との報告であります。

お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（青木悦子）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長（青木悦子）

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。
よって、令和2年第2回鋸南町議会定例会を閉会いたします。
皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… 閉 会 ・ 午後2時41分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 2 年 6 月 9 日

議 会 議 長 青 木 悦 子

署 名 議 員 鈴 木 辰 也

署 名 議 員 竹 田 和 明